



0040352-000

EG77-232

被服廠跡


東京震災記念事業協会清算事務所・編

東京震災記念事業協会清算事務所

1932. 3

AGI





被服廠跡

東京震災記念事業協業會報告



財團法人
東京震災記念事業協業會

大正二一—昭和六年

拜啓
陽春の候益々御清穆奉賀候
陳者豫而本會事業に關しては各般の御高配相煩居候處以
御蔭目的を達成し昨年八月解散致し清算も亦近く結了の
運と相成候段深謝致候
就而別冊本會事業報告書贈呈候間御受納被成下度得貴意
候
敬具

昭和七年四月

財團法人
東京震災記念事業協業會清算事務所

EG77
232



369.31

81W27162

謝 辭

東京に於ける大正十二年の大震災を永遠に記念し
遭難者の靈を弔する爲本所區横綱町陸軍被服廠跡に記
念堂を建設し之に附帶する公園施設を爲すを目的とせ
る我々東京震災記念事業協会は幸に所期の目的を貫徹
し昭和六年八月三十一日解散を了したり。爾來殘務の
處理に當り今や事務完了せしを以て事業概要と解散に
至るまでの收支決算を報告し併せて本會の趣旨を贊し
援助せられたる官民各位に本會事業資金寄附者に對し
謹んで深甚の謝意を表す。

昭和七年三月

法人東京震災記念事業協會清算人

東京市長 永田秀次郎

序

回顧すれば已に十星霜大正十二年九月一日の大震火災は有史以來未曾有の大災變にして帝都の大半灰燼に歸し被害の激甚なる言語に絶し慘狀亦目視するに忍びざるものあり予當時東京市長として親しく市民各位と艱苦を共にしたるを以て感慨殊に深く帝都復興事業遂行に伴ひ不幸なる遭難者の靈魂を慰め此慘禍を永久に記念し不言の教化施設と爲す爲め當時最も慘害甚だしき本所區横網町陸軍被服廠跡に一大記念堂の建設を計畫し翌十三年春東京震災記念事業協會を設立し廣く全國に亘り資金を募りたるに國民の同情翕然として集まり畏くも

皇室より御内帑金を賜はり官民各位竝に友邦よりの深甚なる援助に依り豫定事業の進捗を見帝都復興事業の完成に續き昭和五年九月一日を以て震災記念堂の竣工式を擧ぐるに至り相續いて同所に

復興記念館の建設を終り當初の企圖完備し所期の目的を貫徹し得たるは予の感激措く能はざる處にして偶然にも此機會に予再び市長の職を汚し聊か犠牲者五萬八千の英靈を慰め得たることは責務の一片を果したるものとして歡喜禁じ得ざるものあり茲に事業の概要經過を報告するに際し本會事業に對し援助協力せられたる官民各位の熱誠なる厚意を感謝し以て序に代ふ

昭和七年三月

東京市長 永田秀次郎

例言

一、本書は續東京震災記念事業協會の事業報告書であると共に被服廠跡を中心とした大正大震災の小記録である。其の内容としては如何にして本會が興り如何なる趣旨を以て事業を遂行し如何に厚い同情と援助に依つて其れが達成せられたかをなるべく詳細に報告し、以て十年前の大災を回顧され當時の夢の様な状況を將來永く語り傳へらるべき資料として座右に供へんとするものである。従つて記述編纂は事務的の報告書の型を脱して一の史的讀み物たることを目途としたものである。

一、本會の事務は前後九年に涉り當初に於ては専任の職員多かりしも、法人設立後は主として東京市保健局公園課吏員が兼務して事務を取扱ひたる爲、自から其等に相當の移動ありて、内には創立當時より其衝に當りし者にして事業中途に物故せし向もありて、本書の記述編纂に當る者の多くは當時の事情を書類に求め他より聴取せるところに依るの外なかりしこと、親しく取扱ひたる者にあつても歲月の経過と共に記憶の薄らぎたるものもありて幾分の誤りなしとせざることは各位の御諒察を願ふところである。

一、會の事業報告以外の震災記事に就ては當時の記録を涉獵し其の精粹を記述すべき豫定なりしも、極めて短時日に公務の餘暇記述せし爲め遺憾の點甚だ多く、殊に數名の者が分業執筆せし爲文章の不統一、記事の重複又は遺漏など見受けることは又御海容を願ふところである。

二、本會員は其數實に約二十二萬に達して其内には團體にて寄附されしものも多く、他に匿名の向も又尠からずして全員の芳名を記録し難き爲め、會員規則に依る正會員以上を採録することとした。會員の總名簿は復興記念館内に格納保存し其芳志を震災記念堂と共に永遠に傳へるものである。

一、寄贈物品の中最近のものは本會に受入れず直接東京市に於て受領されたるものあるも等しく震災記念堂又は復興記念館へ寄附せられたるものなれば本報告中に併せ採録した。

二、終りに本書編纂に當り尠なからぬ援助を與へられし各位に謝意を表するものである。

昭和七年三月

財團法人 東京震災記念事業協會清算事務所

目次

第一章	大正の大震災火災	一
第二章	本會設立以前の事情	八
第三章	本會設立及組織	一四
第一節	舊協會の設立	一四
第二節	財團法人の設立	二九
一、設立並組織	二、經過	
第四章	資金の勸募	四八
第一節	寄附金	四八
一、本會直接取扱寄附金	二、區役所並府下町村役場取扱寄附金	
三、佛教聯合會取扱寄附金		
第二節	寄附興業其他	六七
第五章	御下賜金品	六九
第六章	補助金	七二
第一節	内務省補助金	七二
第二節	東京市補助金	七三

第三節 復興事務局補助金……………七五

第四節 外務省補助金……………七六

第七章 寄贈書畫……………七七

第一節 中華名士寄贈書畫……………七七

第二節 邦畫家寄贈書畫……………八〇

第八章 敷地沿革と區劃整理……………八二

第一節 用地取得と公園設備……………八二

第二節 弔祭場……………八五

第三節 敷地決定と建物整理……………八七

第九章 震災記念堂建設……………九〇

第一節 創設當時の設計案……………九〇

第二節 設計懸賞募集……………九五

一、記念堂設計懸賞募集 二、應募並審査發表

第三節 設計の變更と其結果……………一〇二

一、決定案反對の趣旨 二、變更の經過 三、新設計着手

第四節 新設計の概要……………一〇九

一、設計概要 二、構造

第五節 起工より竣功まで……………一二〇

第六節 附帶施設……………一三六

一、靈殿内の裝飾 二、納骨室 三、祭場廣間 四、向拜場及前庭

第七節 工費……………一四一

第十章 奉祀せる群靈……………一四四

第一節 納骨……………一四四

一、遭難屍體の處置 二、假納骨堂建設 三、遺骨 四、遺骨再火葬

五、震災記念堂納骨

第二節 靈名簿 附「靈位」……………一五六

一、靈名調査方針 二、調査經過 三、假靈名簿 四、靈名簿

第十一章 中華民國寄贈梵鐘……………一六三

第一節 鐘の由來……………一六三

一、中華民國の同情 二、弔靈鐘の由來

第二節 鐘樓の建設……………一六八

第三節 設計と工事……………一六八

第十二章 庭園の築造……………一七七

第一節 建設設計の趣旨……………一七七

第二節 現在の庭園概要……………一七八

第三節 建設費及材料の勸募……………一八〇

第四節 建築造……………一九二

一、建設費 二、植物其他勸募 三、勸募の實行 四、勸募の結果

一、土木と營繕 二、植物

第十三章 復興記念館……………二〇二

第一節 建築の趣旨……………二〇二

第二節 設計と施工……………二〇五

一、建築設計概要 二、給水衛生工事概要 三、設計變更

第三節 陳列品の蒐集……………二一一

一、蒐集の導火線 二、蒐集の經過

第四節 陳列品……………二一一

震火災に因る當時の記念品

旋風に因る當時の記念品

避難當時の記念品

悲しき形見、横死者の遺留品

復興途上の記念品

震災當時刊行せられたる書籍其他印刷物の類

復興途上に發せられたる書面其他

復興途上に刊行せられたる書籍其他印刷物

繪畫彫刻

模型

圖表

寫眞

東京震災記念事業協會事業資料

第十四章 附帶施設……………三〇四

第一節 事務所……………三〇四

第二節 震災遭難兒童弔魂像……………三〇五

第三節 其他……………三一二

一、柵と門 二、公衆便所

第十五章 祭典と法要……………三一三

第一節 四十九日祭……………三一三

第二節 神式一年祭竝佛式法要……………三一七

第三節 聖上陛下震災記念堂に行幸……………三二〇

第四節 神式七年祭竝佛式法要記念堂落成式……………三二二

第五節 國母陛下震災記念堂に行啓……………三二五

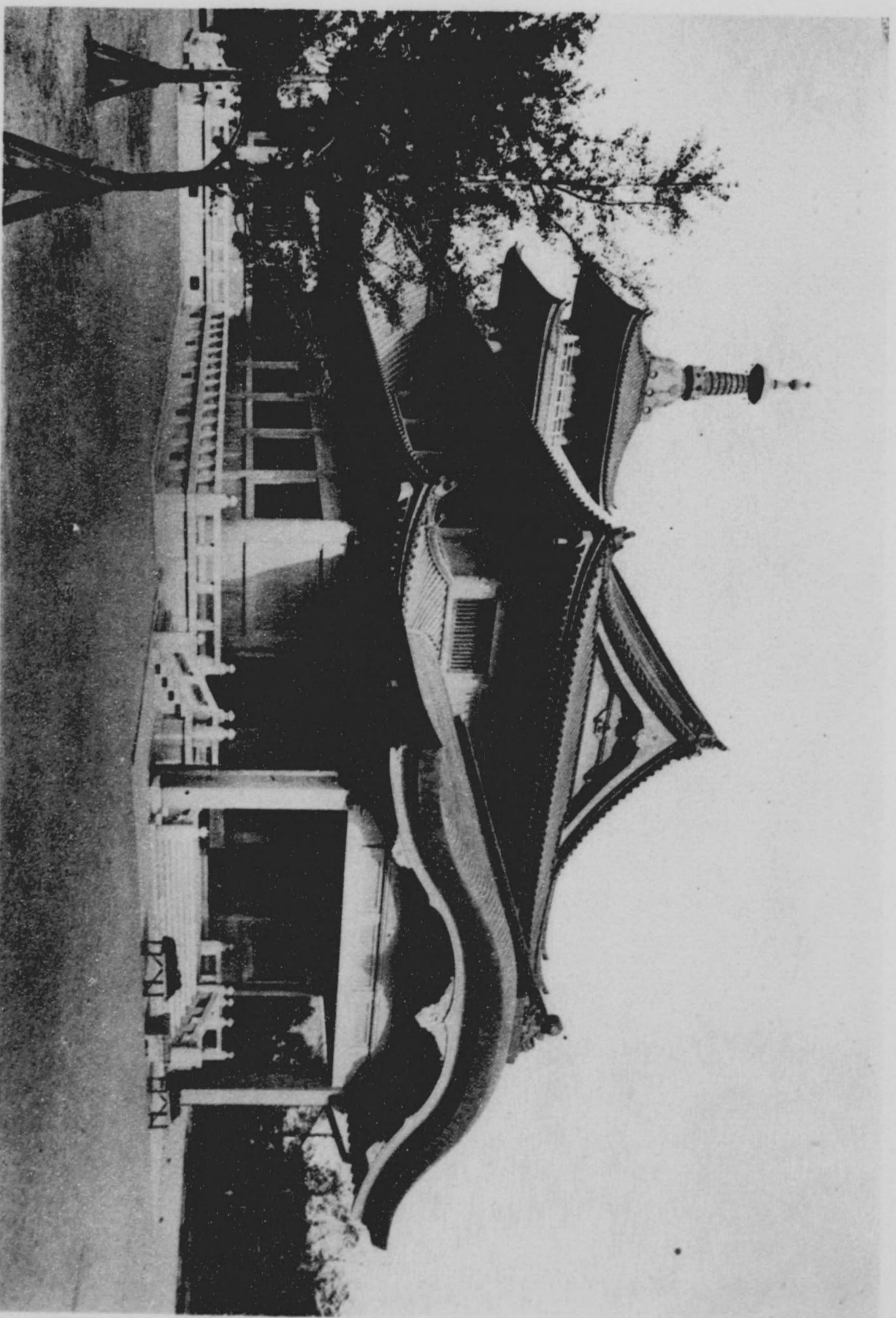
第六節 記念堂落成式後に於ける催物其他……………三二六

第十六章 餘錄……………三二八

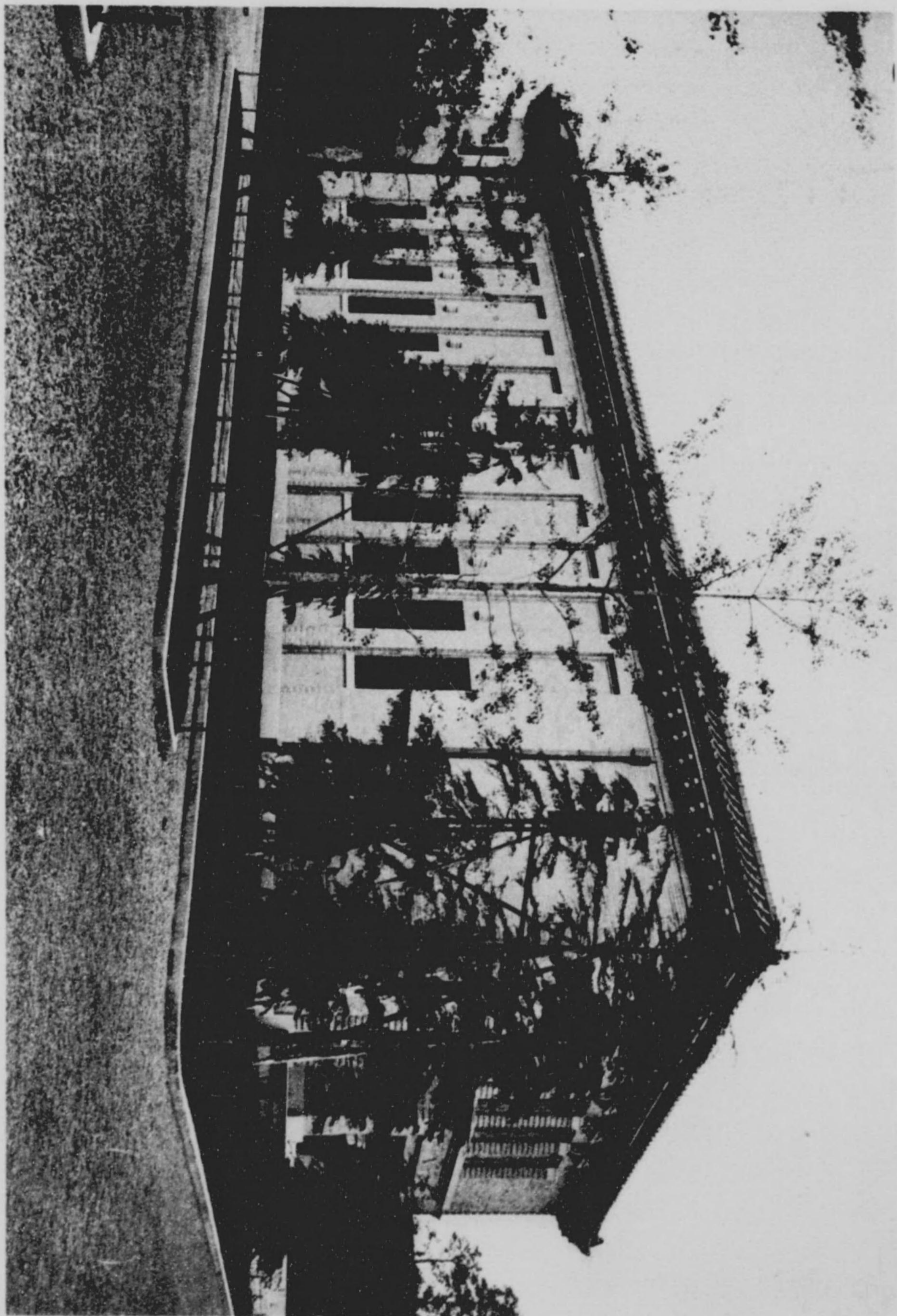
被服廠跡の思ひ出

分骨に現はれた遺族の眞情

	第一年祭と假納骨堂の淨財	補助金と罹災者の熱誠	
	悲しみの群像に就て	弔靈鐘に就て	
	靈災記念堂に奉安せる佛舍利に就て		
第十七章	收支決算報告		三四四
第十八章	會員名簿		三四九
以上			



震 災 記 念 堂



復興紀念館



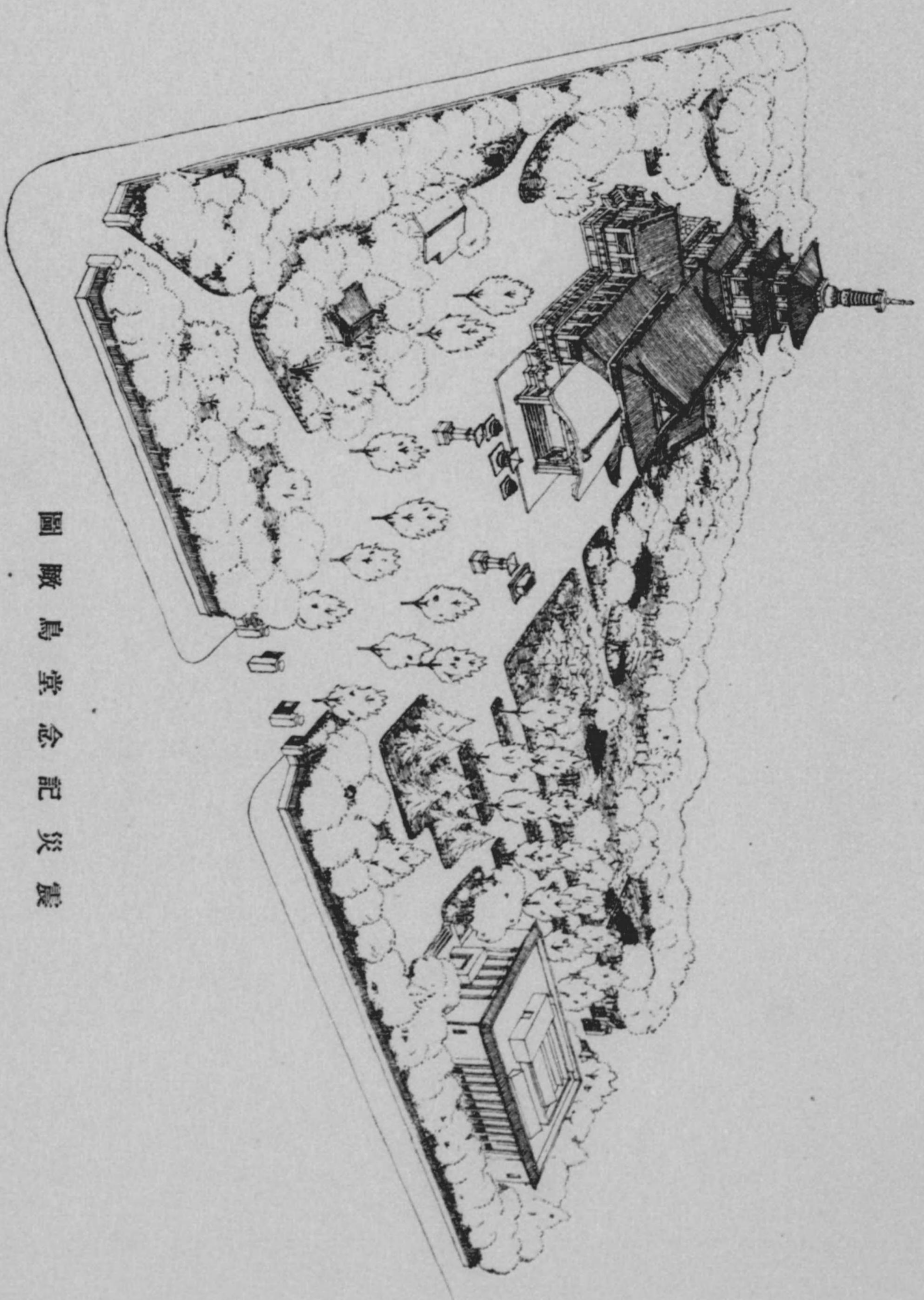
長 會 及 問 顧

氏一榮澤濂 ^{爵子故} 3	氏郎次秀田永 2	氏平新藤後 ^{爵伯故} 1
氏道弘保久西 ^故 6	氏郎次善切堀 5	氏郎芳谷阪 ^{爵男} 4
氏公是村中 ^故 9	氏男喜多澤伊 8	氏彦乙來市 7



員 職 務 主 及 員 役

氏六	靜	多	本	4	氏惠	保	澤	柳	3	氏雄	光	田	宮	2	氏吉	鶴	山	丸	1	
氏彦	忠	田	岡	8	氏一	功	藤	佐	7	氏賀	正	山	見	6	氏郎	一	隆	岡	長	5
氏一	義	野	小	12	氏孟	木	荒	11	氏吉	佑	上	白	10	氏靖	本	塚	9			
氏郎	三	新	近	16	氏雄	俊	渡	馬	15	氏太	雷	山	藤	14	氏弘	政	田	太	13	
氏憲	安	口	山	20	氏七	彦	牧	19	氏德	瑞	村	池	菊	22	氏藏	健	本	川	中	21
氏夫	勝	美	佐	24	氏郎	一	西	大	23	氏三	慎	田	藤	26	氏閉	守	藤	齋	25	
氏忠	久	瀬	廣	28	氏中	田	船	27	氏一	謙	廣	中	藤	30	氏助	之	誠	郷	29	
氏郎	次	祐	山	32	氏郎	太	虎	塚	31	氏郎	太	廣	中	藤	30	氏助	之	誠	郷	29
氏丈	千	木	小	36	氏尊	時	十	35	氏治	政	橋	石	34	氏太	忠	東	伊	33		
氏一	孝	原	萩	40	氏義	廣	塚	平	39	氏信	口	溝	38	氏兒	達	藤	近	故	37	
氏器	利	野	佐	44	氏郎	七	島	小	43	氏郎	二	野	小	42	氏清	下	井	41		
氏憲	正	勝	48	氏郎	一	誠	井	安	47	氏吉	卯	本	米	46	氏義	重	田	福	45	



震災紀念堂鳥瞰圖

被服廠跡

第一章



大正の大震火災

我國の聖史の上にかつて無き慘禍の日として凄惨な記録を止めた、彼の大災厄の日、大正十二年九月一日は、今は全市民が等しく不慮の事變に處する戒の日となり、悲しみの刻、午前十一時五十八分には護りの鐘が強く胸に響く。

我れ人共に、想ひをこの日この時に致すならば、自づと涙は新たに、心に降りそゞぐのを禁じ得ないであらう。

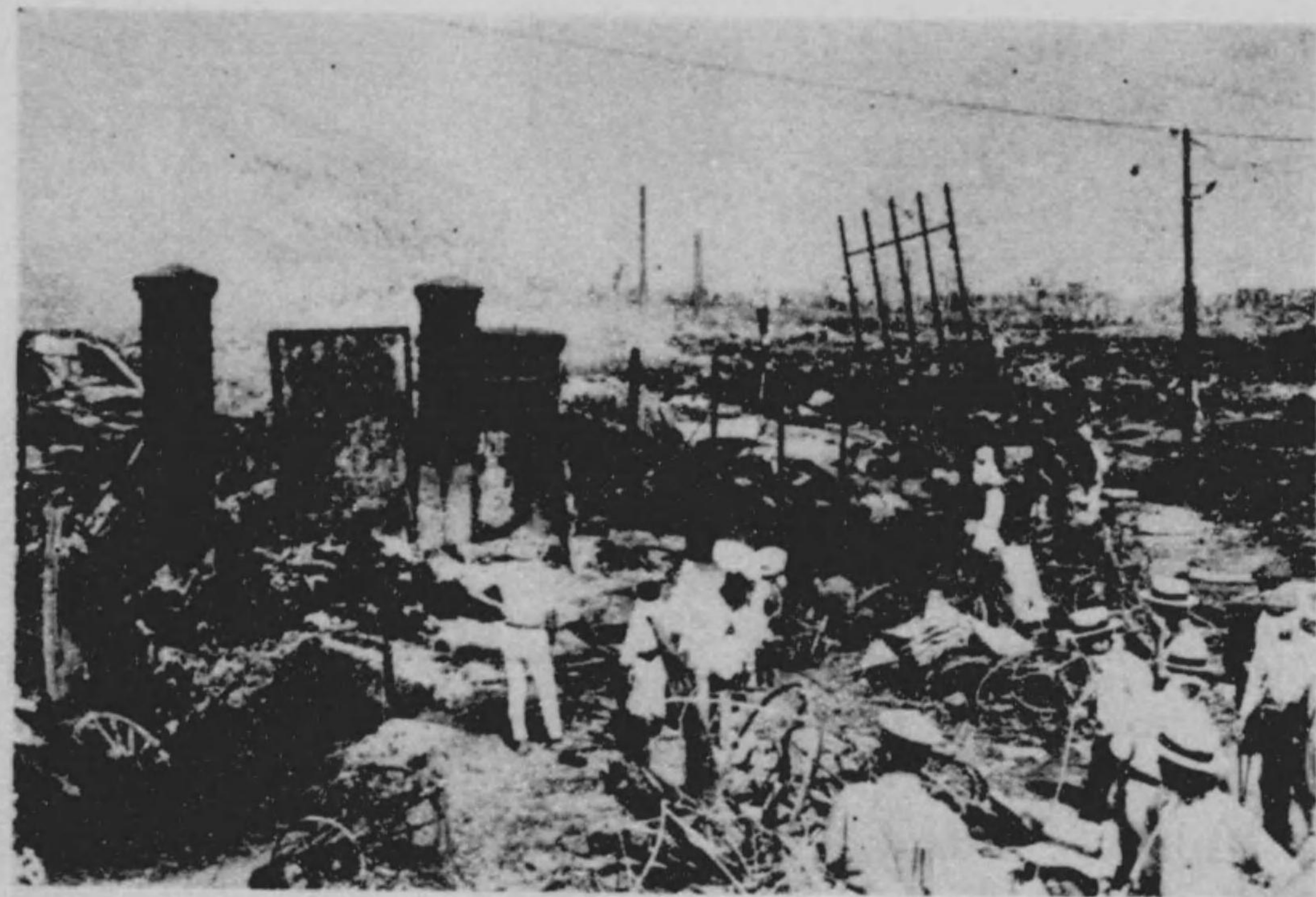
此の日は早朝から珍らしい暴風雨が襲來した。然し二百十日の前日ではあり、何人も異とはしなかつたが、不思議にも午前十時頃には、さしもの暴風雨も拭つたやうに治まり、平和な初秋の日とはなつた。この數刻の靜寂こそ驚天動地の災害を惹起する天變の前兆であらうとは誰れかよくこゝに思ひ及んだものがあつたであらうか。

今、全市を擧げて樂しき午砲を待つこと二分前、市民の多くは家庭に官署に或は會社に、午食の卓

に團欒の箸を手にしてゐる刹那であつた。無氣味な地鳴が聞こえたと思ふ間もなく、天地の鳴動につれて全市の地盤は地軸の碎けたかと思はれるばかり、唸りをなして揺れて来た。壮大にして最新の構造になつた九階建の丸の内ビルディングすら怒濤に弄ばるゝ木の葉の觀があつた。高塔も小屋ものかは、壁は割れ、柱は碎け、濛々たる土煙は全市に漲つて、阿鼻叫喚の巷と化した帝都の隨所には度を失つた人々の狂ひ泣き叫ぶ悲鳴が起り、さながら斯くしてこの世は終るかと思はれたのであつた。

斯くて大日本帝國の首府として、總ての機關の中心地であり、國土の富の大半と最新文明の力を傾けて築かれた東洋第一の大都市も、一轉瞬の震動を受けた結果は大江戸以来の遺寶と新東京の壯麗なる姿を没して悲風の中に惨しき殘骸を横へたのである。人生驚心、駭魄すべきこと決して尠くないけれども、斯く無慘に激變した東京市の如きは世界史上にも稀れなことであらう。

この災厄の根本をなす震源地は、東京の南二十六里、即ち伊豆大島の東方四五里の海底で、相模灣海溝最深部の陥落であつた。震域は東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨、静岡、茨城等一府六縣に亘つて一日午前十一時五十八分四十五秒の發震以來、大小の餘震相次いで起り、地



震災翌日の被服廠跡

震國と呼ばれるゝ我國ですら、略平均三ヶ年間に起る位の地震を唯此三日間に経験したと云はれて居る。大震の初期に必然的に伴ふ揺り返しは、何れも路上にある者が僅に歩行出来る程度の猛烈さであつた。都下に住む不幸なる人々は、此等の激震に脅かされ、壓殺されるところへ、此處彼處に燃へ上つた悪火の爲に災ひは更に倍加し、焔の渦に忽ち進退に窮し、避難に次ぐ又避難果ては轉落、怨嗟、哀叫、悲鳴に日と夜とを徹した。人々の多くは場末の露に身を投げかけて、家なく衣なく、一掬の食すら得られぬ惨苦の中に、今一瞬の後は命をも知り難い有様であつた。而して最初の激震と同時に、一切の交通機關及通信機關は杜絶し、市民の生活上一日も缺くことの出来ぬ水道、電燈、瓦斯も亦其用をなさず、精神的にも、物質的にも全市は總て暗黒と化した。かてゝ劫火は果しなく延焼し、曰く大地震の再來、曰く不逞の徒の横行、曰く何、曰く何と、流言蜚語は恐怖と不安に昂奮しきつてゐる市民の神経を焦燥たせ、遂には各自武器を掲げて自ら衛るに至らしめた。

地震に火事は付きものとは云へ、今回の大地震は恰も晝餐時であつた爲、殆んど總ての家庭では火を使用して居つたので、地震に脅かされて戸外に飛出した人達は之を消す餘裕なく、又激動の爲め薬店其他で、薬品の爆發、發火を引き起して、發震後僅々十分に足らずして、八十八ヶ所から猛火は燃え上つたのである。後に精査されて百三十ヶ所と言はれ、その後にも亦増加してゐる。此等の中には飛火による發火もあるが、多くは震災に原因するものか、若しくは過失であつた。放火説も數ヶ所に就て傳へられたけれども、此は全く流言らしく、信すべき確證はなかつた。そして風速十七米もあつた南風は、大火に伴つて氣流の變化を來し、夕刻迄に三回も風向きを變へて、漸次烈風となり、局部々々に旋風を起した。人々は唯もう阿然として手を下す術も無く、僅かに池や川、堀の水で消火に勉めて、二十三ヶ所を消し止めたものゝ、大局より見れば何等の効果も無く、遂に神田、京橋

本所深川、淺草、下谷を殆んど全焼して本郷、麴町、赤坂、芝を半焼し、帝都の最も活躍して居る大半を焦土と化したのであつた。

大火當夜の光景程恐ろしいものはなく、全くこれが此世の出来事とは思はれなかつた。地震と同時に發火した時には、よもや斯程の大火にならうとは何人たりとも想像だにしなかつたところであらう。初め日比谷の一角に揚つた火の手は先づ警視廳を舐め、帝劇を焼き、一方數寄屋橋を越えて銀座を襲つた。此時既に他の火の手は市中至る處から燃え上り、濛々たる黒煙は天日を罩めて、紅蓮の舌は、輝く星をも焼くかと思はれた。所々に渦巻く旋風はめらくと燃え上る數千丈の炎を引摺んで地上に敲きつけ、其からそれへと燃え擴がるのであつた。風下に飛ぶ火の子の凄じさ、其の中を一團となつて打群れて泣き叫びながら逃げ走る避難者の潮のやうな流れの内には、背の荷に何か火の子が落ちて燃え出したことも知らず、右往左往し走り続ける姿も哀れである。あの瞬間を眼の邊にしたならば、鴨長明が再來したとて恐らく筆を擱くよりほかなかつたであらう。

旋風は又火元が多かつたことと相俟つて隨所に物と人を捲上げ、死人の山を築いたのであつた。地震で倒れた家屋の下敷となつて、生きながら焼かれた者は、骨さへ分らずに終つたであらう。街上に轉々倒れてゐる死體だけでも、夥しい數であつて、殊に本所被服廠跡の三萬八千を算え、兩國、淺草橋、坂本等の小公園は絶好の避難場として樹林に陰れた薄倅な避難者の最期の地となつた。更に猛火と人の濤に追はれて、隅田川に落ちて溺れた者、永代其他の橋と共に焼け落ちた者、吉原の池で死んだ者等、果して幾千あつたか想像する事も出来ぬ。災後月餘を経ても隅田川の流れに浮ぶ屍

は失せなかつた程である。當日晝間の地震の恐ろしさは何時か忘れて、火の手にのみ恐れ、戦慄したのは無理からぬことであつた。有史以來世界の大火史から見て今回の大震災後の大火の如きは、其焼失面積から又二十一萬九千戸と云ふ戸數から云つても、將又判名死者七萬四千、行方不明者一萬三千餘と云ふ數から云つても、殆んど前例に無い處である。今回の災害は大正の大地震と呼ばるゝよりは、大正の大震災と云ふべきが至當である。

地震に續いての大震災は東京に於ける文化の粹、吾人爲の一切は完全に破却し盡され、建築、港灣、街路、鐵道、電信、電話、水道、電氣、瓦斯總ては空しくなつたのであつた。此時に當つて先づ非常徵發令が布かれ、剩餘金九百五十萬圓を救護費に充て、物資の補給其他に従ふ一方、戒嚴令を布いて、安寧秩序の恢復、罹災民の救護に不眠不休、整然たる活動が開始された。次いで金錢支拂ひを一ヶ月間延期する所謂モラトリアムに關する勅令を始め、浮説を流布し、人心を惑亂せしむる徒を十年以下の徵役に處する取締令、並に暴利を貪る者を三年以下の懲役に處する暴利取締令等三大緊急勅令が布かれ、次いで鮮人云々の蒙説に關する人心安定をのぞむ告諭が出された。一方、貴衆兩議院長、實業界巨頭其他會して大震災善後會を組織した。畏くも御内帑金の御下賜に次いで、大詔煥發あらせられ、續いて設置せられた帝都復興審議會及此が特別執行機關たる帝都復興院は此旨を體して組織せられたものであつた。他に關東戒嚴司令部、東京府、市、警視廳を始め、日本赤十字社、濟生會、商業會議所、各汽船會社其他の活動は眞に目覺しく、殊に戒嚴司令部指揮の下にある軍隊の活動は警備に、食糧の配給に、鐵道、橋梁の修築に、又電信隊、航空隊の活動に驚くべき成績を擧げ、海軍亦食糧の運輸は勿論、避難民の無料輸送等劣らぬ活動を爲した。災後二週間にして著しく秩序を恢復し得たのも、一に陸海軍の日夜を通じて神速に活動された賜である。

而して、變一度び無線電信並に陸軍飛行機に依りて大阪に齎らざるゝや、瞬間ならずして、世界列國に擴まつた。此が反響は世界的同情の潮となり、澎湃とした同情の浪となつて我國の岸邊を洗

つたのである。内地同胞の同情奮起は云ふまでもなく、各府縣市町村は競つて義捐の資を募る一方、即刻急を要する食糧の寄贈、送致に全力を擧げて、不幸なる罹災者を饑餓より一刻も早く救はんとなつたのであつた。又各地の青年團、在郷軍人團等遠くは北海道、九州迄途中の不便を物ともせず、數日間の食糧を背に、陸續入京して、軍隊並に府市當局を助け、死體の始末、傷病者救護、食糧の配給等に從つた。其勞苦に至つては、よく筆紙に盡すことは出来ぬ。これこそ眞に同胞愛の結晶であり、人道の美しき華である。

斯様にして、内外諸方面よりの多大なる同情と救護によりて、時は夢の間に過ぎて行つたが、本所被服廠跡に惨死した三萬數千の累々たる死屍を焼く烟は、滿都の人をして限りなき涙に咽ばしめた。

災後の秩序は日に月に恢復し、衣食の料は充され、住居又備はり、燈火も再び輝やき、動力は活動を初め、水道又漸



本日橋通のり惨状

く通じ、交通機關も開通の緒に就いた。

全市に漸く復興の曙光が強く輝される時、過ぎにし災變を回想すれば、餘りにも轉變の激甚であつた爲か、只茫然として夢の如き感があるばかりであつたが、さしもの大火も東京市民の魂は焦し傷ける事が出来ず、死灰の下から、甦る大東京の力が何處からともなく、猛然として現れ初めたのであつた。

苦しき試練は人を偉大ならしめる。斯の如き大災の人生に與ふる教訓は深甚測り難きものである。是を天下後世に傳へて、深く鑑戒せしめることが出来たとすれば、禍轉じて福となることであらう。天意微妙、又此處に存するを疑はないのである。

第二章

本會設立以前の事情

被服廠の大惨事は、大正大震災の殆んど中心を爲すものと云ふてもよい。これは周圍から延焼し來つた火がこゝに避難した者の家財に移つたことゝ、當日の午後四時前後に突如として起つた一大旋風の爲めに避難者は殆んど全滅したと稱してよい位であつた。

陸軍被服廠跡の大半はさきに東京市に於て拂下げを受け、公園、區役所、社會事業用地其他に分割されたが、震災直前の頃には僅に横網町公園の工事に着手した位で、大部分は未だ整理されて居なかつた。此の雜然たる約二萬坪の空地に、江東方面の人々は此處を唯一絶好の避難地として集つたのであつた。その避難者が如何に多數であつたかは、四萬近くの焼死者の數から推して想像し得られよう。

普通一般に震火災の場合に處する考へ方からして、此の二萬坪の空地、然も一方は停車場の運河に接し、他は廣い道路に圍まれて居る此地は絶好の避難地と見られたのであつて、家財道具を城壁の如く積廻らし、其の内に老幼を避難せしめたやうな家族もあれば、小車に貴重品を満載したものもあり、或は着のみ衣のまゝの人々もあつたであらう。斯る好避難地が一二時間の間に焦熱地獄と化したことは、燃え易い家財道具の山積された間に驚くべき多數の人が密集した爲めであつて

更に逃れる餘裕も無かつたであらうが、又逃れ出る隙間も無かつた爲めであつて、斯かる悲惨な例は他に見ることは出來ぬ。

是等の悲惨事が起つた間に在つて、焼死者の下敷となり、障碍物のために辛うじて生を完うし、又は時を経て幸に蘇生した人々は殆んど夢中で炎を越へて立退き、一日の夜は、さながらなる曠野の下には、是等數萬の横死者の屍が慘として横つて居る状態であつた。而も是等遭難者の内には火傷して所謂焦髮爛身僅かに悲鳴を續けつゝ命且夕に迫つて居る人々もあつた。即ち本所相生署長夫人竝に其の御子息は、二日の午前二時に遂に落命せられた如き悲しき事實は他にも數多いのであつた。

翌二日に至つて累々たる死骸の間に、僅か計りの祭壇が現在の日本大學附屬中學校附近の小高い丘の上に設けられ、其處で日蓮宗の僧侶が唯一人讀經して居られたのは被服廠の地に於ける最初の弔祭であらうと思ふ。併し其の僧侶の名は惜しいかな明でない。

遭難者死體の收容處置は、極めて迅速を要する問題であるからして、東京市は二日各區長に對して未だ引取人のない屍骸の收容、其の保管期及火葬方法等に關する方針を示すと共に、市告示を以て一般に周知せしめ、被服廠跡の處置は二日から著手した。併し避難者の持込んだ家財道具は三日迄燃えて消す人の無い残火は此處彼處に炎を揚げ、其間に肉親の遺骸を探ねる人の右往左往する悲しい光景には手の着けやうもなく、愈々火葬に着手したのは五日であつた。同日は八十八人の人夫を備入れて其の整理に着手したのであつたが、是等の人夫は餘りの慘鼻に堪えず、午後には僅に四人の者より留まり得なかつた程で、此の死骸の處置は多額の日當も人夫を誘ふことが出來ず、夏日のことであり處理は急を要することゝ、非常な困難を嘗めたのであつた。斯くして漸く

六日から十五日まで延人員三千六百九十五人の人夫を督して火葬に附した。終りの頃に到り、假設の火葬爐を使用するに及び俄かに仕事に妨つていつた。其の死骸處理に要した金額は約四萬六千圓であつた。而して處理せられた死骸の数は三萬八千人と稱せられて居る。

これ等露天にて火葬に附せられた白骨は現在の震災記念堂の邊りに順次堆積せられ、遂に高さ十尺程の白骨の山になつた。其の白骨の山の前には、何日何處からとなく、花を供へ香を炷き塔婆が建てられ、佛教其の他の團體に依つて陸續讀經弔祭が行はれるやうになつた。そして十日頃には慘狀を聽き傳えて参拜者が非常に増加し、爲めに被服廠跡は新なる混雜の巷になつて來た。此の白骨の山が風雨に曝らされて居る悲惨なる状態を聞き、月末になつてから水戸市の岡崎徳次郎氏が大甕七十個を寄贈されたので、取り敢へず此の中に納め、尙残りの分は粗末な木箱拾數個に納められた。

十月に入り漸く假納骨堂の建設に着手した。其の位置は現在の震災記念堂の前面で、五十六坪のバラツク建であつた。納骨堂の竣工成つて前記の甕及箱に收めた白骨と、更に市内各所に於て處理された遺骨をも此處に集めて之を堂内に安置した。其の数は五萬八千人と稱せられて居る。そして十月十九日即ち四十九日に相當する日を別項詳記の如く府市聯合主催を以つて、初めて追悼會が開催せられ、知名の士及び無慮十萬の参拜者があつた。特に其の遺族又は親戚故舊其の他の参拜者は、前夜來間斷なく参集して涙ながらに焼香禮拜し、佇立して去るに忍びざるものも尠くなかつた。又この日は、畏くも兩陛下をはじめ奉り攝政宮、各宮家より生花及御菓子、の御下賜があつた。從來被服廠跡に於ける屍骸の處理其の他は本所區に於て取扱かつて來たのであつたが、四十九日の追悼會は市社會教育課司會の下に行はれ、式後公園課に引繼がれ、爾後公園課に於て諸

般の事務を取扱ひ以つて今日に及んで居る。

其の後此の假納骨堂への参拜者は絶えないのみならず、益々増加して、東京市内外の人々は勿論、地方から上京せる人々も必ず一度此處に参拜して香花を手向け、又是等の個人参拜者の外に學校其の他の團體参拜は益々増加して來る計りであつて、爲めに場内には神佛基各宗各派團體の出張所が軒を接して建並び、殆んど各種宗教の綜合靈場の如き觀を呈するに至つた。此處に於て是等六萬餘の犠牲者の遺骨を如何に處理するかの問題が當然起つて來たのである。

翻つて憶ふに大正大震災に於て最も慘禍を重大ならしめたものは地震にあらずして寧ろ火災であつた。今被害戸數を三七四、四二四戸とせば、震害に因り全潰又は半潰せるものは僅かに八、一一六戸で、他の三六六、三〇八戸の大多數は實に火災に依る被害であつた。これは災害の初めに、空前の大災變なることを直覺した結果、江戸つ子風に思切り、良く丸焼の覺悟をした爲めに消し得る火も消さず、災害を一層重大ならしめたことは争はれぬ事實であつた。従つて其の當然の取結として斯くの如き千古未曾有の大事變大災害を再び繰返すことのなきやうに、後世に何等かの警告を残して置く必要を痛感せしめられたのである。又一面に於いては、被服廠跡の地は震災慘禍の中心地たるばかりでなく、多數の犠牲者を平時に於ては想像も出來ぬやうな露天焼の方法で火葬した場所であつて、同様な處理をした他の場所の遺骨をも此處に收めて假納骨堂を建設し弔祭し來つた處であつて、大正大震災火災の記念地として、又犠牲者の慰靈場として唯一つの場所であれば、此處に納骨堂を兼ねた震災記念堂を建設することになつたのである。

然しながら一面墓地に非ざる地に一大墳墓又は納骨堂を作ることの可否、震災記念堂と納骨堂を合併するか、又は分離するか、分離するとせば遺骨は多磨墓地に、記念堂は被服廠跡へ置くべきこ

となど種々の點より考究されたのであつた。又其の記念堂は單に震災を記念し犠牲者の弔祭の場所と云ふ以外に、震災に對する警告を意味し、更に平素は社會教化の機關として使用し得るものとして考へられた。其等研究の結果として一つの成案を得た。即其の骨子としては

一、震災を記念すると同時に後世の人々をして天災に處する途を常に考慮せしめ、再び此大慘禍なからしむること。

一、震災に依る數萬犠牲者の納骨堂を造り、其の靈を永久に弔祭し得る靈廟を造ること。

一、平素は又社會教化的機關にも利用し得ることとし、建物内には、震災を記念する繪畫彫刻を掲げ、震災記念品を蒐集陳列し以て震災記念館とす。

と云ふにあつた。敷地は前に記せし如く、災前に横網公園敷地として市に買収し、既に其工事に着手したのであつたが、其の公園計畫を變更して之を震災記念公園となし、此處に記念堂を建設する案が成立したのであつた。

然るにこの記念堂案に對しては反對論も無いではなかつた。反對意見に従へば斯くの如き悲惨な災害のあつた場所に其の歿死者の遺骨を永久に留め且つ慘事を後世に傳へんとすることは餘りに強い刺戟を與へるものであつて、反つて人々に恐怖の念を與へて復興の銳氣を殺ぐものであれば、須らく遺骨は多磨墓地なり其他適當の場所に葬つて永く弔祭の途を講ずべしと云ふのであつて、この二つの議論はかなり論争されたが、結局當局者としては記念堂を建設し、將來慘禍の不安より市民を守護する群靈として是等數萬の犠牲者の遺骨を此處に奉安し、後世の人々をして回想せしむべき施設を爲すこととしたのである。然して此の事業は東京市なる一役所の事業となすには餘りに重大な意義を持つものであるから、寧ろ東京市が中心となつて、幸に難を免れた全市

民、竝に一般同情者の熱烈なる誠心と、其の淨財とを以て建設することが最も有意義であるとして、之を市の事業とせず、別の機關を設けて建設する案を立てた。之は十二年十一月初旬のことで、此の案を賛成し時の市長永田秀次郎氏に説たのは、主管助役吉田茂氏であつた。併し當時は未だ震災の救護に没頭中として内面的には着々と準備を進めながら、外部への發表は暫くこれを見合せ、只管適當の機會を待つて居たのである。

翌大正十三年二月に於て、永田市長は發表の時至れるを見て、此の震災記念堂建設に關する具體的の調査研究を正式に命じたことに依つて表面的に種々の計畫を樹て又參考資料の蒐集に着手したのである。

同年五月に至り本事業を財團法人東京震災記念事業協會なる名稱のもとにこれが設立を圖り、永田市長は東京府知事、警視總監、東京商業會議所會頭、東京市會議長の賛同を得て、この計畫を市參事會に協議した。市參事會に於ては事の重大なる故を以て市會の全員協議會に諮るべしと決定し、越えて六月之を東京市會全員協議會に諮り、同會に於ては之に賛同を與え、其具體的決定は各派幹事會に一任し、幹事會は同月財團法人東京震災記念事業協會設立を決したので、七月直ちに市長は市の局課長を設立準備委員として協會設立の準備に着手したのである。



第三章 本會設立及組織

第一節 舊協會の設立

一、設立並組織

大正十三年八月東京市長設立者となつて、財團法人東京震災記念事業協會の設立認可を内務大臣に申請した。當時本事業の資金としては前に大震災善後會及震災同情會より本會の目的に全く一致する事業資金として市に寄附せられた五萬圓を有するのみであつた。内務省に於ては百萬圓の財團を設立するに際し其資金が僅かに五萬圓にては不足なりとし、之が認可を保留せられることとなつた。茲に於て已むを得ず此の五萬圓を資金として通常團體として「東京震災記念事業協會」を設立し東京市長、東京府知事、警視總監、東京市會議長、東京商業會議所會頭、東京市助役が理事に就任し、東京市長が會長となり、澁澤子爵、後藤子爵、阪谷男爵を顧問に囑託した。此の所謂舊協會の規則並歴代役員及職員は左記の如くである。

東京震災記念事業協會設立趣意書

天災地異何レノ世カコレ無カラシ、我東京市ニ在リテモ江戸ノ昔ヨリ災變ニ遭逢シタルコト幾回ナルヲ知ラズ。然レドモ大正十二年九月一日ノ震災ハ未ダ嘗テ見サル所其慘害ノ大ナル恰モ安政ノ地震ニ明曆ノ大火ヲ併セタルノ觀有リ。人文發達百事改進ノ今日、都下ノ強半ヲ燒毀シ、巨億ノ富ヲ灰燼ニ付シタルニ止マラズ、生靈幾萬ヲ奪ヒ到ル處ニ正視ス可ラザルノ慘狀ヲ呈シ、或ハ一場數萬ノ慘死者ヲ出スニ至ル、人間傷心ノ事コレヨリ甚シキハ有ラズ、眞ニ天殃避ケ難キニ由ルト雖、人事亦盡サマル可ラズ。幸ニ危難ヲ免レタル者、深ク哀悼スル所有ル可キハ勿論、後世兒孫ヲシテ永ク之ヲ記憶セシメ、斯ル不慮ノ天災ニ處スル途ヲ考慮セシムルコトハ、獨リ兒孫ノ爲メノミナラズ、亦犠牲者ヲ安慰スルノ道ナリ。

吾等茲ニ見ル所、一般同感ノ士ト相謀リ、本會ヲ組織シ、東京市ト協力シテ全市中最モ慘禍ヲ極メタル本所區横網町陸軍被服廠跡ニ、記念堂ヲ建設シ、附近一帯ヲ森嚴ナル公園ト爲シ以テ犠牲者ヲ永久ニ追弔スルト共ニ一面社會教化ノ機關ニ充テ不言ノ警告ヲ百世ニ垂レント企圖ス。

本會ハ實ニ之ニ要スル淨財ノ募集並ニ施設ノ完成ヲ爲サント欲スル者ニシテ、全部竣成ノ上ハ殘存資産ヲ併セテ之ヲ東京市ニ寄附スルモノトス。希クハ大方ノ諸彦、本會ノ趣旨ヲ贊シテ助力翼成アラシムコトヲ。

大正十三年九月

東京震災記念事業協會々則

第一章 名稱

第一條 本會ハ東京震災記念事業協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ東京ニ於ケル大正十二年ノ大震災ヲ記念シ併セテ遭難者ノ靈ヲ弔スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
一、東京市本所區横網町一丁目陸軍被服廠跡ニ記念堂ヲ建設シ之ニ附帶スル公園施設ヲ爲スコト

第三章 事務所

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市麴町區有樂町二丁目一番地東京市役所内ニ置ク

第四章 會員

第四條 本會員ヲ頒チテ左ノ三種トス

一、名譽會員、本會ノ趣旨ヲ賛シ金壹千圓以上ヲ寄附シタル者

一、特別會員、本會ノ趣旨ヲ賛シ金壹百圓以上ヲ寄附シタル者

一、正會員、本會ノ趣旨ヲ賛シ金拾圓以上寄附シタル者

第五條 本會ニ特ニ功勞アル者ハ理事會ノ議決ヲ經名譽會員又ハ特別會員ニ推薦ス

第六條 本會ノ趣旨ヲ賛シ金拾圓未滿ヲ寄附シタル者ハ賛助員トス

第五章 會計

第七條 本會ノ經費ハ左ニ掲ケルモノヲ以テ支辨ス

一、寄附金及補助金

二、其他ノ收入

第八條 本會ノ財産中現金ハ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入ス

第九條 本會ノ會計年度ハ九月一日ヨリ始リ翌年八月三十一日ニ終ル

第十條 本會ノ豫算ハ理事會ノ議決ヲ經之ヲ定ム

第十一條 本會ノ決算ハ會計年度經過後三月以内ニ監事ノ認定ニ附ス

第六章 機關

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 六人以内

監事 若干人

評議員 若干人

第十三條 理事ハ東京府知事、警視總監、東京市長及助役、東京市會議長、東京商業會議所會頭ノ職ニ在ル者ヨリ會長之ヲ選任ス理事ハ會務ヲ掌理ス

第十四條 會長ハ理事ノ互選トス

會長ハ本會ヲ代理シ會務ヲ統理ス

會長故障アル時ハ會長ノ指定シタル理事其職務ヲ代理ス

第十五條 監事ハ理事會ノ議決ヲ經會長之ヲ選任ス

監事ハ會務ヲ監査ス

第十六條 評議員ハ理事會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ推薦ス

第十七條 評議員會ハ會長ノ諮問ニ應シ會務ヲ審議ス

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル評議員會ノ議事ハ出席評議員過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十八條 本會ニ必要ナル職員若干人ヲ置ク會長之ヲ任命又ハ囑託ス

第七章 解散

第十九條 本會ハ第二條ノ目的タル事業ヲ完成シタル場合ニ於テ解散ヲナスモノトス

第二十條 本會解散ノ場合ニ於ケル財産ハ無條件ニテ之ヲ東京市ニ寄附ス

第八章 補則

第二十一條 本會則施行ニ關シ必要ナル事項ハ理事會ノ議決ヲ經、細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 本會則ノ條項ハ理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得

第二十三條 本會ヲ財團法人トナス場合ニ於テハ理事會ノ議決ニ依ル

第二十四條 本會設立當時ニ於ケル會長其他ノ役員ノ職務ハ發起者ニ於テ之ヲ行フ

事業實施に當りては右會則に依る機關の他別に顧問を置き又會外機關として左記のものを設けたのである

參事 會ノ幹部ヲ助ケ宣傳又ハ寄附勸誘ニ從事ス

支部長 各區長及隣接町村長ニシテ寄附勸誘ヲ依囑スルモノ(當初本機關ニ相當スルモノヲ委員長ト稱シ東京府下郡長ヲ依囑シタルモ後之ヲ廢シタリ)

委員 各區隣接町村其他團體關係者ニシテ寄附勸誘ヲ依囑スル者

東京震災記念事業協會職員事務規定

第一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

幹事長

幹事

主事

技師

書記

技手

雇

第二條 幹事長ハ理事會中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第三條 幹事ハ東京府警視廳吏員及東京市局長、課長中ヨリ會長之ヲ囑託シ東京商業會議所書記長モ幹事ニ囑託ス

第四條 主事以下ハ會長之ヲ任免又ハ囑託ス

第五條 會長必要アリト認ムル時ハ別ニ職員ヲ囑託スルコトヲ得

第六條 本會ニ庶務、會計、技術ノ各部ヲ置ク、其分掌左ノ如シ

一、庶務部

機密ニ關スル事項

人事ニ關スル事項

會印ノ保管ニ關スル事項

文書ニ關スル事項

第三章 本會設立及組織

第三章 本會設立及組織

豫算ニ關スル事項

物品出納ニ關スル事項

寄附募集ニ關スル事項

他ノ部ニ屬セサル事項

二、會計部

財産ノ管理ニ關スル事項

收入支出ニ關スル事項

決算ノ調製ニ關スル事項

三、技術部

施設ノ設計ニ關スル事項

工事ノ實施ニ關スル事項

第七條 部ニ主管幹事ヲ置キ部員ヲ指揮監督ス

第八條 左ニ掲クル事項ハ幹事會議ヲ經、會長ノ決裁ヲ受クヘシ

一、理事會及評議員會ノ招集

二、理事會及評議員會ニ提出スル議案

三、事業計畫

四、本規程ノ制度若シクハ改廢

五、職員ノ任免給與

六、其他重要ナル事項

第九條 第八條規定以外ノ事項ハ主管幹事限リ之ヲ處理ス
第十條 職員ノ服務及給與ニ關シテハ東京市役所ノ例ニ依ル

役員 (創立より法人團體設立前まで)

顧問

氏名	在任期間	備考
子爵故澁澤 榮一	自大正十三年九月 至大正十五年九月	
伯爵故後藤 新平	同	
伯爵 阪谷 芳郎	同	
永田 秀次郎	同	

會長

(東京市長)	永田 秀次郎	自大正十三年九月
(同)	中村 是公	自大正十五年六月
(同)	伊澤 多喜男	自大正十五年六月

理事

(東京府知事)	宇佐 美勝夫	自大正十三年九月
(警視總監)	太田 政弘	自大正十三年九月
(東京商業會議所會頭)	藤山 雷太	自大正十四年二月

設立準備委員長、大正十三年九月
會長退任ト共ニ顧問トナル。

第三章

本會設立及組織

(東京市會議長)

伯爵 柳澤保惠

自大正十三年十月至同

(東京市助役)

馬渡俊雄

自大正十三年九月至同

設立準備副委員

(東京府知事)

岡田忠彦

自大正十三年七月至大正十五年九月

(東京市助役)

平塚廣義

自大正十四年九月至大正十五年九月

(東京市會議長)

丸山鶴吉

自大正十五年七月至同

(東京市會議所會頭)

小島七郎

同

(東京市商業會議所會頭)

藤田謙一

同

監事

(東京市會副議長)

近藤達兒

自大正十三年六月至大正十五年七月

(同)

入山祐次郎

自大正十五年七月至同

爾後評議員トナル

評議員

垣見八郎右衛門

久保三友

廣橋嘉七郎

山口德二

小久江美代吉

福田又一

鈴木彌吉

西村吉兵衛

笠原文太郎

中村舜二

安東正臣

津村重舍

橋本直一

宮島清次郎

秋山朗

佐藤長祐

柳田諒三

坪野房治

中南定太郎

小坂梅吉

山崎龜吉

早川庄太郎

小森七兵衛

尾後貫朝吾郎

小島左馬太郎

若林成昭

竹下延保

大野伴睦

木下常松

吉川忠志

森原嘉逸

村松恒一郎

河井榮三郎

田中康三

松尾要

中田敬義

吉田勘右衛門

入山祐次郎(大正十五年七月監事トナル)

詫摩武彦

本田義成

山本茂三郎

瀨川光行

渡邊繁太郎

天利庄次郎

大石熊吉

小島七郎(大正十五年七月理事トナル)

大崎清作

中村萬吉

鳩山一郎

大岩豐吉

森脇源三郎

遠藤憲治

長町康夫

井上萬吉

長谷川吉次

鎌田芳太郎

戸倉嘉市

金子東一

宇都宮政市

尾中勝也

小瀧辰雄

片山久藏

大野敬吉

伊藤仁太郎

村山賢作

有竹雅己

松崎英太郎

鈴木隆

本宮辰次郎

磯部尙

小俣政一

倉田金三郎

三枝米太郎

角野庄太郎

小栗富五郎

磯部尙

原伊三郎

寺田彌一郎

瀧澤七郎

高橋俊太

島田藤吉

五木田次郎吉

別役增吉

國枝捨次郎

中村富三郎

大橋誠一

池田清秋

茂木久平

方山正隆

細谷錫太郎

中川重政

高橋秀臣

新居友三郎

近藤達兒

吉井濱治郎

今津源右衛門

小幡敏男

伊東美代松

秋庭伊兵衛

藤浦富太郎

八太茂

稻村藤太郎

中塚榮次郎

大神田軍治

高橋義次

藤原久人

山本繁吉

栗原彦三郎

藤原俊雄

天野富太郎

宇田川孝吉

岡蕃

高崎高次郎

立川太郎

溝口信

松井錦橘

西川嘉門

伊藤勝藏

島多郎

小原要三郎

大井善藏

矢野鉉吉

小島龜藏

松崎權四郎

太田信次郎

加藤辰之

平林發司

杉野善作

岡本瀧雄

深山彦平

朝倉虎治郎

古島宮次郎

小坂久馬吉

細谷鎌太郎

飯塚友二郎

木住野朝三

大石保

大木金兵衛

細谷鎌太郎

飯塚友二郎

朝倉虎治郎

木住野朝三

以上東京市會關係

稻茂登三郎 中根虎四郎 守谷吾平 大塚榮吉 岩崎清七 三島彌吉
 皆川芳造 森盛一郎 河合佐兵衛 杉山義雄 大山斐瑛磨 米倉嘉兵衛
 日下吉平 金光庸夫 ——以上 東京商業會議所關係——
 湯澤龍岳 祥雲晚成 富田敦純 窪川旭丈 後藤環爾 湊内式惠
 平澤照尊 大谷愨成 具山日勇 奧博愛 石堂惠猛 木下寂善
 渡邊海旭 壬生雄舜 霽絕學 安藤正純 柴田一能 岡本貫玉
 栗木智堂 岩本宗國 ——以上 佛教聯合會關係——

職員

幹事長

氏名	在職期間	備考
(理事)馬渡俊雄	大正十三年九月	設立準備副委員長
(同)岡田忠彦	自大正十三年十一月至大正十五年七月	
(同)丸山鶴吉	自大正十五年七月至同 年九月	

幹事

庶務部主管	井下清	自大正十三年九月至大正十五年九月	本事業提唱者 設立準備委員
會計部主管	見山正賀	同	設立準備委員
技術部主管	工學博士 佐野利器	自大正十三年八月至大正十五年八月	同

同 福田重義 自大正十五年八月至同 年九月
 荒木孟(設立準備委員) 大村清(同) 十時尊(同) 吉山眞棹(同)
 池園哲太郎 石橋政治 近藤駿介 小栗一雄 服部文四郎 佐藤廣太郎
 近藤千賀三 鈴木敬一

主事

庶務並勸募事務主任 伊藤高義

技師

記念堂設計事務主任 萩原孝一

書記

庶務並勸募事務擔當 中村菊藏

技手

記念堂設計事務擔當 田淵榮

囑託員

同 竹田司

設立準備事務從事 塚田眞 同 渡邊德三郎 一般事務擔當 中山清松
 一般事務擔當 同 勸募事務擔當 中沖繁次郎 同 清田佐京 同 長島八郎
 同 吉井豐藏 同 濱口英史 附帶庭園計畫擔當 大溝勇
 會計事務擔當 菊池彌太郎 同 足立文輔 記念堂計畫擔當 田中希一

同 加護谷 祐太郎 同 戸田 通直 記念堂設計事務監督 福田 重義
 記念堂設計事務擔當 小野 二郎 建築關係事務擔當 大澤 格 建築材料試驗擔當 濱田 稔

参事

米本 卯吉

委員長

荏原 郡宮城榮三郎 豐多摩郡藤江陳太郎 北豊島郡佐藤久太郎
 南足立郡船越源一 南葛飾郡足立陳 西多摩郡山田信太郎
 南多摩郡島田俊夫 北多摩郡福田正躬

支部長

麴町、本郷區澁谷徳三郎 神田區山縣鐵藏 日本橋區新居友三郎
 京橋區井手久馬彦 芝區小宮山信治 麻布區松崎章太郎
 赤坂、深川區中野浩 四谷區佐藤三吾 牛込區宮川宗徳
 小石川區近藤千賀三 本郷區尾川幾太郎 下谷區鈴木紀二
 浅草區江馬建 本所區霜島幸次郎 深川、麴町區川部爽介
 神田區柴原國松 日本橋區川島一郎 赤坂區杉田安静
 牛込區龜山忠之助 小石川區益田貫一 下谷區佐藤久太郎
 浅草區杉梅之治 本所區十時尊 深川區伊藤治作
 三河島町山口久太郎 西巢鴨町佐々木貞七 吾嬬町大澤梅次郎
 —以上 東京市各區支部長—

—以上 東京市隣接町村支部長—

委員

服部 賢成 瀧澤 遵道 高山 自實 峯 玄光 (其他委員ニ囑託セル者アルモ略ス)

二、經過

大正十三年九月一日は恰も大震災の一週年に相當するので、被服廠跡に建設せられた假納骨堂に於て追悼會を行ひ此の機會に於て、一般寄附金を募集することとし、同日は會場に於て之が取扱ひを行ひ相當の成績を挙げ得た。此外市内は各區役所、市外は府下各町村長に依頼し、全國的には各地方長官、主なる實業家等に對して夫々寄附募集の依頼狀を發送し、同時に印刷物新聞廣告等に依つて廣く寄附の募集に着手した。

然るに同月永田會長が東京市長を辭任せられ、後に中村是公氏市長に就任せられたが十一月までは事實上會長が無いことになつた。然のみならず、永田會長は事業計畫を發表するや、直ちに財界の主なる方面に對して親しく寄附を依頼し略々決定を見るまでに進行してゐたが、辭職のために種々の手違を生じて爲めに其等財界巨頭の寄附金額は極めて少額となり、其結果は一般財界方面の寄附募集に大蹉跌を生ずる原因となつた。

十二月に至つて震災記念堂の建築様式を決定する場合に立到り從來の假案は事業發起の暫定的のものであれば、之が決定案は事業の性質上廣く一般に其の考案を募集することが適當であるとの見解の下に、準備委員は記念堂設計圖案募集規定及同應募心得を作成して之を發表した。

(別項参照)

同時に各方面の寄附金募集にも歩を進め、十五年春に至つて記念堂建築圖案決定し、愈々事業の進捗を計るべき時に至つて、一部に於て記念堂建設に就て異議が唱へられたのである。曰く帝都の大半が焦土と化し之が復興に多大の資金を要する際に、百萬圓の巨額を以て形式的な震災記念堂又は納骨堂を建設すると云ふが如きは時代錯誤である。如斯不急の事業には賛成が出来ぬ。と云ふのであつた。

本會に於ては此の輿論に對して、本事業は決して大震災の犠牲者の爲に單に一つの墳墓を作ると云ふのではなく、我々は平素一人の友の病死に對してすら數百人の親族知己に依つて其れを弔ひ靈を祀るものであれば、今數萬の同胞が一時に惨死したことに對しては須らく、幸に其の厄を免れた數百萬人の同情に依つて其れを祀り、且つ其原因を明にして後世に警告を残すと同時に犠牲者の靈を永く慰むることが至當であつて、納骨堂は即ち其の一部であることを主張し、本會の目的は犠牲者の靈を祀り其の加護に依つて將來の市民をして斯くの如き大災害に對する自警と、之に處するの途を常に考慮研究せしむる記念の場所として之を建設し、尙平素は此の記念堂を精神修養、社會教化の機關として有意義に使用せんとするもので、決して單純な墳墓を作るのが目的ではないことを機會ある毎に高唱したのであつたが、幸に此の悲惨に遭遇し困憊の極にある罹災者遺族方面は之に對して充分の理解を寄せられた。現に本所區などは非常なる熱心をもつて實に豫定金額の三倍が忽にして醸出されたが、一般には災痕尙癒へざることゝて豫期の成績を見ることは困難であつた。

寄附金の募集が遅々として進まないの、之が目的を達成する爲には、どうしても國の援助に俟つ外なしとして、事情を具して之を内務省に申請したところ、内務省に於ては之を諒とせられ、同年四月第一回補助金拾萬圓を下附せられた。本會はこの内務省の援助に力を得て引續き寄附金を募集し、併せて記念堂の實施設計起工の準備を進め、同年九月一日大震災二周年の追悼式を行ふ日に於て、東京震災記念堂建設地鎮祭を舉行するに立到つた。

翌十月本會の事業が長くも、天聽に達し事業建設資金として金壹萬圓御下賜の 恩命を拜したのである。

本會は只管 聖旨の優渥なるに恐懼感激し誓つて事業の完成を告げ以て聖慮に答へ奉らんことを期したのである。其後漸次に本會事業に對する理解と同情とが集り、同月兵庫縣震災救護團から金拾萬圓の寄贈を受け、更に善隣中華民國の佛教徒から梵鐘の寄贈を受けた。

十二月には佛教聯合會に對して佛教關係方面への寄附勸募方を依頼し引續き寄附金の募集と記念堂建設實施設計の調査を進めた。

翌大正十五年八月に至り、内務省から第二回補助金貳拾五萬圓を下附された。此處に於て本會は約七十萬圓の資金を有するに至つたので、同年九月伊澤市長設立者と成つて、財團法人東京震災記念事業協會設立認可を内務大臣に申請し、十月之が設立を許可された。

此處に於て東京震災記念事業協會は事務一切を新に許可せられた財團法人東京震災記念事業協會に引繼いで解散したのである。

第二節 財團法人の設立

一、設立組織

大正十五年十月一日前述の通り内務大臣の許可により、舊東京震災記念事業協會の資金六拾七

萬八千七百拾七圓參拾四錢を以て、新に財團法人東京震災記念事業協會を設立して事業一切を繼承した。其の理事には以前舊協會の理事であつた東京府知事警視總監、東京市長、東京市助役、東京市會議長、東京商業會議所會頭が就任し、東京市長が會長となつたのであつた。市助役は舊協會に於ては一人であつたが、財團法人に於ては三助役共就任することになつた。かく組織は、財團法人に更つたが其の内容は何等相違するところはなく、同月十五日東京區裁判所に法人設立登記をなし、茲に全く本事業計畫の當初に於て豫定した財團法人として事業を遂行することになつたのである。其の寄附行爲並規定及歴代役員職員は左の通りである。

財團法人 東京震災記念事業協會寄附行爲

第一章 名 稱

第一條 本會ハ財團法人東京震災記念事業協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ東京ニ於ケル大正十二年ノ大震災火災ヲ記念シ併セテ遭難者ノ靈ヲ弔スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
一、東京市本所區横網町一丁目陸軍被服廠跡ニ記念堂ヲ建設シ之ニ附帶スル公園施設ヲ爲スコト

第三章 事務所

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市麴町區有樂町二丁目一番地(昭和四年四月十五日町名地番變更ニ

ヨリ麴町區九ノ内三丁目一番地ニ變更ス)東京市役所内ニ置ク

第四章 資産及會計

第四條 本會設立ノ日ニ於ケル資産ハ六拾七萬八千七百拾七圓參拾四錢トス

第五條 本會ノ經費ハ左ニ掲グルモノヲ以テ支辨ス

- 一、資産及資産ヨリ生スル收入
- 二、寄附金及補助金
- 三、其他ノ收入

第六條 本會ノ財産中現金ハ確實ナル銀行又ハ郵便官署ニ預入ス

第七條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 本會ノ豫算ハ理事會ノ議決ヲ經之ヲ定ム。

第九條 本會ノ決算ハ會計年度經過後三月以内ニ監事ノ認定ニ附ス

第五章 機 關

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 理 事 八人以内
- 監 事 若干人
- 評議員 若干人

第十一條 理事ハ東京府知事、警視總監、東京市長、東京市助役、東京市會議長、東京商業會議所會頭ノ職ニ在ル者ヨリ會長之ヲ選任ス

第十二條 會長ハ東京市長ノ職ニ在ル者之ニ當ル

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス

第十四條 監事ハ理事會ノ議決ヲ經、會長之ヲ選任ス

第十五條 評議員ハ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

第十六條 評議員會ハ會長ノ諮問ニ應シ會務ヲ審議ス

第十七條 評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第十八條 評議員會ノ議事ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナル時ハ議長ノ

決スル所ニ依ル

第十九條 本會ニ必要ナル職員若干人ヲ置ク會長之ヲ任命又ハ囑託ス

第二十條 本會ハ第二條ノ目的タル事業ヲ完成シ、解散ス

本會解散ノ場合ニ於ケル財産ハ無條件ニテ之ヲ東京市ニ寄附ス

第七章 補則

第二十一條 本會ニ功勞アル者又ハ本會ノ目的ヲ翼賛シ金品ノ寄贈ヲ爲シタル者ニ對スル事

項及本寄附行爲施行ニ關シ必要ナル事項ハ理事會ノ議決ヲ經細則ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 本寄附行爲ノ條項ハ理事會ノ議決ヲ經、主務官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコト

ヲ得

附則

本會設立當時ニ於ケル會長ノ職務ハ設立者ニ於テ之ヲ行フ

財團 東京震災記念事業協會會員規則

第一條 本會ノ目的ヲ翼賛シ金品ノ寄贈ヲ爲シタル者又ハ特ニ功勞アリタル者ヲ本會會員ト

ス

第二條 金品ノ寄贈ヲ爲シタル會員ヲ分チテ左ノ四種トス

一 名譽會員 壹千圓以上ノ金品ノ寄贈ヲ爲シタル者

二 特別會員 壹百圓以上ノ金品ノ寄贈ヲ爲シタル者

三 正會員 拾圓以上ノ金品ノ寄贈ヲ爲シタル者

四 普通會員 拾圓未滿ノ金品ノ寄贈ヲ爲シタル者

第三條 本會ニ對シ特ニ功勞アリタル者ハ理事會ノ議決ヲ經、名譽會員又ハ特別會員ニ推薦ス

第四條 名譽會員、特別會員、正會員ニハ記念章ヲ交付ス

財團 東京震災記念事業協會處務規程

第一條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免又ハ囑託ス

主事

技師

書記

技手

雇

第二條 本會ニ庶務、會計、建築ノ各部ヲ置ク、其ノ分掌左ノ如シ

一 庶務部

- 機密ニ關スル事項
- 人事ニ關スル事項
- 會印ノ保管ニ關スル事項
- 文書ニ關スル事項
- 豫算決算ニ關スル事項
- 物品出納ニ關スル事項
- 寄附募集ニ關スル事項
- 他ノ部ニ屬セサル事項

二 會計部

- 現金及有價證券ノ保管ニ關スル事項
- 收入支出ニ關スル事項

三 建築部

- 施設ノ企畫設計ニ關スル事項
- 工事ノ實施ニ關スル事項
- 第三條 部ニ主事ヲ置キ上司ノ命ヲ承ケ部ノ事務ヲ處理シ所屬職員ヲ指揮監督ス
- 第四條 左ニ掲クル事件ハ主事限り之ヲ處理スルコトヲ得
- 一、傭人ノ命免及給與

- 二、時間外勤務命令
- 三、市及隣接町村内ノ出張
- 四、一廉五拾圓以内ノ起工並契約
- 五、以上ノ外施行方法ノ確定シタルモノ
- 第五條 職員ノ服務及給與ニ關シテハ東京市役所ノ例ニ依ル

備考

昭和四年八月右規程職員中に參事を置き各部の事務を掌理するものとせる外、一時庶務部主事の下に常務主事を置きたることあり。

事業實施に當つては前掲寄附行為に依る機關の他、左記會外機關を設けた。

幹事 內務省社會局、東京府、警視廳、東京商工會議所主務職員ニシテ本會事務ヲ依囑スルモノ

委員 佛教聯合會關係者ニシテ寄附勸募事務ヲ依囑スルモノ

役員

(*印アルモノハ清算人)

氏名	在任期間	備考
(東京市長) 伊澤多喜男	自大正十五年十月至同 年十一月	
(同) 西久保弘道	自大正十五年十一月至昭和三年一月	

理事

(同)	市來乙彦	自昭和三年五月
(同)	堀切善次郎	自昭和四年五月
(同)	永田秀次郎	自昭和五年六月
(東京府知事)	平塚廣義	自大正十五年七月
(警視總監)	太田政弘	自大正十五年六月
(東京市助役)	丸山鶴吉	自大正十五年十一月
(同)	山口安憲	同
(同)	松本忠雄	自大正十五年十一月
(東京市會議長)	小島七郎	自大正十五年五月
(東京商工會議所會頭)	藤田謙一	自大正十五年六月
(東京市助役)	勝正憲	自大正十五年十一月
(同)	大西一郎	同
(警視總監)	宮田光雄	自昭和四年六月
(東京市助役)	小野義一	自昭和四年五月

監事

(同)	荒木孟	同
(同)	船田中	同
(同)	白上佑吉	自昭和六年七月
(同)	田中廣太郎	自昭和五年六月
(同)	廣瀬久忠	同
(東京市會議長)	伯爵 柳澤保惠	自昭和六年八月
(警視總監)	長岡隆一郎	自昭和四年七月
(同)	丸山鶴吉	自昭和四年七月
(東京府知事)	中川健藏	自昭和四年七月
(同)	*牛塚虎太郎	自昭和六年八月
(東京市助役)	*菊池慎三	自昭和五年八月
(同)	*十時尊	同
(東京商工會議所會頭)	*男爵 郷誠之助	同
(東京市助役)	*齋藤守園	自昭和六年七月

在任短期間ノ爲登記
スルニ至ラズ

再任

理事就任前囑託トシテ一般事務ヲ
又區長トシテ勸募事務ヲ擔任ス

(東京市長會)	入山祐次郎	自大正十五年十二月
(東京市長會)	牧彦七	自昭和四年五月
(東京市長會)	近新三郎	自昭和四年三月
(東京市長會)	溝口信	自昭和四年八月
(東京市長會)		自昭和六年五月

評議員

村松恒一郎	高橋秀臣	福田又一	笠原文太郎	藤原俊雄	原伊三郎
瀨川光行	若林成昭	鎌田芳太郎	太田信治郎	倉田金三郎	天利庄次郎
有竹雅己	高崎高次郎	中塚榮次郎	平林發司	島多郎	古島宮次郎
方山正隆	中南定太郎	小俣政一	栗原彦三郎	池田清秋	深山彦平
別役增吉	森原嘉逸	大橋誠一	中川重政	大井善藏	小原要三郎
高橋義次	小森七兵衛	森脇源三郎	大神田軍治	溝口信	(昭和四年五月監事トナル)
岡番	藤浦富太郎	伊藤勝藏	岡本瀧雄	八太茂	大野敬吉
松永東	戶倉嘉市	秋庭伊兵衛	伊東美代松	藤原久人	小瀧辰雄
天野富太郎	細谷鎌太郎	新居友三郎	橋本直一	角野庄太郎	伊藤仁太郎
長町康夫	松井錦橘	西村吉兵衛	小坂梅吉	近藤達兒	今津源右衛門
坪野房治	中村舜二	杉野善作	吉井濱治郎	宇田川孝吉	金子東一
田中康三	小幡敏男	五木田治郎吉	矢野鉉吉	早川庄太郎	片山久藏
小栗富五郎	小坂久馬吉	山本繁吉	小島龜藏	國枝捨次郎	西川嘉門

大崎清作	瀧澤七郎	加藤辰之	立川太郎	河井榮三郎	松崎權四郎
本田義成	稻村藤太郎	茂木久平	岡田和一郎	笠井重治	深澤豐太郎
岸邊福雄	桑原信助	柳田宗一郎	河村慶治郎	松浦清三郎	富田富治郎
阿部溫知	富岡袖吉	橋本信次郎	川手忠義	和田操	鹽月學
和久利幾之助	小久保時之助	詫摩武彦	羽田如雲	中西敏二	橋本祐幸
山田保	結城禮一郎	堺利彦	高木謙	土倉宗明	大野傳吉
島中雄三	嶋名健	長島武治	山口久吉	杉ノ原英太郎	蓮江啓藏
安部利七	村田忠三郎	友成四郎	田代義德	福田勇	倉持忠助
小澤佐重喜	小林半三郎	渡龜造	森富太	岡田四郎	川村正夫
山田種三郎	寺部頼助	小野養治	茂木太市	鈴木慶四郎	佐藤庄吾
島本龍太郎	馬島 侗	新甫寬實	森兼道	糟谷磯平	北條彦四郎
增田知治雄	加藤正信	森健二	本多市郎	高橋庄之助	高橋俊太
卯木國三郎					
湯澤龍岳	祥雲晚成	富田敦純	窪川旭丈	後藤環爾	平澤照尊
奧博愛	石堂惠猛	木下寂善	渡邊海旭	壬生雄舜	霄絕學
安藤正純	柴田一能	岡本貫玉	栗木智堂	岩本宗國	望月日謙
溪内弑惠					

以上東京市會關係

以上佛教聯合會關係

職員

* 印アルモノハ清算事務従事者

参事

建築顧問

安井誠一郎	自昭和六年一月
田村瑞穂	自昭和六年七月
* 石橋政治	自昭和六年八月
工學博士 伊東忠太	自昭和五年四月
同 佐野利器	自昭和五年五月
同 佐藤功一	同
同 塚本靖	同

庭園顧問

林學博士 本多靜六
自昭和六年八月

主事

庶務部主事 * 井下清
自昭和六年八月

會計部主事	見山正賀	自昭和五年四月	主事退職ト共ニ會計部事務ヲ囑託ス
同	* 小木千丈	自昭和五年八月	
建築部主事	福田重義	自昭和五年九月	主事退職ト共ニ建築部事務ヲ囑託ス
同	* 小野二郎	自昭和六年八月	主事就職前建築部事務ヲ囑託

書記

庶務其他並 勸募事務主任 * 向後博
文書事務擔當 * 橋本菊次郎

技手

舊記念堂設計擔當 三宅勤
同 同 竹田司
記念堂其他建築設計並現場監督 柿沼稠吉
同 同 近江彌一郎
附帶庭園設計其他並記念館陳列擔當 * 長谷川眞澄
同 附帶庭園現場監督 平山勝藏

囑託員

庶務並勸募其他一般事務監督 塚田眞
庶務並豫算決算 勸募事務擔當 伊藤高義
豫算決算事務擔當 藤本一男

附帶庭園計畫擔當	大溝勇	附帶庭園設計並監督主任	*市川政司
附帶庭園地盤構成關係事務擔當	杉山鏡介	一般事務擔當	前田賢次
同	池國哲太郎	同	向井新
同	十時尊	同	吉山眞棹
同	大里常弘	同	白島德之助
會計事務擔當	足立文輔	同	片倉一眞
同	*中島美充	舊記念堂設計擔當	前田巖
建築部主事代理	志知勇次	記念堂設計並現場監督	大岡秀雄
同	金子清吉	同	河合仲次郎
記念堂照明其他設計並現場監督	新庄拾二	同	坂本敏夫
同	矢部直吉	同	新井友太郎
建築關係事務擔當	大澤格	同	平田富資
同	*三谷今朝一	建築工事其他契約事務擔當	土生文之助
同	木村条三	同	米谷留太郎
同	松岡淺太郎	建築工事其他檢查事務擔當	三浦峰吉
同	金子驥	同	

會外機關

幹事

安武直夫 菊池慎三 近藤駿介 鈴木敬一 渡邊鐵藏

委員

服部賢成 瀧澤遵道 高山自寶 芙蓉淨淳 峰 玄光

二、經過

大正十五年十月、舊協會の事業繼承以來、本會理事者は鋭意目的の達成に精進したのであつたが、たゞ／＼同年十二月に至つて、記念建造物の設計に關し、曩に懸賞募集に依つたものは、此の種の記念堂として不適當なりとする輿論が漸次濃厚となり、殊に地元本所區及び佛教信者方面より意見書提出の次第もあつたので、更に慎重研究調査を爲すこととなつた。其結果遺族及寄附者の意向を尊重し、且つ事業の性質上將來の利用に就て適當なる改案を爲すこととし、其の設計變更の件及び記念建造物内に祭祀する主體たる納骨靈名遭難死者氏名の調査費豫算決定の件等に就いて、理事會を開き、記念堂の既成設計は之を改むることに決定した。

靈名の調査は昭和二年二月、東京市各區役所及び府下町村役場の共力を得萬全を期して納骨靈名の調査を開始することになつた。その結果、四月締切の際には概數四萬五千餘人を得たが、更に之を基礎とし追補訂正することとし、續いて調査を進むると共に、一方記念建造物の設計變更の件に就いて（一〇五頁参照）前懸賞圖案審査委員と協議を遂げ、翌五月工學博士伊東忠太氏を主任とし、新設計の作成を急ぎ、七月其の成案を得て理事會及び評議員會の議に附し、茲に記念堂設計を決

定して實施に着手したのである。

之より先、記念建造物内に大震災火災を記念すべき記念物品を蒐集陳列し、後世に於て、往時を回想せしむべく計畫してゐたので、記念堂新設計決定と前後して、五月之等の資料募集規定を一般に發表し、極力其の蒐集に努めた。記念堂の實施設計は十一月に完了し、同月朝野の名士及び關係者を招待して盛大な起工祭典を執行し、基礎根切工事を開始した。然して其の主體工事は、一流建築業者に施工せしむることとし、慎重調査の上、信用、経験厚き專業者數名を指名入札せしめたる結果、翌昭和三年六月に戸田利兵衛と工事契約を決定し、直に建築工事に着手したのである。

此の間、事業資金の勸募に就ては、舊協會以來引續き各區役所、府下町村役場及び佛教聯合會に之を依頼すると共に、本會自らも昭和二年八月全國多額納稅者に對し、寄附金の募集を勸誘したのを初めとし、鋭意勸募に努めた。その結果、記念堂の建築工事に着手した翌月、即ち昭和三年七月に於て、資金は總額九拾五萬圓に達し、漸く事業完成の光明を迎へ、資金難の杞憂は解消し、理事者は安堵の胸を撫でたのであつた。

かくて記念堂工事は、同年十一月基礎工事を終り、翌四年四月には鐵骨工事の終了を見ることが出来た。一方に於て、構内附帶庭園の設計も完了してゐたので、記念堂建築工事も雁行して庭園造營の工事に着手し、先づ地盤を約三尺盛上ぐる工事を開始すると共に、本會事業の性質に鑑み、庭園設備用の植物其他の材料も、一般からの寄附に俟つこととして、募集規定を發表し、各方面に係員を派して勸誘に努めた。

かやうにして同年六月には、愈々記念堂の工事も進み、上棟式を舉行し、八月には東京府下の主なる實業家、華族及び全國の多額納稅者に對して再び寄附勸誘をなした。これより曩に中華民國佛

教徒より梵鐘寄贈に際して、幹旋の勞をとられた上海の王一亭氏其他の名士から、本會事業資金に充當の爲其の揮毫になつた書畫の寄贈があつた。丁度この時たま／＼日支文化展覽會を上野松坂屋で開催中であつたので、こゝに之等の寄贈書畫の展觀即賣會を開いて、資金を得て此の美しい國際親善の表れとも云ふべき、隣邦國民の深甚なる厚誼に對して深く感銘したのであつた。庭園用材料も募集開始以來諸方面から寄附せられた樹木其他の材料が相當數に上つたので、此の月より植栽工事に着手した。

同年十一月にはかねて蒐集中であつた震災記念資料も相當數に上つたが、適々東京市政調査會が東京市其他の後援の下に市政會館に於て復興展覽會を開催されるに際し、此會の出品物が、震災及び復興を記念するには好箇の資料であれば、其等の出品資料を永久に保存すべしとする輿論濃厚となつた。之れは本會所定の目的とも一致することとして、記念堂の一部を利用し、震災記念資料及び繪畫類を陳列保存する當初の小規模な計畫を改め、關係各方面と協議の上、別に震災復興記念博物館を構内に建設することを計畫して、該展覽會の出品物中重要なものは不取本會に於て保管することになつた。而して此の震災復興博物館の建設資金に就ては、豫定の事業を擴張するものであれば、昭和五年二月東京市長に對し、建設費の補助を申請したのである。

一方記念堂工事は着々豫期の進捗を爲し、竣成が近づいて來たので、種々の準備を進め、先づ建設中の記念堂の名稱を「震災記念堂」と決定した。又堂内に納むべき遭難者の遺骨を更に再火葬に附し、震災記念堂の納骨室に假安置し、永年に涉り遺族其他の涙の對照となつて居つた假納骨堂を取拂つた。之れと共に納骨靈名も全く調査を了り、永久祭祀すべき震災遭難者靈名簿調製研究も成つたので、靈名三萬八千八百二十五名を謹書し、又祭壇に奉安すべき靈位も竣成し、其下に前の

靈名簿の格納を了した。

時あだかも帝都の復興成り、長くも 天皇陛下におかせられては、三月二十四日帝都御巡幸に際し、工事未だ成らざる震災記念堂に龍駕をまげさせられ、堂内一部に假陳列した震災記念資料を天覧あらせられて、往時を追想遊ばされた。此の時重ねて祭祀料金壹千圓、竝に銀製大花瓶一對を御下賜の榮に浴し、本會理事者は皇恩の渥きに感激したのである。

同年五月附帯庭園の池及び溪流の工事を起すと共に、引續き樹木其他の植栽工事を施行し、六月には鐘樓建築を起工し八月には全く震災記念堂の竣工を見るに至つた。又別に調製中の二百六十個の滋器納骨函に遺骨を假容器より詰替へをなして堂内納骨室に永久安置した。同年九月一日には震災第七周年記念日を卜し、國務大臣、外國使臣を始め朝野の名士及び本會名譽特別會員等を招待し盛大な落成式を執行して、震災記念堂其他を東京市に假引繼をなした。

續いて鐘樓も竣成を告げたので、先年中華民國佛教徒寄贈の梵鐘が、現場に搬入された記念すべき十月一日を選び、其の始撞式を執行して、東京市に假引繼をなした。震災復興記念館は其實施設計も完了したので直に工事契約を爲し、同月上旬起工を爲し、十二月にはかねて工事中の事務所も完成したので、直に東京市に假引繼をなした。

斯くの如く本會事業は着々完成を見るに至つたので、昭和六年一月約七千名の名譽特別竝に正會員に對し、會員規則に依る記念章の發送を開始した。附帯庭園工事も大半を終り、残る事業としては記念館のみとなり、其の名稱も從來震災復興記念館と假稱して來たが、三月東京市は之を震災記念堂に對し、『復興記念館』と決定した。四月其建築工事終了と共に直に記念資料の陳列に着手して鋭意開館を急いだ。

又本會とは別に東京市小學校々長會に於て、かねて東京市震災遭難兒童記念物建設會を組織し、震災記念堂構内に「震災遭難兒童弔魂像」を建設して、之れを本會を通じて東京市に寄附することを決議し、工事施行中であつたが、五月其の工成るに及び、除幕式を執行して之れを本會に引繼をなし、後其の收支殘餘金壹千百餘圓をも保存資金として共に寄附された。

六月になつて附帯庭園關係工事は全く終了を告げ、鋭意復興記念館陳列の完成に努めたが、翌七月 皇后陛下復興帝都御巡啓に際し、震災記念堂に御立寄らせられ、東京市に對し祭祀料竝銀製香爐を御下賜あらせられたが、長くも其の際復興記念館にも玉歩を運ばせ給ひ、永田東京市長の御説明により、館内陳列記念資料を御臺覽遊ばされた。

重なる此の光榮に、本會は益々事業の完成に精進し、翌八月全く館内の陳列を了り、盛大な竣工奉告祭竝開館式を執行して之を東京市に假引繼をなし、茲に舊協會設立以來七星霜を閱し、さしも困難を豫想せられた大事業も滞りなく竣工を告げ、所期の目的を達成し得たのである。

よつて八月末日を以て、理事會竝に評議員會の決議に基き、財團法人を解散し、翌九月一日震災第八周年に際し 天皇 皇后兩陛下竝に 皇太后陛下に永田會長より實物三百分の一に謹製したブロンズ製震災記念堂模型を献上し事業完成の御禮を言上なした。

爾後其の清算期に入り、既に東京市に對しては解散の日たる八月末日を以て、震災記念堂其他本會資産大部分の寄附手續を了した。此の他清算結了後東京市に寄附すべき殘餘資産は、現金だけでも約三萬圓に達し、此の種の寄附事業としては稀れに見る成功を遂げたのであつた。本事業の今日あるのは、一に官民各方面の深甚なる同情と、熱誠なる後援の現れであると共に、又本會歴代理事者がよく其の困難に堪へ、不撓不屈事業の目的達成に精進した賜であつて、誠に感激の極である。



第四章 資金の勸募

第一節 寄附金

震災記念堂の建設並に之れが附帯施設に要する事業資金に付ては、曩に本會設立に當り幸ひに難を免れたるもの、又は親しく災害の現状を見聞せる多數の人々の熱誠なる後援に俟つを極めて有意義であるとし、廣く淨財の寄附を仰ぐ事にした。即ち翌十三年九月一日の一周忌を卜して本會の設立と共に、震災記念堂建設資金の募集を發表せし處、各方面の同情は翕然として集り、就中遺族と罹災者側の零細なる淨財の寄附には眞に涙ぐましい感激を覺へたのである。然し乍ら本會設立の時期が恰度財界漸く不振の秋に際會し、爾後年を逐ふて益々不況は深刻を極むるに至り、資金の募集は相當困難なるものがあつた。爲に本會理事者はいたく焦慮したが鋭意勸募に努めしむると共に、東京市各區長、隣接町村長に對し管下區町村内の募集を依頼し、又日本佛教聯合會に依頼し全國佛教徒より勸募する等極力目的の達成に精進したのであつた。かくて別稿に記するやうに畏くも御内帑金の御下賜を忝ふし、また内務省よりは補助金の下附を受け、大正十五年秋には一般寄附金其他により資金の大半が充たされたので其の組織を財團法人に改め、事業の進捗と相

俟つて益々資金勸募に努めた結果、昭和六年八月末日、本會解散の時に於ては、預金利子其他を併せて通計實に、百貳拾七萬七千九圓七拾四錢五厘の多額にまで達することが出来たのである。好況時代に於ては、敢て此の金額は驚くに足らぬが、之が寄附者總數二十一萬八千人、此の外強て匿名を以て寄附せられた向も甚だ多く、其の大部分が零細なる淨財であることは、本事業に對する一般人士の同情と後援が、如何に熱烈に且深甚なるものであつたかを知り得て、誠に感謝の外はないのである。依つて以下之れが資金募集の經過に付其の概要を記し残すものである。

一、本會直接取扱寄附金

本會設立の計畫成るや、準備委員會は關係各方面と數次接渉を重ね、東京實業家其他、有力者方面より六拾萬圓、同市内各戸より貳拾萬圓、地方各地より拾萬圓、其他拾萬圓、合計百萬圓を目途とした。之等の募集方法は主として新聞廣告、文書依頼、文書宣傳等に依つてなすことに決定した。大正十三年八月下旬、準備委員長東京市長永田秀次郎氏より警視總監に對し、寄附募集許可を申請し、着々準備を進め、同年九月一日、本會設立と共に中外商業、讀賣、東京日日、やまと、中央、東京夕刊、東京毎日、二六、都報、時事、萬朝、國民等の新聞紙に募集廣告を掲載し、記念堂建設地たる、本所被服廠跡、假納骨堂傍には募集規定を掲示した。又市内各所に於ては、淺草少年義勇團、麴町聯合少年團、深川少年團等をして宣傳ピラ、數拾萬枚を行人に配付せしむる等、趣旨徹底に努むると共に、地方長官其他に對しては文書を以て勸募方を依頼し、此處に同日を以て一齊に寄附募集を開始するに至つたのである。本會寄附金中特記すべきものは、大震災善後會の參萬圓、震災同情會の貳萬圓及兵庫縣震災救護團の拾萬圓であつて、前二者は共に公府徳川家達氏を會長とし、災變直後罹災者救恤の爲組織せられたるもので、兩會は本會設立に先ち大正十三年春大震災死亡者祭祀堂建立費寄附を決議したも

のである。その時東京市長に對して寄附申出があつたが、當時東京市に於ては本協會設立の計畫中であつたため市長は之れが受領を保留し、本會事業資金として該金員を寄附せられたき旨を兩會に諒解を求めて其の承認を得た。依つて本協會は之等寄附金五萬圓を資金とし、大正十三年九月通常團體として設立したもので、翌十四年現金を受領するに至つた。又兵庫縣震災救護團も同様關東地方震災救援の爲め兵庫縣知事を團長とし、縣下の有志を糾合して組織せられたるものであるが、同年十一月其の受領した義捐金中拾萬圓を東京市長を通じ、本會に寄贈された。

之等各團體の寄附金は内務省補助金と共に本會事業資金の根幹をなすもので、之等の特種なる團體の寄附を除いての大口寄附金は、本會々長より主なる實業家五十餘名に對して相當の額の援助方を懇請し、尙職員を派して折衝せしめた結果三井合名會社、三菱合資會社、安田修徳會より各壹萬圓を受け、其他實業家、銀行會社等より何れも相當額の寄進を受くるに至つた。

以上の外有力なる實業家に對しては、東京商業會議所を通じて寄進を乞ふことに予定し、大正十三年秋會議所關係者と内交渉をとげたるも、其の後役員更迭等の事情によつて實行を見るに至らなかつた。一般寄附金の勸募に就ても各新聞社に依頼せんとしたが、各社事情を異にする爲め之又蹉跌を來し、地方各地の勸募に就ても再三地方長官、市長等に配慮方を依頼したのであるが、成績見るべきものがなかつた。此處に於て當初の方針を變更し、之等實業家、地方富豪、其他に對しては本會より直接勸誘をすることとし、大正十四年七月、八月、地方富豪、銀行、會社、各團體等に對し約六千通、難遭者遺族に對し約貳萬通の勸誘文書を發送したことを初めとし、左記の如き文書勸誘をなした。

年	勸	誘	先	通	數
大正十四年七月	地方富豪、銀行、會社、各團體			約	六、〇〇〇通

大正十四年八月	分骨者(遺難者遺族)	約	二〇、〇〇〇通
同 年十月	各實業家、組合法人、中流以上の個人	約	二、〇〇〇通
同 年十一月	地方富豪、銀行、會社、各團體(再勸誘)	約	一、〇〇〇通
昭和二年八月	全國多額納稅者	約	六、四〇〇通
昭和三年七月	東京實業家 華族	約	一、一〇〇通
同 年十一月	東京實業家(再勸誘) 華族(同)	約	一、〇〇〇通
昭和四年四月	主ナル多額納稅者 東京府下主ナル實業家及銀行會社	約	一、〇〇〇通
同 年八月	東京府下主ナル華族 主ナル多額納稅者(再勸誘) 東京府下實業家及銀行會社 東京府下華族 同 官公吏	約 一、〇〇〇通 約 三〇〇通 約 一、〇〇〇通 約 五、〇〇〇通 約 六〇〇通 約 四〇〇通	

そして此の間、東京及近接地の有力者に對しては職員が歴訪し、一般に對しては機に臨み時に應じて、電車廣告、新聞折込廣告、其他の便法を以て間斷なく趣旨の宣傳に努めると共に、一面本所被服廠跡には本會設立以來出張所を置いて、假納骨堂へ參拜者の寄附金受付をなした。又昭和五年震災記念堂の竣工を見るまで、歴年震災記念日を期し被服廠跡を主として、時には日比谷公園其他に寄附受附所を設け、寄附募集をなすを例とした。春秋彼岸、盂蘭盆等の節に於ても同様寄附募集

を繼續してた來が、其の第一回は大正十三年九月一日——本會設立當日——即ち震災一週忌には納骨堂脇に延長十數間に渉る寄附受附所を設け、晝夜を通じて百數十萬人にも及ぶ、場内外に溢れた参拜の群集に對して、早曉より深更に至るまで係員數十名がマグナボックス、メガホン等を以て趣旨の宣傳をなし、寄附募集に努めし外、淺草公園、日比谷公園にも同様寄附受附所を設け、各所共當日より三日間に涉つて全力を擧げて勸募をなした結果、寄附金總額壹萬四千九拾壹圓八拾壹錢寄附者總數壹萬貳千四百壹人といふ好成绩を擧げる事を得た。之れ本會が街頭寄附募集の嚆矢をなすもので、受付を場所毎に示せば次のやうになる。

受付場所

寄附金

寄附人員

被服廠跡

九、六九三・二九〇

一〇、八四六八

淺草公園

六〇九、二八〇

九六一人

日比谷公園

一八九・二四〇

五九四人

これを更に個々の應募金額に依つて區分すれば、寄附額五拾錢のもの五千六人で最も多數を占め、壹圓の参千六百七人之に次ぎ、一口百圓の寄附者さへ三名を數へ得られたことに依つても本事業が如何に一般の人心に正しく反映したかを物語る實證である。尙歴年震災記念日當日の勸募成績を示せば次のやうである。

募集日

寄附金額

募集場所

大正十三年九月一日至三日

一〇、四九一・八一〇

被服廠跡、淺草公園、日比谷公園

大正十四年九月一日

三、六九二・四一五

被服廠跡

大正十五年九月一日

一、四四一・六四〇

同

昭和二年九月一日

二、二九三・三二〇

被服廠跡、本所公會堂、日比谷公園

昭和三年九月一日

一、三一二・八五〇

被服廠跡

昭和四年九月一日

一、九二〇・一一〇

同

昭和五年九月一日

一、四九一・四五〇

同

計

二二、六四三・五九五

本會が直接街頭で寄附募集を行つたのは上述のやうであるが、之れに等しいものとしては、大正十五年九月震災第三周年に於ける勤儉奨励婦人團體委員會の事業である第七回勤儉強調期間九月一日より一週間喜捨金募集であつた。これは冗費を節し、有意義に使用せしむるの趣旨によつて記念堂建設資金の街頭勸募をなすべき旨を内務省社會局を通じて申込があつた。よつて本會は、直に喜捨箱五拾餘箇を調製し、社會局と相協力して市内外の各ビルディング、デパート、劇場、活動寫眞館、寺院、教會、公園等數十ヶ所に之れを設置し、該婦人團體の活動に委ねた。東京市役所女子事務員も亦之れに参加してそれら、勸募の結果、其の期間末に於て喜捨金壹千五百六拾四圓四拾錢五厘を寄附受領するに至つた。斯くて昭和六年八月末日に於ける本會の直接取扱寄附金は、總計參拾參萬壹千八百四拾八圓拾貳錢を算することを得たが、勸募に就ては以上にも其の片鱗を記したやうに、他の勸募の如く大口の寄附金が尠い爲めに豫想外の困難があつたと共に、又一面に於て各方面の深甚な同情と熱誠なる後援は、本事業關係者を奮起せしめたことも一再ではなかつた。殊に小額寄附者の眞情を吐露した書信の如き、又東京市區吏員の示した純情の美はしきには、全く當路者を心から泣かしめた。昭和二年九月二十八日發行の東京某大新聞紙が『市吏員涙の驛金』と題して掲載した記事は、多少の誇張はまぬが、よく其の間の消息を傳へ得たるものであるか

ら此處に採録する。

關東大震災火災に最も酸鼻の跡をとどめた本所被服廠跡に建設せらるべき震災記念堂は、五年を迎へた今日まだ起工の運びにすら至らず横死者四萬五千の遺骨は今なほ震災直後建てられたバラツクの納骨堂内に積み重ねられてある。去る九月一日催された市主催の遭難者慰靈祭に参加した市の職員連が、市の祿を食んで妻子を養つてゐるわれ／＼が満四周年をも迎へた今日、未だにこのまゝになつてある遺骨を前に平然としてゐるは遺族に對しました二百萬市民に向ひ何の申し譯があらう。若し寄附金が豫定額に達せぬため震災記念堂の建設が遅れてゐるならばわれ／＼も應分の寄附をして市吏員としての義務を盡し、併せて横死者の靈を慰めやうではないかとの義奮を發してその後各局課でより／＼協議中であつたが過般代表者を選んで其の旨西久保市長に上申した。市長も大いに感激して早速助役連と協議の結果その寄附を受け付けることとし、釀金標準として月給者は百分の一、同じく日給者は月額の二百分の一と定め各局課をしてその月の俸給から取纏めさせたところ約一萬人の吏員、同三萬人の傭人が給仕に至るまで誰一人不服をいふ者もなくそれ／＼釀出した淨財が壹萬餘圓になつた。今度は西久保市長がその金を前にして涙を流しながら、私は年俸二萬圓で月俸に直すと千六百圓その百分の一では拾六圓にしかならぬ、それでは僅かな日雇傭人や給仕君に對して済まぬからせめて参百圓だけでも寄附させてくれ、また勝、大西、松本の三助役も、市長が参百圓なら貳百圓づゝと申し出ると各局長連も、それなら私共は百圓づゝと各々氣前を見せて廿七日午前早速全部壹萬餘圓を記念堂建設費として寄附の手續を済ませた、云々。

二、區役所並府下町村役場取扱寄附金

大正十三年九月一日日本會會長は東京市各區長を其の區の委員長に囑託し、所屬職員の寄附金募集方を依頼したが、更に之に敷衍して各區役所を通して區内有志より寄附金募集の目的を以て各區長を招し協議會を開いて大様左記事項を決議し、割當額を協定して其の勸募方を大正十三年十月二月八日各區役所に依頼した。

- 一、各區ニ本會支部ヲ設ケ支部長及其ノ下ニ委員ヲ置ク、支部長ハ區長之ニ當リ委員ハ區長ノ推薦ニ依リ本會之ヲ囑託ス
- 二、會員ノ募集ハ區内各町會共ノ他團體ト連絡ヲトリ募集セラレタシ
- 三、會員ノ寄附金ハ可成金壹圓以上トス
- 四、寄附金ノ納付方法ハ一時納、月賦又ハ年賦ノ三種トス
- 五、月賦又ハ年賦納ノ場合ハ納付ノ終期ヲ大正十五年十二月限リトス
- 六、物件並指定寄附ハ區長ヲ經テ本會之ヲ取扱フ
- 七、會員募集ニ要スル經費ハ寄附金額ノ一割以内ニ於テ本會ヨリ支辦ス
- 八、法人及知名ナル實業家ニ對シテハ主トシテ本會ヨリ直接勸誘ノ見込ニシテ之ニ關シテハ別ニ協議ス
- 九、寄附申込書及寄附金ハ翌月十日迄ニ前月分ヲ取經メ本會ニ送附セラレタシ
- 十、各區ニ於ケル募集金額目途ハ大要別紙割當額ノ通トス

各區の勸募割當額に付ては明治神宮奉賛會寄附金募集割當額を標準とし、其れに震災に依る罹災状況を斟酌案配し、罹災區の麴町、芝、本郷各區は一割を、赤坂は一割五分を、神田、日本橋、京橋、下谷、淺草、本所、深川各區は二割を減じて算出したのであつて、其の割當額は左の通りである。

第四章 資金の勸募

麴町區	一六、八六一
神田區	二四、七八六
日本橋區	三四、〇〇〇
京橋區	二四、八七五
芝區	二一、九九〇
麻布區	二二、〇〇九
赤坂區	七、八二一
四谷區	一四、八九七
牛込區	二三、〇〇〇
小石川區	二九、五五五
本郷區	一四、五五四
下谷區	二二、五〇〇
淺草區	三〇、三九四
本所區	三〇、四〇二
深川區	一八、一四〇
合計	三三五、七八四

斯くして依頼を受けた區役所では擔任の吏員を置き、最も適切な方法として各町會と連絡をとり、即ち區内各町會役員に募集事務を委嘱し、趣意書、依頼狀、申込書、用紙等を配付して勸募に努めた。區によつては各學校、官署、工場等は直接吏員を派して募集せられた向もある。

大正十四年一月十九日、本會事務所にて各支部の打合會を開き、更に大々的募集をなすべく企圖

し先きの協定に基いて支部長の下に會長たる市長の命ずる委員を置き、着々其の實績を擧げる様になつたが、一層の成績を擧げるべく、従前各支部に對し支給物品の外募額の一割以内にて募集實費を支給して來たものを、爾後勸募事務を簡便にする爲支部會計を全然獨立させ之に對し募額の二割を交附することに變更し、其の旨大正十四年十月十九日付各支部長に通知した。各支部に於ても本部の宣傳と相俟つて協會設立の目的を機會のある度に市民に徹底せしめたが、大正十四年六月頃に至り偶々、記念堂の建設は之を中止し遺骨は他に適當の場所を選定して移葬する等の風説が起つたため、協會の目的は遭難者の靈を永久に追弔する納骨堂を主とする記念堂の建設にある旨を極力宣傳した。このやうな場合に本部と支部との緊密な連絡を保つて活動したことは恰も市の區に於けるやうな状態であつた。

今區即ち支部の寄附金募集に當り本部より支部に豫め割當てた額に對して募集方法の一例として本所區に就いて見れば

本所區に對する三萬四百貳圓は、一戸に付約參拾七錢、國稅壹圓に付約五錢に當る爲め、各町會の人口及戸數に比例割當額を按分して、區内町會事務所に左記のやうな依頼狀及協會設立の趣意書を添付し依頼したのである。

拜啓益々御清穆慶賀此事に存候陳者去る大正十二年九月一日の大震火災は實に振古未曾有の大慘事に有之就中我本所區は同胞數萬の生靈を奪はれ當時の慘狀を回顧する毎に今尙戰慄を覺へ痛恨の極みに御座候今や官民不撓の努力に依り市街は漸次復興しつつあるを觀るに及び慘害の悲痛なる追憶尙新たにして再び歸らざる幾多遭難者の靈魂を弔慰すべきは吾人其の難を免れたる者の義務なりと信ぜられ候

爰に於て我東京府市關係者相圖り、東京震災記念事業協會を起し罹災地中最も慘禍を極めたる本所被服廠跡へ記念堂納骨堂合設を建立し其附近を森嚴なる公園となし以て遭難者の靈を永久に追悼すると共に一面社會教化の機關となし後世再び斯る慘禍あらしめざるべく警告せんとする趣旨に有之候處之が施設には素より巨額の資金を要するを以て之を大方諸彦の義捐に訴へ完成を期せんとする次第に有之付ては劇甚なる慘害を被りたる本區としては出捐甚だ困難の事情拜察致候得共本事業たる特に本區に施設せらるゝものなれば當區は將來永久に涉り直接間接に精神上物質上に多大の裨益を享くべき地位に有之旁々彼の阿鼻叫喚の巷に於て幸に危難を免れ候區民各位は當時悲慘の最期を遂げられ候幾萬の精靈に對し深厚なる追悼の意を表し供養の記念を建設するの思召を以て何卒應分の御寄附被成下該事業をして無滞成就せられ候様切望懇願の至りに御座候 敬具

大正十四年二月

東京震災記念事業協會本所區支部長

本所區長 霜 島 幸 次 郎

かくて大正十五年十月本會の組織變更を見財團法人となるに及び同年末迄の勸募期限を更に延長し鋭意勸募に努めたが本會解散に當り募集打切迄の成績は左の通である。

麴町區	二、六三〇・八一〇
神田區	一九、三四四・〇五〇
日本橋區	一五、一九九・八五〇
京橋區	一六、八八七・九八〇

芝區	一一、三二二・九三〇
麻布區	五、七七二・七六〇
赤坂區	六、一八六・〇〇〇
四谷區	四、七一六・一三〇
牛込區	八、九五八・三五〇
小石川區	八、五七三・四七〇
本郷區	八、四八七・〇三〇
下谷區	一六、四八〇・六三〇
淺草區	一七、九七一・三四〇
本所區	四八、三〇七・〇六〇
深川區	四、〇四二・一七〇
合計	一九四、八八〇・五六〇

右のやうに實績の相當に見るべきものがあつたのは、一に市民の絶大な援助と、區係員の一致並に各町會役員の獻身的な努力とに依り、初めて成就し得るもので、この衝に當れる者の實に愉快に思ふ所以である。

協會本部では各區長を委員長に囑託すると同時に、東京府下荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾、北多摩、西多摩、南多摩、各郡長をもその各郡の委員長に囑託し資金勸募を依頼したが、更に大正十四年四月二十一日前記各郡長及管下町村長に對して寄附金募集依頼狀を發送し、尙東京市隣接町村には職員を派して折衝させた結果、同年七月に至つて市内各區同様の協定の下に隣接町村支部を設

置し、町村長又は其の代理者を支部長に囑託する事に決し、本會事業に翼賛し、資金勸募事務取扱に應じた町村に對して之を實施した。

文書に依る右の勸誘に關して直接の効果は必ずしも期待した成績は得られなかつたにせよ、本會事業の趣旨が徹底するに伴れて漸次寄附の申込者も増加する傾向で、本會解散の時に於ての隣接町村支部並南葛飾郡篠崎村の勸募成績は次のやうであつた。

三河島町	八二八・一〇〇
西巢鴨町	九六六・〇〇〇
吾嬬町	二、四五四・九〇〇
高田町	五〇〇・〇〇〇
篠崎村	一〇九・三五〇
計	四、四〇八・三五〇

尙此の外日暮里、寺島瀧野川、各役場にて取扱つた震災記念堂附帶庭園材料費指定寄附金が四拾六圓五拾錢ある。

三、佛教聯合會取扱寄附金

本會の事業資金は可及的多方面に涉つて勸請するのを最も有意義なりとし、當初より其の方針に基いて募集して來たが、大正十四年十月になつて、本會理事者は佛教各宗代表者五十餘名と會見し、全國佛教徒よりの勸募方に付懇談をとげた結果、之れを佛教聯合會に依頼することに決した。即ち同年十二月本會會長は同會常務幹事に書を寄せて正式に之を依頼した。同會に於ては死者の追善は固より佛教徒の使命であり、特に震災横死の幽魂を弔慰する事は、帝都復興の精神的基調

であるとし、本會の趣旨に翼賛して、各宗各派幹部は其管轄の一般寺院に達示し、全國檀信徒を勸誘せしむべき旨の回答に接し、大様左の協定に依つて勸募することゝなつた。

- 一、募集額ノ目途ハ取扱所要經費ヲ除キ、凡三十萬圓トス
- 二、募集範圍ハ全國一般トス
- 三、募集期限ハ大正十五年末迄トス
- 四、取扱所要經費トシテ寄附受附金額ノ二割五分ヲ佛教聯合會ニ交付ス
- 五、佛教聯合會中ヨリ評議員若干名及委員若干名ヲ囑託ス

依つて本會は佛教聯合會常務幹事其他各宗主腦者二十名を評議員に、同會關係者四名を委員に囑託すると共に、更に實行方法に就いて協議を遂げ、翌三月、警視總監に對し、佛教聯合會支部設置認可を申請して、特に振替口座を新設し、これが募集に備へ實行に移つたが、たま／＼四月下旬地方長官會議開催せられ、各府縣知事の東京を見たので、従前地方各地の勸募に付依頼の次第もあり、旁々今回佛教聯合會支部設置に付援助方を懇請した。

佛教聯合會本部にあつては着々準備を進め、資金勸募帳數萬冊を調製して、其の扉に御下賜金御沙汰書を頭めとし、左記の通り同會通達、各宗派聯合告達、本會々長依頼文書並に勸募取扱要項を掲示し、其の趣旨を明かにして、同會諸機關を通じ、日本全土の寺院に之を配付した。

拜啓別紙聯合告達ノ通り關東大震災ノ慘禍ハ眞ニ哀竦ノ極ニシテ、災後四ヶ年ヲ經過セントスル今日被服廠跡納骨堂ニハ今現ニ無告無縁六萬ノ遺骨ヲ安置シテ不斷ノ追善ヲ營ミ居候、記念納骨堂ノ建設モ昨秋第三回忌當日ヲトシテ地鎮式ヲ了シ本春彼岸會中起工式ヲ舉行スルコトト相成居候右ニ付キ這般畏クモ

聖上陛下ヨリ御下賜金ノ恩命ヲ拜シ殊ニ
 國母陛下ハ御軫念ヲ煩ハサセラレ當路ノ閣臣ニ對シ枯骨ノ善處方法ニツキ數次ノ御下問ヲ辱
 ウセシ由漏レ拜承シ顯幽ノ救濟ヲ天職トスル佛教徒トシテ洵ニ慚情恐懼ニ堪ヘザル處ニ候
 既ニ内務省其他ヨリ相當建設費補助ヲモ相受ケ候ヘ共資金未ダ豫定ノ額ニ達セズ自他焦慮罷
 在候茲ニ本會ハ東京震災記念事業協會ノ委囑ニ應ジ全國佛教各宗派寺院檀信徒諸彦ノ同情慈
 懷ニ訴ヘ堂塔建立ノ聖業ヲ成就セントスル次第ニ候條何分ノ御寄附相煩シ度此段御懇囑申上
 候

大正十五年三月

佛教聯合會本部

聯合告達

大正十二年九月一日關東一圓ニ亙ル大震災は生靈ヲ喪フコト十餘萬財貨ヲ燬クモノ數十億蓋
 シ有史以來空前ノ慘禍タリ佛教聯合會は震災直後物資勞力空乏ノ際早ク既ニ最善ヲ期シテ罹
 災者ノ救護ト横死者精靈ノ弔祭ニ全力ヲ竭シ特ニ酸鼻ノ状態ヲ極メタル東京市本所區陸軍被
 服廠跡ニ弔祭所ヲ常設シ晝夜不斷ニ追善ヲ營ミ以テ今日ニ至レリ
 會々三回忌辰に先チ東京市ノ公議亦漸ク熟シテ震災記念事業協會ヲ組織シ該地ニ記念公園ヲ
 經營シ莊嚴ナル納骨堂ヲ建設シテ遭難死者の遺骨ヲ安置シ一ハ以テ無縁ノ幽魂ヲ永遠ニ弔慰
 シ一ツハ以テ大災ノ慘禍ヲ後世ニ記念スルノ計畫ヲ定メ之ニ要スル經費豫算金壹百萬圓ヲ全
 國同胞ノ慈懷同情ニ訴ヘ一紙半錢ノ微ヲ積テ自他平等ニ現當ノ福祉ヲ増進スルノ發願ヲ以テ

東京震災記念事業協會々長ヨリ淨財勸募ノ協力ヲ佛教聯合會ニ囑セラル、アリ
 抑佛陀ノ大慈ヲ體シ法界群靈ノ救濟ニ努ムルト共ニ世道人心ヲ啓發シテ教化指導ノ任ニ當ル
 ハ更ニ佛教ノ要諦ニシテ此舉ヤ洵ニ佛教聯合會ガ全佛教徒ノ意志ヲ代表シテ夙ニ當路ニ期待
 シタル所ニシテ佛徒衷心ノ願望今ヤ方ニ實現シタルモノト云フヘシ
 冀クハ全國門末寺院一致協力所屬檀信徒ヲ募緣勸獎シ速ニ所期ノ目的ヲ達成シ以テ濟世度生
 ノ本分ヲ完ウセラレンコトヲ
 右告達ス

大正十五年二月十五日

- | | | | |
|--------------|------|--------------|------|
| 天臺宗總務 | 大森亮順 | 天臺宗寺門派執事長 | 山科晃玉 |
| 天臺宗眞盛派執事長 | 八耳哲道 | 古義眞言宗總務 | 庄野琳眞 |
| 眞言宗醍醐派執事長 | 岩鶴密傳 | 眞言宗東寺派執事長 | 西宮觀瑞 |
| 眞言宗山階派執事長 | 田村智範 | 眞言宗泉湧寺派執事 | 川村智幢 |
| 眞言宗小野派執事長 | 中村厚學 | 新義眞言宗智山派宗務長 | 平澤照尊 |
| 新義眞言宗豐山派宗務長 | 荒木良仙 | 眞言律宗上綱 | 佐伯悟龍 |
| 律宗事務長 | 北川行戒 | 淨土宗執綱 | 大谷啓成 |
| 淨土宗西山禪林寺派執事長 | 柴田隆明 | 淨土宗西山光明寺派執事長 | 岡村辨禮 |
| 淨土宗西山深草派執事長 | 辻村輪勇 | 臨濟宗天龍寺執事長 | 重岡宗眞 |
| 臨濟宗國寺派執事長 | 牧野忍宗 | 臨濟宗建仁寺派執事 | 瑞岳惟陶 |
| 臨濟宗南國寺派執事長 | 井上義洲 | 臨濟宗妙心寺派執事長 | 高林玄寶 |

臨濟宗建長寺派宗務總理	近藤元亨	臨濟宗東福寺宗務執事	西川武春
臨濟宗大德寺派執事長	玉井澤洲	臨濟宗圓覺寺派宗務總理	天野俊道
臨濟宗永徳寺派執事長	西堀宜整	臨濟宗方廣寺派寺務總理	林宗賢
臨濟宗佛通寺派執事	藤原楊州	臨濟宗國泰寺派執事長	佐竹浩然
臨濟宗向獄寺派總務	雨宮鐵翁	曹洞宗總務	栗木智堂
黃壁宗執事長	福山朝丸	眞宗本願寺派執事長	本多惠隆
眞宗大谷派寺務總長	稻葉昌丸	眞宗高田派執事	小妻隆文
眞宗興正派參務	藤井俊雄	眞宗佛光寺派執事	奧博愛
眞宗出雲路派執事	清水靈瑞	眞宗木邊派宗務長	高田善達
眞宗山元派執事	佛木道詮	眞宗誠照寺派執事	波多野源乘
眞宗三門徒派執事	織田雲晴	日蓮宗總監	貝山日勇
顯本法華宗總監	井村日威	本門宗宗務總監	井上日光
本門法華宗宗務總監	三吉顯隆	法華宗總監	近藤日侃
本妙法華宗總監	小澤日寛	日蓮正宗總務	有元廣賀
日蓮宗不受不施派能化	花房日秀	日蓮宗不受不施講門派理事	横山日省
融通念佛宗宗務長	泰本蓮蓊	時宗執事長	水島隨順
法相宗執事	千早正朝	華嚴宗法務所執事長	雲井春海

(東京震災記念事業協會長書面寫)

拜啓時下愈御清祥奉賀候、陳者事業協會儀大正十二年大震火災ノ際不幸遭難シタル無慮六萬ノ犠牲者ヲ追弔スル爲メ、其際最モ慘禍ヲ極メタル本所區横網町被服廠跡ニ一大記念堂ヲ建設セントシ、其費用ハ一般ノ同情義捐ニ依ルヘク寄附金勸募中ノ處畏クモ宮内省ヨリ資金御下賜ノ恩命ニ接シ爾來一層ノ努力ヲ續ケツ、アル次第ニ有之候、就テハ此際佛教各宗ノ御協力ニ依リ關係各方面ニ資金ノ寄附ヲ勸請シ、事業ノ完成ヲ速カナラシメ度何卒本會ノ趣旨ヲ翼賛セラレ、該目的ヲ達成候様特ニ御配慮被成下度此段得貴意候 敬具

大正十四年十二月廿六日

東京震災記念事業協會

會長 中村 是公

佛教聯合會

常務幹事 栗木智堂殿
 常務幹事 湯澤龍岳殿

勸募取扱要項

- 一、勸募事務所ハ東京市芝區新堀町三十六番地佛教聯合會本部ニ置ク
- 二、勸募金ハ受領ノ都度之ヲ東京市丸ノ内東京市役所公園課内東京震災記念事業協會會計部振替口座東京二七八六番へ振込送金スルモノトス
- 三、寄附金受領ノ場合ハ勸募取扱者ヨリ適宜假領收證ヲ交附シ一金壹圓以上ノ金額ニ對シテ

ハ東京震災記念事業協會長ヨリ直接領收證ヲ呈スルモノトス
四、東京震災記念事業協會々則拔抄

- 一、名譽會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛シ金壹千圓以上ヲ寄附シタルモノ
- 一、特別會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛シ金壹百圓以上ヲ寄附シタル者
- 一、正會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛シ金拾圓以上ヲ寄附シタル者
- 一、本會ノ趣旨ヲ賛シ金拾圓未満ヲ寄附シタル者ハ賛助員トス

かくて佛教聯合會は其の全機能を發揮して、短期間に協定額を勸募の豫定であつたが、募集範圍が變更されたので支部名稱は自然消滅したが本會は更に其の關係者を、評議員又は委員に囑託して、勸募の繼續を依頼した。此の秋に當つて數ヶ月に渉る同會の努力は漸く其の功を表し津々浦々に至るまで趣旨がよく徹底して漸次應募者は増加し、昭和二年初頭に至つて最高潮に達した。之れに望を得た當事者は或は托鉢に、或は説教會に際し、又は各戸に宣傳符、寄捨袋等を配付する等爾來益々勸募に邁進した結果、其の寄附者は内地、北海道、樺太、臺灣は勿論、遠く滿洲、南支にまで及び、昭和六年八月末日勸募打切當日に於ける淨財は拾萬貳千九百五圓貳拾六錢、應募口數拾壹萬參千五百口にして、一口の寄附を數十名にて成されたものもあつた。其故に寄附者の總數は、拾數萬に上るべく、其の募額は豫期金額の半にも達せなかつたが其の投じた一紙半錢は不幸災禍に遭遇し、幽冥界を異にするに至つた我が同胞、並友邦民人の幽魂を舉國一致久遠に弔慰せんとする赤誠の集結であつて誠に貴い淨財と云はねばならぬ。

佛教聯合會取扱寄附金は何分にも零細にして其の勸募範圍は廣範を極め、同會に於て遠隔地の寄附金取纏めと、整理に極力没頭し、十二月末日には略清算を結了されたが、尙前記募額の他、若干を追加されて居る。

第二節 寄附興行其他

事業資金勸募の一法として、本會は時に自ら寄附興業を主催すると共に、本事業の趣旨を翼賛し寄附興業開催に付申出のあつた向に對しては慎重調査の上、條件を附して之れを承認して來た。その結果、各方面の本事業に對する理解と同情とは日に増し厚く、従つて其の成績も相當見るべきものがあり、全興業回數十七回、總收入貳萬五千六百壹圓參拾七錢を得た。之れを細別すれば本會主催による興業五回、收益九千五百六拾五圓拾錢、篤志者主催に依る興業十二回、收益寄附金壹萬六千參拾六圓貳拾七錢となり、其の興業は左の通りである。

期	種	別	會	場	主催者	收益又ハ收益寄附金
大正十三年十一月十九日	菊花	大會	兩國	技館	やまと新聞社	五〇〇〇〇
大正十四年一月自十八日至廿七日	歌舞伎	劇	松竹	座	松竹合名社 (内興業實費五、五〇〇圓本會支出)	六、五〇〇〇〇
同 年八月二日	音樂と舞蹈と映畫大會	劇	本郷	座	本會	四、二四五・四〇〇
同 年同月十二日	藤原義江獨唱會	劇	同	同	同	一、四九六・二〇〇
同 年同月十五日	築地小劇場野外劇	劇	同	同	同	一、四七八・四〇〇
同 年同月廿六日	松本幸四郎舞踊の會	劇	同	同	同	一、五〇五・一〇〇
同 年同月廿三日	帝劇女優團	劇	同	同	同	一、五〇五・一〇〇

同	年同月自廿九日	納涼園	兩國技館	東京大角力協會	五五〇〇〇〇
同	年九月自廿一日	素義人形淨瑠璃會	本所キネマ	萬朝報社	五〇〇〇〇〇
同	年十一月自廿五日	淺草三業有志演藝會	宮戸座	東都義太夫會	五〇〇〇〇〇
同	年十一月自廿八日	箏曲演奏會	日本青年館	淺草あさち會	五〇〇〇〇〇
大正十五年七月十一日		追分節並諸演藝大會	本所公會堂	大澤松一	四六八・一一〇
昭和二年十月廿四日		慈善演藝會	歌舞伎座	岩井くま	一八〇〇〇〇
昭和三年十月至廿一日		日本歌謡と伊太利オペラ	日比谷公會堂	松竹合名社	四、〇〇〇〇〇〇 八四〇〇〇〇〇
昭和四年十二月廿四日		交響樂大演奏會	同	日本交響樂協會	五〇〇〇〇〇
昭和五年一月廿九日		名流演藝大會	同	栗嶋狭衣會	五〇〇〇〇〇
同	年五月十六日	舞踊と長唄の夕	同	鼎會	六〇〇〇〇〇
同	年九月八日	長唄演奏會	同	長唄研精會	一、二三八・一六〇
同	年十二月十五日				二五、六〇一・三七〇

其他別稿の通り篤志の日本畫家竝に中華民國諸名士寄贈の書畫を賣却し、或は希望者に對し本會發行震災記念堂繪葉書を頒布したる等相當收入を得た。
 之等資金の總ては定期預金、通知預金又は特別當座預金として安田第一、住友等の銀行に預金し、或は郵便官署に預入して可及的利殖を計り、本會解散の時には利子收入總額拾六萬七千六百貳拾六圓四拾五錢の多額に達した。



第五章

御下賜金品

我が皇室が大正十二年の關東地方大震災に際し、其の被害の極めて慘烈なるに深く御軫念あらせられたことは、當時煥發された兩度の大詔によつても窺ひ知らるゝのであつて、殊に災變直後の九月三日

天皇陛下には罹災者御賑恤の思召を以て、御内帑金一千萬圓を御下賜あらせられ、攝政宮殿下より赤坂離宮に於て山本内閣總理大臣に御下附があり、有難い御沙汰さへ賜つたので總理は御趣旨を奉じ、同月二十日の閣議に於て罹災者をして速に此の恩典に浴せしめんが爲め、現金を以て配分することを決定し、之を東京、神奈川、千葉、靜岡、埼玉、山梨、茨城の一府六縣の罹災者に市區役所又は町村役場を通じ傳達せられた。此の御救恤金下附の恩典に浴した罹災者は、内外人を問はず死亡者、行方不明者の上にまで及んだのであつて、各拜受者が一樣に克く優渥なる聖旨を奉體して、御救恤金を最も有効の用途に利用し、自奮自勵家運の挽回に努め、進んで罹災都邑の復興に精進するに至つたことは、我人共に記憶尙新たなるところであるが、之れのみならず皇室におかせられては、優良なる社會事業、司法保護事業及び盲啞教育事業の諸團體に對して、毎年紀元の佳節に際し思召を以て奨勵金を下賜さるゝを恒例とせられたが、此の災變により之等諸團體中倒潰、燒失等の厄に遭つた



御下賜金品沙汰書

ものも尠くなかつた爲め、其れ等の事業にして頓座する如き事ありては遺憾なりとの御軫念により、特に九月十六日金參萬九千餘圓を、更に十月六日金壹萬圓を、應急の資として御下賜あらせられたのである。

斯くの如く我が皇室が、災變當時蒼生の上に深き御軫念を垂れさせ給ひしことは、申すも畏き極みであつて、實に恐懼感激に堪へない次第である。たま

く大正十四年十月、畏くも本會の事業が天聽に達するに及び

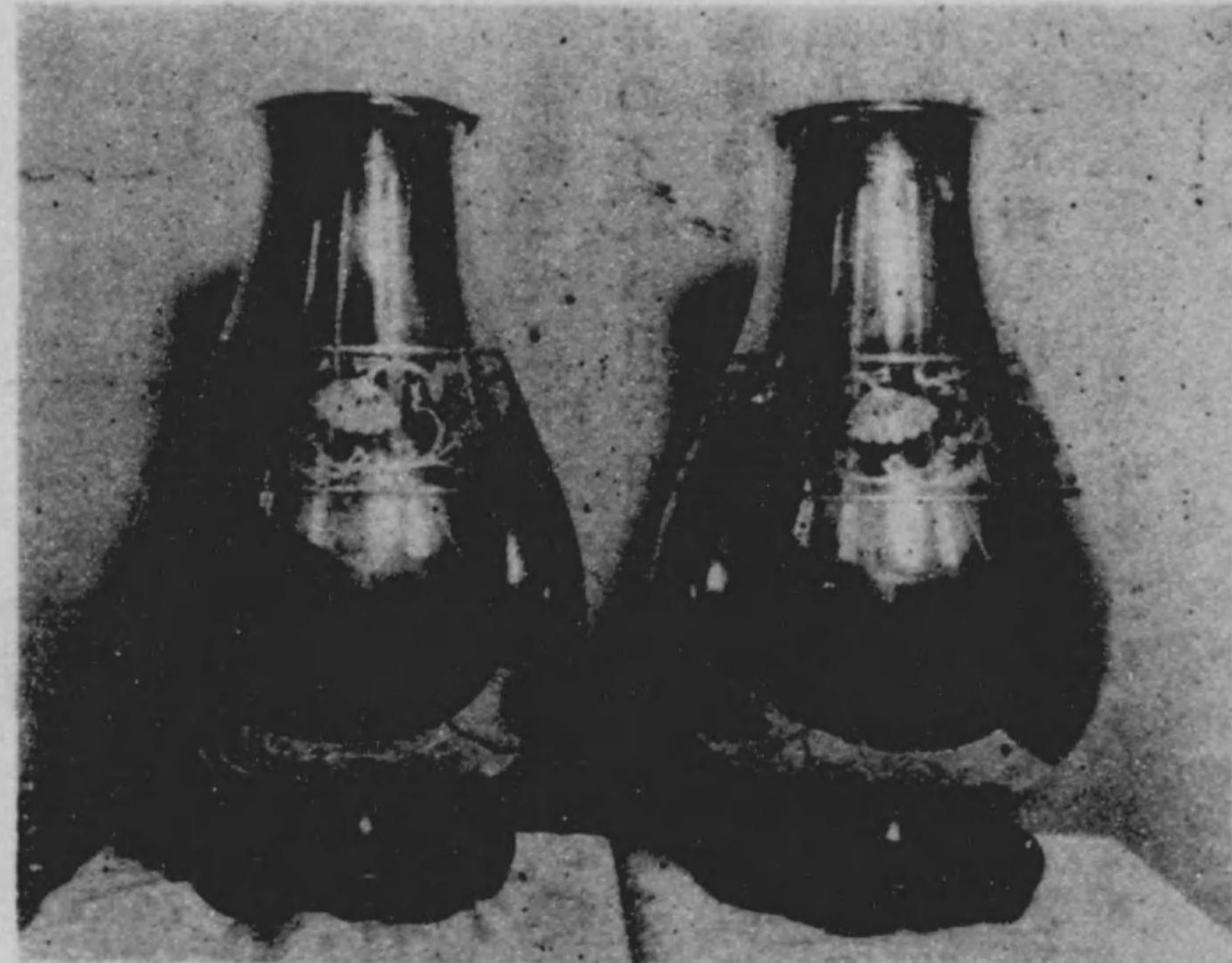
天皇 皇后兩陛下より思召を以て、金壹萬圓御下賜の恩命を拜し、無上の光榮に浴するに至つたのである。

此の御沙汰に接した本會は、只管聖恩の優渥なるに恐懼し、誓つて事業の完成を告げ、以て天慮に答へ奉らんことを期し、關係者は擧つて發奮努力、益々勇往邁進して其の事に當つたのであつて、右御沙汰の趣を新聞紙上其他によつて聞知した遺族は、勿論國民の感激は一方ならず、中には赤心を吐露せる書信と共に、寄附金を送附して來たもの等もあり、爾來さしも募集困難を感じてゐた資金寄附状態は、とみに好調を來し、事業進捗上至大の好結果を齎したのであつて、之れ一重に皇恩の渥きによるものと、只管恐懼した次第であつた。

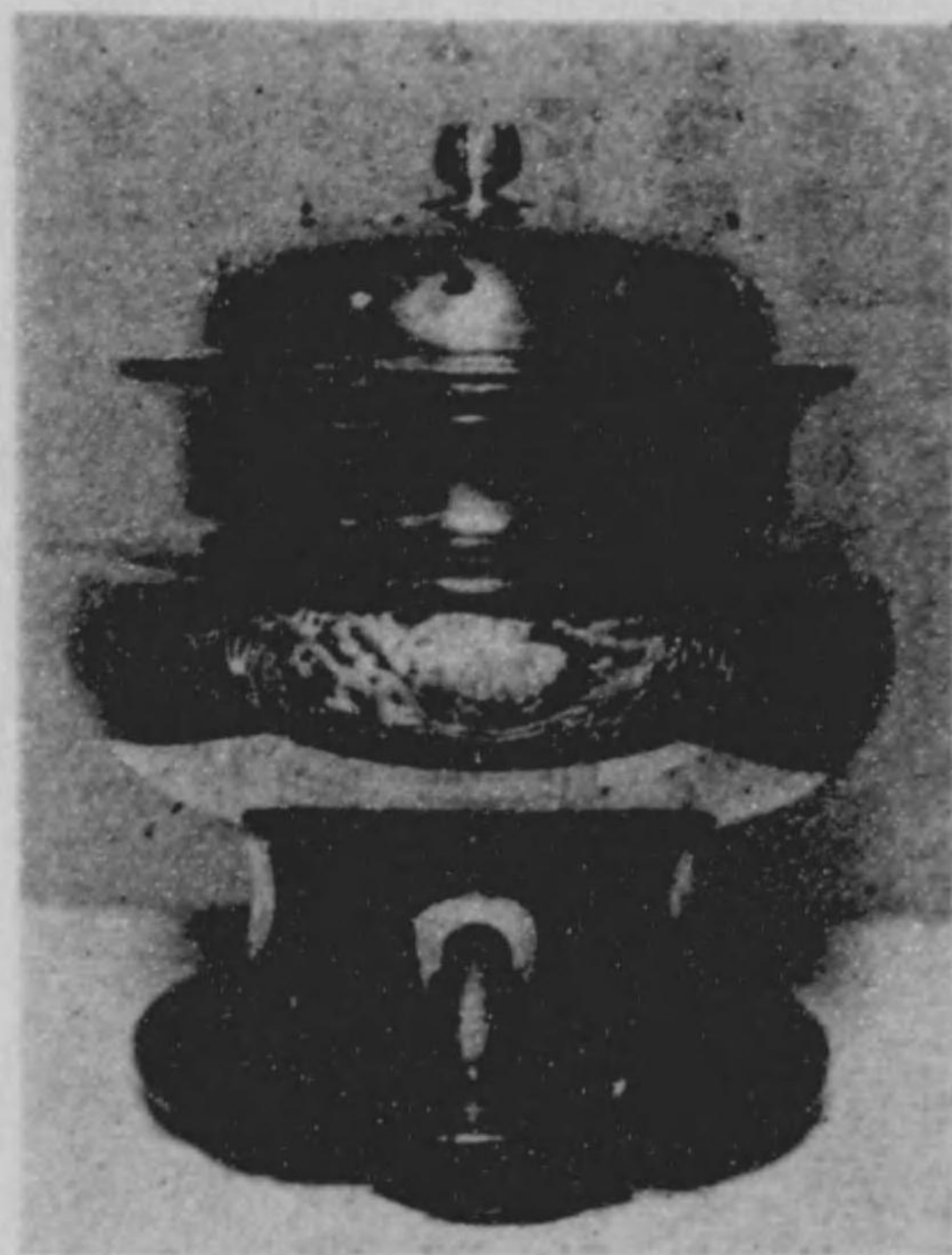
かくて星霜を重ねること五度、本會は既に其の組織を財團法人に變更し、震災記念堂建築工事も殆んど竣成間近く、帝都の復興成りたる昭和五年三月二十四日、畏くも 天皇陛下には復興帝都を御巡幸遊ばされるに際し、未だ工事全たからざりし震災記念堂に御立寄あらせられ、親しく震災遭難者數萬の諸

靈に默禱を捧げられ、剩る祭祀料金壹千圓、並に銀製大花瓶一對を重ねて御下賜あらせられたので、理事者は再度の恩命に恐懼措く能はず、一層事業完成を目して努力邁進し、其の九月遂に記念堂の竣功を見るに至つたのである。

此の恩賜の大花瓶は宮内省に於て、特に記念堂にふさはしく考案し、調製せられたものであつて、現在は東京市



御下賜の純銀花瓶



御下賜の純銀香爐

に引繼をなし、翌昭和六年七月四日 皇后陛下復興帝都御巡啓に際し、東京市に御下賜あらせられた銀製大香爐と共に、震災記念堂内陣に收められてゐるのであつて、誠に至仁至慈なる皇恩には唯々恐懼感激の外ないのである。



御下賜金品沙汰書

ものも尠くなかつた爲め、其れ等の事業にして頓座する如き事ありては遺憾なりとの御軫念により、特に九月十六日金參萬九千餘圓を、更に十月六日金壹萬圓を、應急の資として御下賜あらせられたのである。

斯くの如く我が皇室が、災變當時蒼生の上に深き御軫念を垂れさせ給ひしことは、申すも畏き極みであつて、實に恐懼感激に堪へない次第である。たまたま大正十四年十月、畏くも本會の事業が天聽に達するに及び

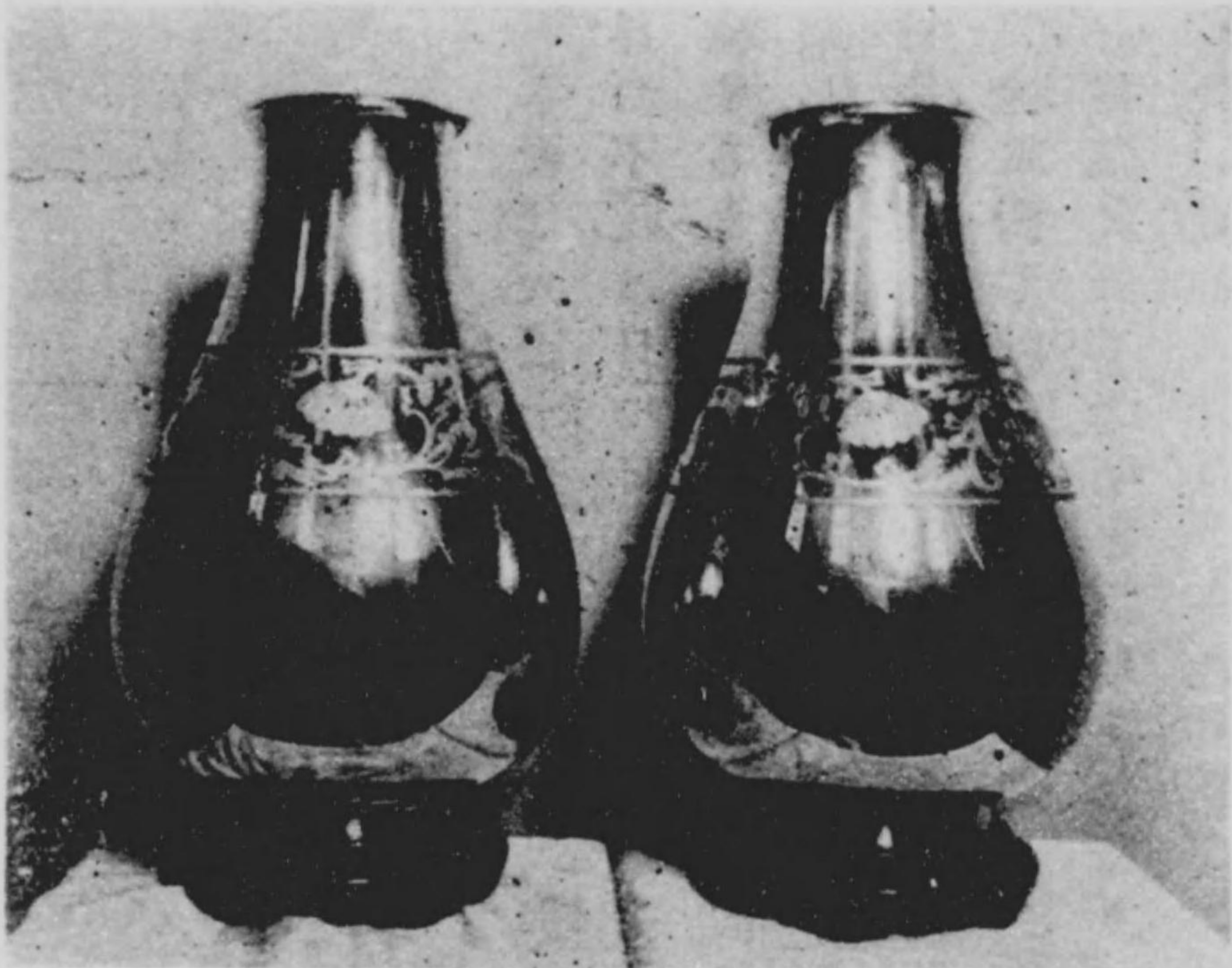
天皇 皇后兩陛下より恩召を以て、金壹萬圓御下賜の恩命を拜し、無上の光榮に浴するに至つたのである。

此の御沙汰に接した本會は、只管聖恩の優渥なるに恐懼し、誓つて事業の完成を告げ、以て天慮に答へ奉らんことを期し、關係者は舉つて發奮努力、益々勇往邁進して其の事に當つたのであつて、右御沙汰の趣を新聞紙上其他によつて聞知した遺族は、勿論國民の感激は一方ならず、中には赤心を吐露せる書信と共に寄附金を送附して來たもの等もあり、爾來さしも募集困難を感じてゐた資金寄附状態はとみに好調を來し、事業進捗上至大の好結果を齎したのであつて、之れ一重に皇恩の渥きによるものと只管恐懼した次第であつた。

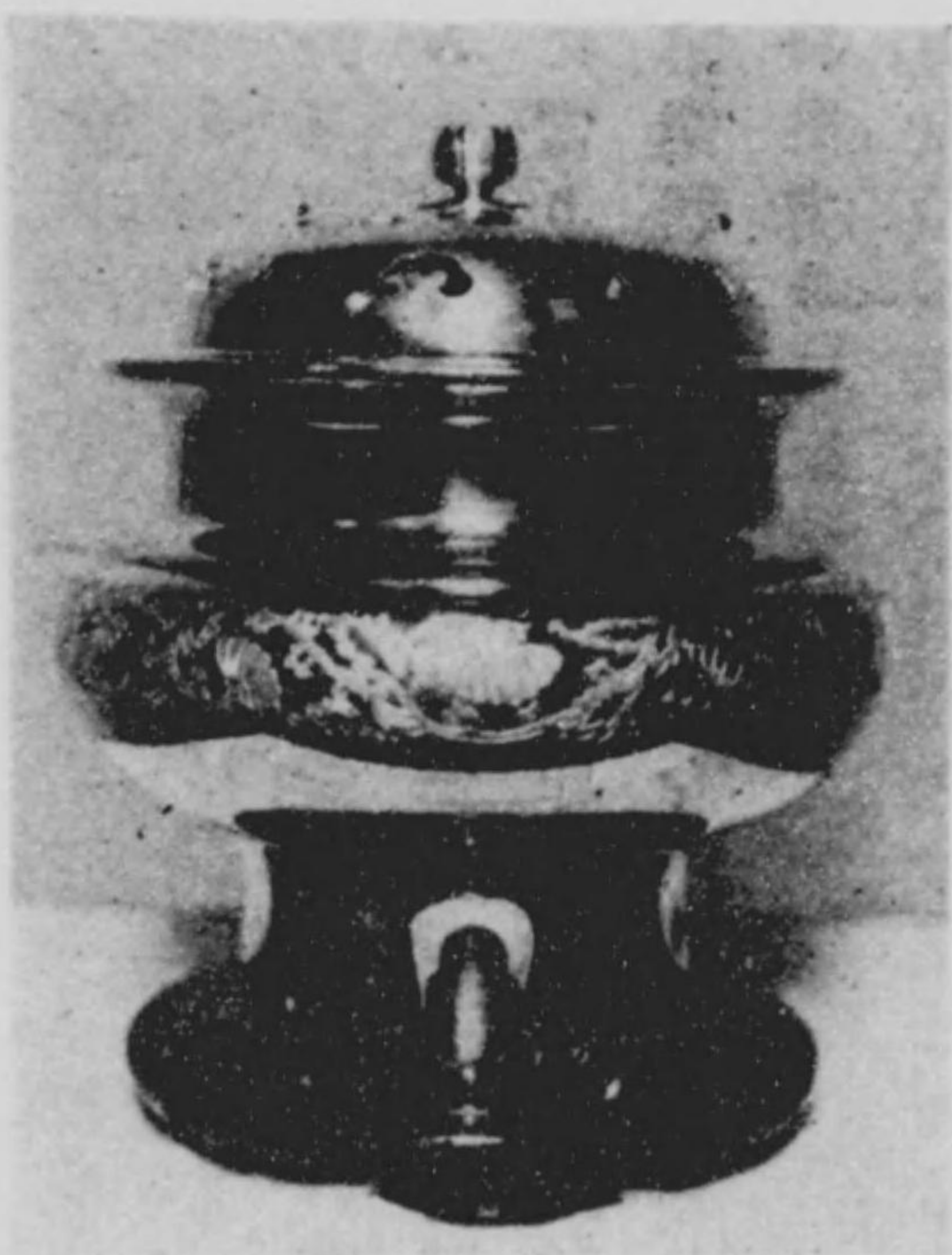
かくて星霜を重ねること五度、本會は既に其の組織を財團法人に變更し、震災記念堂建築工事も殆んど竣成間近く、帝都の復興成りたる昭和五年三月二十四日、畏くも 天皇陛下には復興帝都を御巡幸遊ばされるに際し、未だ工事全たからざりし震災記念堂に御立寄あらせられ、親しく震災遭難者數萬の諸

靈に默禱を捧げられ、剩る祭祀料金壹千圓、並に銀製大花瓶一對を重ねて御下賜あらせられたので、理事者は再度の恩命に恐懼措く能はず、一層事業完成を目して努力邁進し、其の九月遂に記念堂の竣功を見るに至つたのである。

此の恩賜の大花瓶は宮内省に於て、特に記念堂にふさはしく考案し、調製せられたものであつて、現在は東京市



御下賜の純銀花瓶



御下賜の純銀香爐

に引繼をなし、翌昭和六年七月四日 皇后陛下復興帝都御巡啓に際し、東京市に御下賜あらせられた銀製大香爐と共に、震災記念堂内陣に收められてゐるのであつて、誠に至仁至慈なる皇恩には唯々恐懼感激の外ないのである。

第六章 補助金

第一節 内務省補助金

本會は大正十三年九月設立以來、其の主たる事業資金として、鋭意寄附金の募集に努めたが、經濟界の不況は日に日に深刻を加へ、寄附金のみを以て事業資金に當てるは、事情困難のため、大いに焦慮するところとなつたので、翌十四年の初に當り、本會參事米本卯吉氏其他主務職員は内務省に出頭し、社會局長官池田宏氏に事情を具陳し、事業資金補助方に關し極力了解を求め、同年四月會長中村是公氏より内務大臣に資金の補助願を提出するに至つた。

之に對し社會局長官より同月二十一日付金拾萬圓下附の指令に接し、同二十四日之を受領するを得、茲に漸く光明を認むるに至り、本會理事者は愁眉を開いた。之が内務省第一回の補助金であつた。

越えて大正十五年となり、遺族其他罹災者方面の本事業に對する共鳴と後援との熱烈なるに引き替へ、一部富豪を除く有産者の資金寄附状態は依然芳しくなく、再び事業遂行上難局に遭遇するに立至つたが、本會主腦者は其の初心をまげず、益々事業宣傳に努むると共に本會は時の社會局長

官吉田茂氏に對し再度事業資金補助の件に關し懇請するところがあつた。

同長官は曩に本會創始時代東京市助役として在任し本事業の企畫に參與されしこと、事業の達成を憂慮され、同年六月四日に至り第二回震災記念堂建設補助金として義捐金中より金貳拾五萬圓交付の旨東京府知事を経て指令に接し、同年八月九日之を受領し、漸くにして事業資金の大半充實するに至つたので、本會設立頭初の希望であつた財團法人に其の組織を更め、爾來鋭意精進の結果今日の成功を見るに至つたのである。之等前後二回に渉る補助金參拾五萬圓の交附がなかつたならば現在の如き壯大なる震災記念堂の建設を見ることは餘程の難事であつて、此の間にあつて、本會の事情を熟知されて深き同情を持つて斡旋の勞をとられた池田、吉田兩社會局長官の理解ある援助に依つたものと云はねばならぬ。

第二節 東京市補助金

大正十二年十月十九日震災遭難者四十九日慰靈祭執行に當り、東京市は物資の供給不足を告げ、建築材料に乏しかつた時であつたが、遭難者の枯骨を雨露にさらすに忍びず、木材類を苦心蒐集し、被服廠跡に假納骨場を設置して東京府下に於ける遭難者の遺骨を一堂に收容して祭祀した。

時恰も震災直後の事として追憶の涙新たなるものあり、參詣者は引きも切らず延々長蛇をなす有様であつたので、其の喜捨された賽錢や供養料は相等額を算するに至り、大正十四年三月末日には其の額壹萬七千六百拾壹圓五拾四錢に達した。

東京市は之が用途を追弔事業資金として考慮中であつたので、本會は之を事業資金に充當するものが極めて適當の處置であると思ひ、大正十四年七月東京市長に對し別掲の如き補助金の申請

をなした。

一金壹萬七千六百拾壹圓五拾四錢

本會儀東京ニ於ケル大正十二年ノ大震火災ヲ永久ニ記念シ併テ遭難死者ノ靈ヲ弔慰スル爲貴市ニ代リ本所區横網町被服廠跡ニ記念堂及附帶公園ヲ施設スル爲現下事業ノ促進中ニ有之候處災害當初ヨリ大正十三年度末迄ニ於テ本所區被服廠跡遭難者納骨場ニ於テ一般ヨリ喜捨アリタル前記賽錢供養料等ハ追弔事業資金トシ利用ノ御方針ナル趣ニ有之候ニ就テハ此際本會ニ對シ該事業資金トシテ御補助有之様致度此段申請候也

大正十四年七月二十一日

東京震災記念事業協會

會長 中 村 是 公

東京市長 中 村 是 公 殿

事情右の如くであつたので、東京市は固より此の申請に對し異議なく同年九月下旬に至り、該金を補助金として交付の旨回答があつたので、同月二十八日本會會計に收入し、震災記念堂建設費の一部として使用したのである。

本會は震災記念堂の設計に當り現在祭典控室として使用されてゐる堂の兩翼を震災記念品の陳列に充てる計畫であつたが、別稿の如く震災記念堂の別館として復興記念館建設を企圖するに至つて、昭和五年二月二十七日東京市長に記念館建設を企圖するに至つた経緯を具陳し建設費補助の申請をなしたが、東京市は既に其の計畫當初に於て輿論の濃厚なるに鑑み、記念館建築竣工後は直接館内設備を施行すべき意圖を有してゐたので、事情を諒とし同年十一月二十六日本會より

建設費下附稟申をなせるに對し翌十二月一日金五萬圓の補助指令に接し同月四日之を受領するに至つた。

此の補助金五萬圓も亦前回の補助金と同様假納骨堂の賽錢及震災當時に於ける遺留金品の處分による収入を以て充當せられたのであつて、表面は東京市の補助金であるが其の實は誠に意義深い淨財の交附なのであつた。

尙東京市の補助金として第六代東京市長故伯爵後藤新平氏の遺志に依り遺族伯爵後藤一藏氏より東京市に對し社會事業寄附金と共に記念堂建設資金五百圓を寄附せられたので、之を本會に收受することとし、昭和四年十月十九日補助金下附の稟申をなし同年十一月十二日の指令に基き同月十九日に請求書を提出し二十七日に收入したが、以上東京市補助金の總額は六萬七千六百六拾壹圓五拾四錢である。此の外復興記念館の室内設備竝に陳列費約四萬圓は東京市復興事業費として支出されたものである。

第三節 復興事務局補助金

震災記念堂構内の復興記念館建設敷地は甲種防火地區に該當し、國庫から防火地區建築補助金を交付せらるべきものなるに付同記念館設計畫の當初から之れを其の資源の一部に豫定してゐたが、其の起工に伴ひ規定の書式に依り申請下附されたのが即ち此の補助金である。

昭和五年十月起工以來著々記念館工事の進捗を見るに至つたが、其の床上面積は延三百五十七坪であつたので右坪數に對し同年十二月六日付復興事務局長に補助申請したところ、本年二月壹萬七千八百五十圓補助の旨指令を得た。一方工事は順調に進み大きな期待の中に四月竣工し

たので曩の指令に基き補助金請求書を提出し、當局の建築検査を受けたが床面積の測定上本會と見解の相違を來し當初坪數より四坪減の三百五十三坪に査定せられ、六月二日付復興事務局建補指令第五十四號を以て竣工検査の結果補助金額壹萬七千八百五拾圓を壹萬七千六百五拾圓とする旨指令を受けたのである。依つて六月十二日復興事務局長に再度請求し、同月二十九日右金額を受領した。

第四節 外務省補助金

大震災當時中華民國國民は深く同情の意を表し多額の金品を寄贈して來た。殊に同國佛教界の有力者は中華普濟日災會を組織し、全國多數の佛教徒より釀金の上遭難者の冥禍を祈る爲梵鐘を鑄造し、本協會に寄贈された。

其後記念堂と共にその構内に鐘樓を落成したので此の際中華民國多數佛教徒の深厚なる同情を永久に記念する意味に於て昭和五年十月一日をとし日華各方面の有力者を招待し梵鐘の始撞式を舉行し、併せて華僑罹災者の追善供養を行つたのである。

此の擧たるや事外交に關するので九月二十二日式費一部の補助方を外務大臣に申請した。外務省に於ては坪上文化事業部長、岩村書記官の斡旋に依り本會は同二十七日五百圓補助の指令を受け十月十日之を受領したのである。

第七章

寄贈書畫

第一節 中華名士寄贈書畫

昭和三年四月彼の濟南事變で山東の風雲急を告げ國論沸騰の折柄、南軍の策源地とも言ふべき上海の實業家王一亭他五氏は、其の苦心の揮毫になつた書畫八點を上海駐劄の我が清水總領事に寄せ、東京上野公園に開催せらるべき日本美術協會展覽會に非賣品として出品の上、會期後之れを賣却して震災記念堂建設資金に充當されんことを依頼して來た。清水總領事は直にこの書畫を外務省文化事業部岩村書記官に送附し、同書記官は其の希望により該展覽會に出陳すると共に、左記清水總領事宛王一亭氏の書翰の寫を添へ、本會に寄贈の手續を取られたのである。

此の申込に接した本會は、誠に美はしい國際親善の現れとして感謝して止まぬ所であつたが、之等の書畫は彼の展覽會閉會後直に其の會場で入札に附し、金百圓を得たのでこれを事業資金に收入することとし、王一亭其他の諸氏には鄭重な感謝狀を發送した。

清水總領事大鑒昨奉

大教聆悉一是

貴國外務省文化事業部參贊岩村君囑徵求書畫茲徵得八張呈請寄爲托此項書畫皆非賣品開會陳列後
 乞代轉告均助與震災記念堂即東京被服廠舊址費計爲記附上畫畫名草一紙請
 臺閱此上即頌
 公安

四月三日

王 一 亭 啓

趙子雲 書畫各一張 吳待秋 書 一張
 姚虞琴 畫 一張 王一亭 書畫各一張
 王季眉 畫 一張 王介移 畫 一張
 共 八張

非賣品日本美術協會展覽會畢贈震災記念堂

王一亭氏は之れに慊らず更に同感の士を糾合して、自己は勿論同地の名士馬駟氏他三十三名の書畫二百六十五點を得、同年十一月二十三日再度岩村外務省書記官の手を経て本會に寄贈され來つた。

即ち其の内譯は左の通りであつて、何れも隣邦の知名の士の揮毫に成つたものゝみで、一部同好の人々の間にはそれ等諸氏の名は既に知られてゐたが、中でも吳昌碩氏の揮毫の如きは一般に渴望されてゐるものであつた。

馬駟氏 畫 三點 鄭澍氏 畫 一點 張聿光氏 畫 八點

王傳蕙氏	書 一點、畫九點	王一亭氏	書 五點	王 妃氏	畫 二點
汪 耀氏	畫 一點	麗 生氏	畫 七點	孫 松氏	畫 八點
葉渭莘氏	畫 一點	葉泊常氏	畫 五點	葉振家氏	畫 二點
楊 素氏	畫 一點	符 鑄氏	畫 二點	毅適齊氏	畫 六點
吳藏龕氏	書十點、畫十八點	吳昌碩氏	畫 三點	丁 翰氏	畫 一點
田 桓氏	畫 一點	沙 佐氏	畫 六點	商言志氏	畫 五點
辛 壺氏	畫 三點	拙 叟氏	畫 六點	錢 厓氏	畫 一點
錢厓氏	合作畫 一點	馬 良氏	書五十點	任 董氏	書 九點
高 毅氏	書 八點	鶴 然氏	書 六點	鄭孝胥氏	書三十點
鄭 垂氏	書二十點	趙士鴻氏	書 三點	姚昇平氏	書 一點
田 桐氏	書二十點				

本會は此の隣邦名士等の再度の好意に酬ゆるべく、其等書畫の處置に就ては相當考慮したのであるが、偶々翌年八月上野松坂屋に於て日支文化展覽會が開催さるゝ絶好の機會に接したので、日華學會、東亞同文會、同仁會、日華實業協會、日華俱樂部、佛教聯合會、東方繪畫協會、戊辰書道會、日本書道作振會等、日華及び書畫關係諸團體の賛同を得、同店の好意によつて震災第六周年記念日を中心に、八月二十五日から九月三日迄十日間、同所三階に於て展覽即賣會を開催したところ、當時滯京中の支那北方の大家王雲畫伯も亦、之れに感動し、其の畫二點を寄贈せられ、王一亭氏からも畫五點の追加寄贈があつて、非常な盛會裡に目的を達成したので、本會は閉會後直に其の報告を兼ね、寫眞其他の

印刷物を添附して王一亭氏に挨拶状を出した。

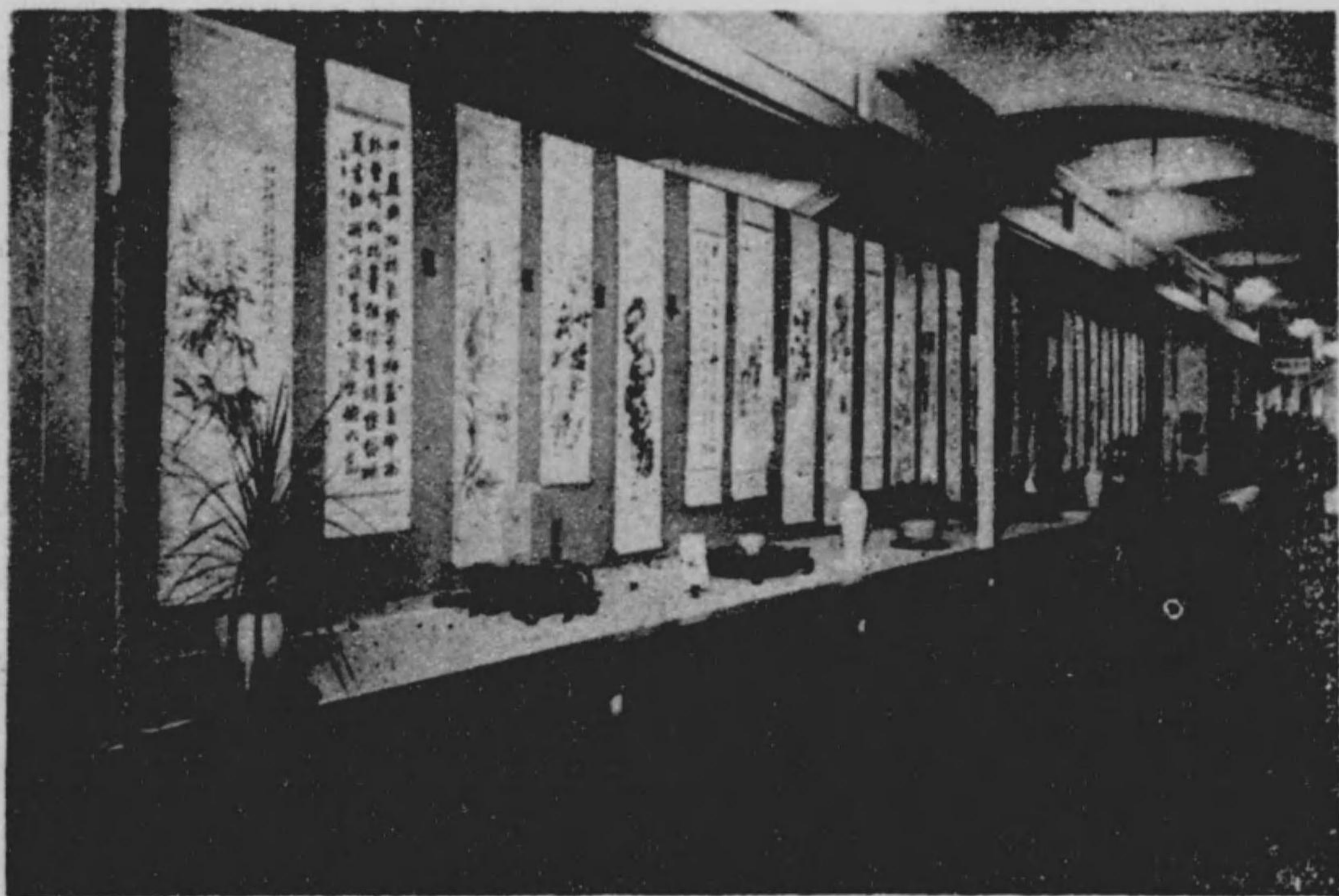
右書畫の評價は、當時正木美術學校長其他日華並に書畫關係の權威に依頼し、其の合議によつて決定したものであつて、其の後も府市職員其他の希望者に之を頒ち、金貳千百拾八圓の收入を得たが、尙其の一部は本會功勞者に意義ある記念品として之れを贈り、一面資金の支出を尠なからしめたのである。

惟ふに中華民國名士の書畫寄贈は、同國佛教徒の梵鐘寄贈と共に、好一對の美はしい國際親善の物語りとなつたのであつて、殊に王一亭氏が梵鐘寄贈以來本會に寄せられた多大な好意は、只々感謝の外ないのである。

尙昭和六年春王一亭氏來朝の際、復興記念館の竣工を欣び特に記念として絹畫四點を揮毫せられたが、之れ等の畫は現在復興記念館の二階廣間に掲げられて、永久に其の徳を俾ふよすがとなつてゐる。

第二節 邦畫家寄贈書畫

中華民國諸名士の書畫寄贈に先つこと三年、大正十四年七月會長中村是公氏は、當時困難を感じてゐた資金募集の一策として、東西の邦畫家約五百名に書を寄せて其の揮毫になる小點の寄贈を乞ひ、展觀即賣



中華國民寄贈書畫展觀會場

をなして其の收入を以て資金に充當せんとしたのである。

此の企ては相當賛同を得たのであるが、時あだかも秋季の展覽會開催期を控え、其の延期方を申出た向も多々あつたので、十一月に至つて各方面に展覽會開催期を翌年陽春の頃とする旨の通知を爲し、併せて揮毫寄贈の再依頼をなし、要求ある向へは色紙、短冊、半折等の材料を送附した。其結果、遂に翌春迄に畫家八十一名から二百八十二點の多數の寄贈を受くるに至つた。

之等諸種多様の小點は、展觀會開催に際し、其の陳列に相當苦心を要したのであつたが、京橋の中山良寛堂の好意により短時日に假巻、假短冊掛、色紙掛等の調製を了し、豫定通り翌十五年四月二十四日から三日間上野公園の自治會館で展觀會を開催し、一口五圓として抽籤により希望者に頒つことにしたところ、僅に三日間の會期中雨に災ひされたことが多く、其の上の時ならぬ寒氣の爲にふるえ上つた日もあつたのであるが、各方面の反響は意外に大きく、小石川の某氏の如きは全部一人で引受けたいと申出たのであつたが、其れでは本會の趣旨に反するのであく迄抽籤によることとし、最終の二十六日になつて申込者の面前に於て公平な抽籤を行つて之れを頒ち、金壹千四百拾圓を得たのである。

由來畫壇には諸種事情の爲め協力一致を望めないと云ふ話も聞くが、斯くの如く本會の事業をよく理解され、多數の東西畫家が一樣に其の揮毫を寄贈せられたことは、深く感謝するところである。

第八章

敷地沿革と區劃整理

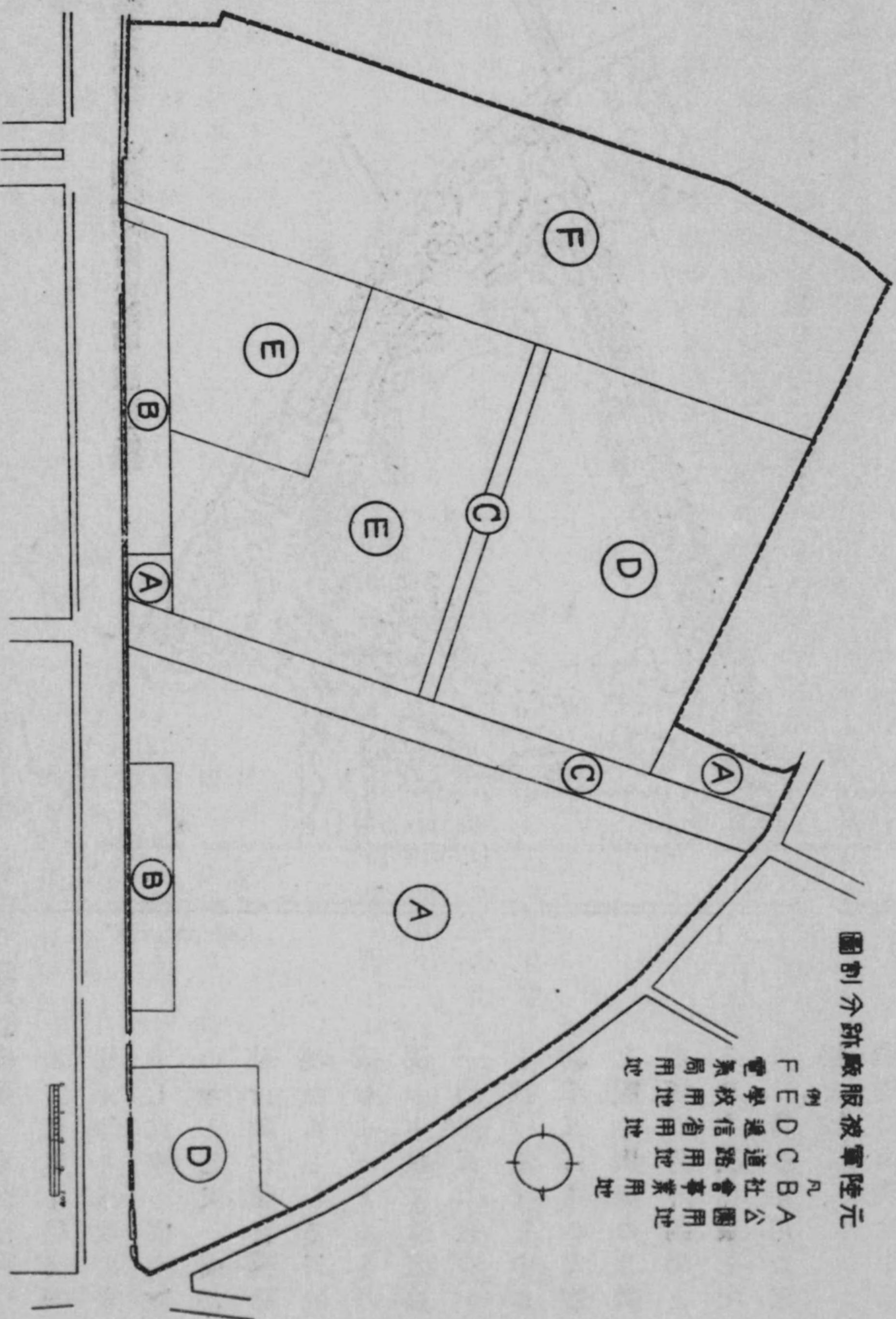
第一節 用地取得と公園設備

本敷地は元陸軍省被服廠であつた二萬四百三十坪餘の地を大正十一年三月逓信省用地、東京市社會事業用地、同公園用地、同電氣局用地、同小學校用地、同道路敷地其他に依つて分割譲渡を受けられたもので、其の内六千二百七十九坪六勺は東京市横網町公園用地として金四拾參萬九千五百參拾四圓貳拾錢で同年三月三十日陸軍省より買収されたものであるが、未だ施設を見るには至らなかつた。

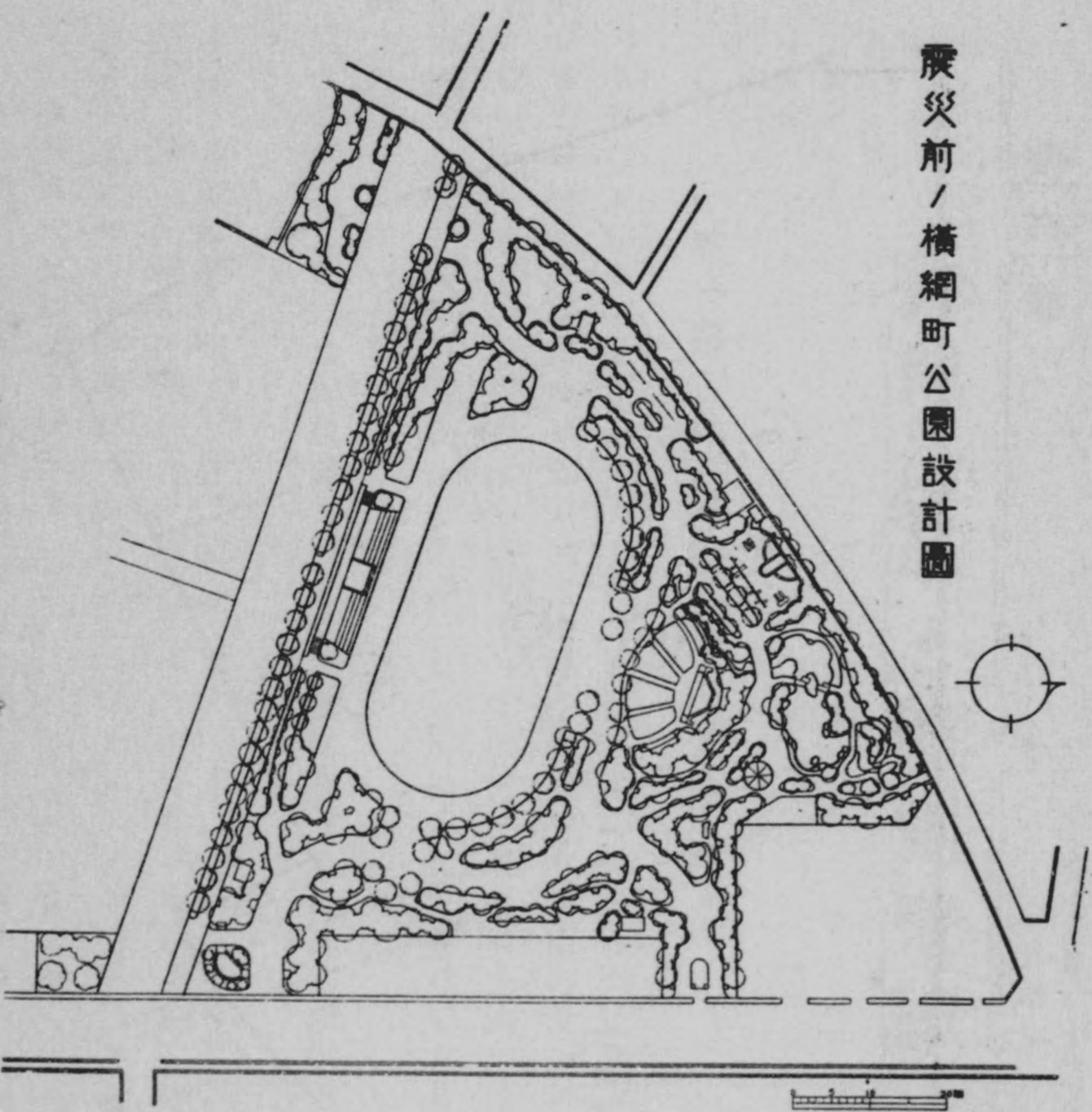
翌十二年四月市では施設費として豫算額拾萬圓を計上し、横網町公園設備に着手さるゝことゝなつた。

位置 本所區横網町一丁目二〇番地
面積 六、二七九坪〇六
經費 一〇〇、〇〇〇圓
植物費 二〇、五五〇圓
土木費 三八、五二四圓

營繕費 三八、四二七圓
雜費 二、四九九圓



震災前ノ横網町公園設計圖



設計概要 本園は東京市最初の近代風中級公園として、從來餘り綠地に恵まれざりし江東方面の慰安休養の地とし、又一面に於ては社會教化體育獎勵の中心地たらしむる目的にて建設せんとするものにして、園の中央には直線百米突一周三百米突のトラツクを設け、之れを中心として約千五百坪の大集團廣場を設く、廣場の北隣には大規模の野外劇場と雅趣ある日本風林泉を配し、西部には青、少年用の運動遊戯場を設く。廣場の南隣は小丘となし、二千人を收容すべきスタ

ンドを築く外、園内適所には一般公園として必要なる休憩、照明其他の施設を有し、江東方面の一大遊樂地たらしめんとす。

右の如き計畫の下に設計を急ぎ、七月には一部の工事に著手せしに、九月一日突如として大震災の危に遇ひ、工事は勿論中絶し、圖らずも大衆の避難地と化して、數萬の群衆の集る所となつたが、折柄起つた大旋風の爲め、無慘や一瞬の間に一大修羅場と化したことは、今尙ほ吾人の記憶に新なる處で、誠に大正聖代の一大悲惨事と云ふべきであつた。

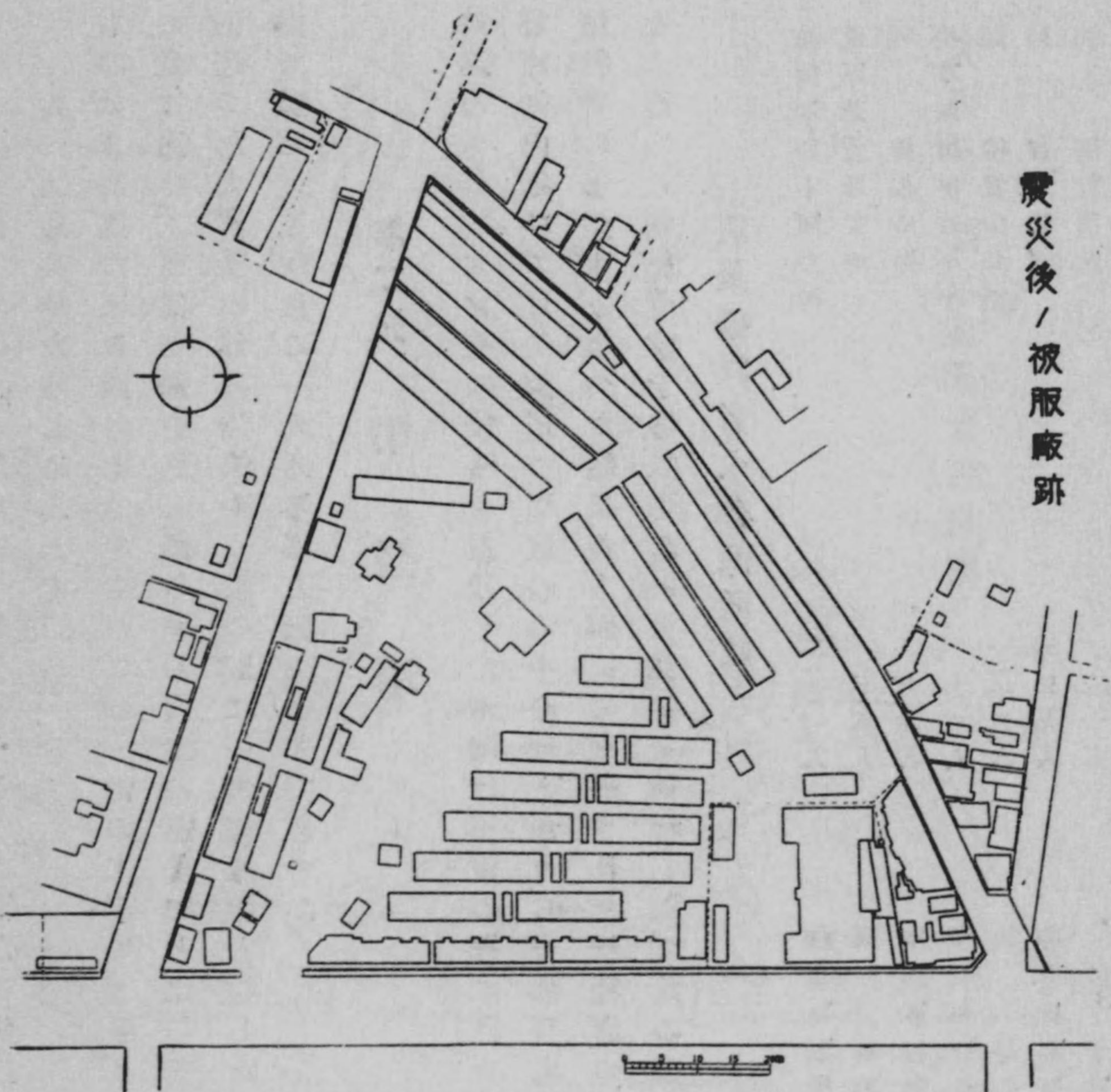
第二節 弔祭場

前述のやうに未曾有の慘事を惹起した本園は、不言の裡に自ら弔祭場と化し、遭難者の遺族は勿論、眷族、知己、延ひては全國民の弔靈の大中心地となり、日夜參拜者其の數を増し、事實上の東京市震災犠牲者の弔祭場となつた結果、各方面にて火葬された犠牲者の遺骨をも此處に合祀さるゝこととなり、直ちに假納骨堂を建設され、一大法要を執行し、以て其の靈を慰に弔はれた。

震災犠牲者火葬個所並人員

京橋區西本願寺跡	二一一人	淺草區飯橋	四二人
芝區芝浦埋立地	三五人	同 藏前	一四人
同 青松寺跡	七〇人	本所區被服廠跡	四九、八二一人
淺草區田中町小學校跡	一、四七六八	深川區平久町	一、三五四人
同 待乳山公園	一三三人	同 淨心寺跡	二、三七五人
同 吉原公園	五三九人	府下日暮里火葬場	二、五五五人
同 區役所跡	三一人	計	五八六五六人

震災後 / 被服廠跡



斯くの如く市内外で處置した犠牲者の遺骨が此地に合祀されるや、此の假納骨堂を中心として種々な弔祭團體が、宗教的救済を標榜して、許可を受けしものゝ外、混雜に乗じ、或は單なる諒解の下に、或は無斷で祭場を建設する等、其數實に拾壹ヶ所に及び、一方東京市にても罹災者應急救護の必要上、集團バラック十二棟、無料宿泊所四棟、無料療所一棟、青物市場八棟の建設をなした。この他、或る諒解の下に、個人に於て建設せしバラック三棟等の諸建物が、漸次建設されて無秩序のバラック村が現れた。

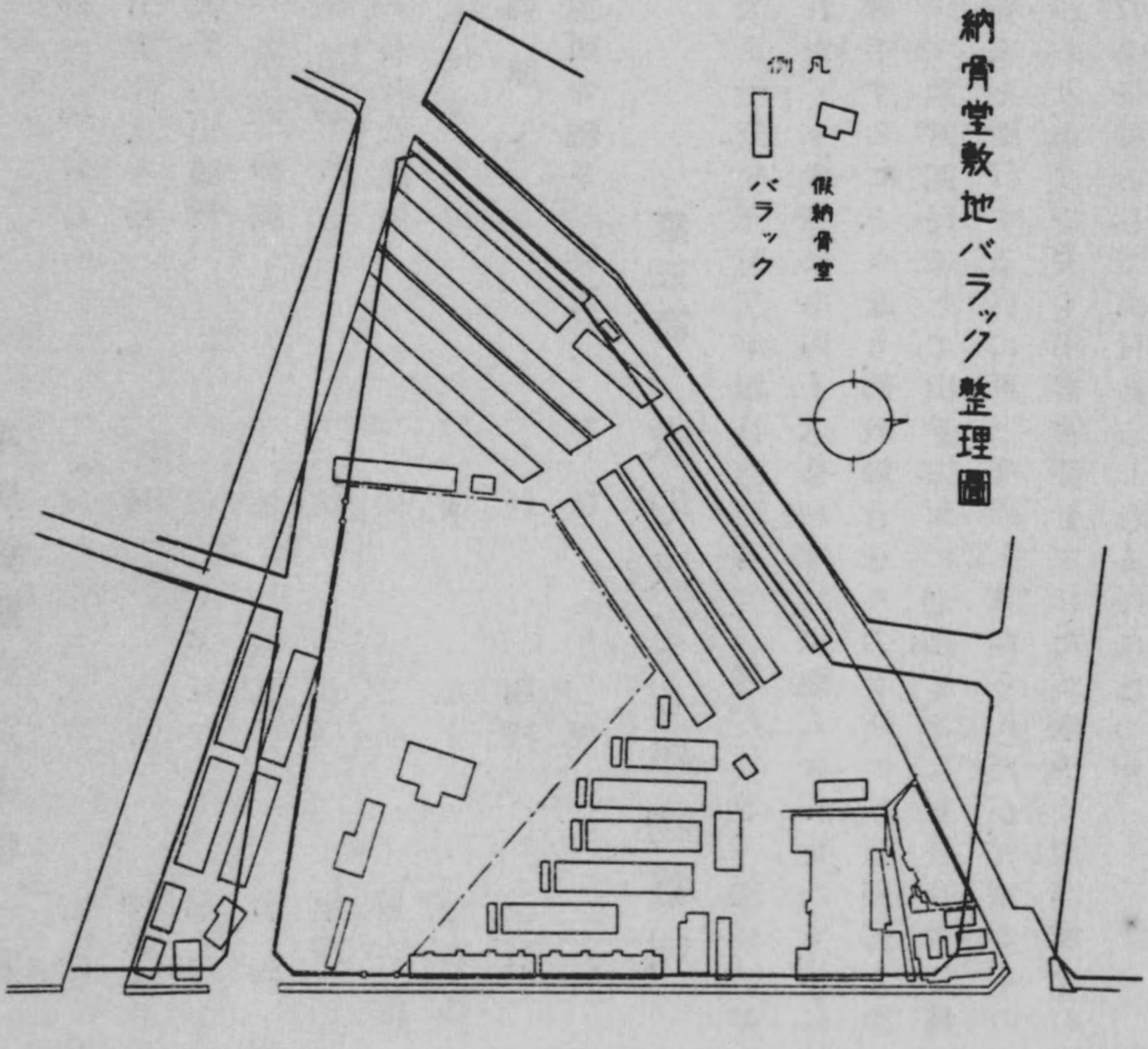
本所被服廠跡建物一覽

佛教聯合會	一棟	三五坪	富樫良造	一棟	五坪五
日蓮宗太平會	一棟	一五坪	佛教感化救濟會 <small>(新倉明所 有ヲ含ム)</small>	一棟	五九坪
高野山出張所	一棟	一五坪	個人バラック <small>(元岡田英三所有)</small>	三棟	一五一坪二五
一乘護國團	一棟	四五坪	青物市場	八棟	二、六五〇坪
神道聯合會	一棟	一五坪	集團バラック	一二棟	一、五〇〇坪
基督教救護團	一棟	一二坪	無料宿泊所	四棟	三〇〇坪
土屋善次郎	一棟	五坪	無料診療所	一棟	三〇坪
篠原 すす	一棟	四坪	計	三九棟	四、八六一坪八
本願寺職業紹介所	一棟	二〇坪			

第三節 敷地決定と建物整理

大正十三年三月二十四日内務省告示第三百三十一號を以て、土地區劃整理施行區域の決定を告示された。本敷地は第四十六整理地區に編入されたので、市に於ても之れを機會に無願建物の整理に着手することとなり、佛教聯合會外六ヶ所の宗教團體を除く他の建物の撤去、並に個人建設のバラック本所區民にして山手方面に避難せる人を收容する爲め建設せるもの三棟、並に其他二棟等の整理を斷行する爲に再三交渉を重ねられたが、元來倉卒の際建設されしものなれば種々行違ひ等があり、市に於ても相當苦心をされたが、漸やく圓滿解決の曙光を見、順次移轉整理を了し、眞に市營の弔祭場として面目あらしむる様になつた。

假納骨堂敷地バラック整理圖



之れに引き續いて、既に決定された區劃整理に伴ふ街路の新設擴張により、之がため支障を生ずる諸建物の整理をも斷行せねばならぬ状態となり、同時に本協會建造物の工事場としても相當の敷地を必要とすることゝなつた爲め、市に於て建設された集團バラックの半部をも撤去する他、残存せる宗教團體の弔祭場其他をも整理し、尙假納骨堂並に弔祭場の移轉、花賣場の新設等を爲し、假境内を定め、周圍には簡單な柵を設け、弔祭場を周圍の雜踏より遮斷することゝなつた。

一方區劃整理に對する本敷地は、従前では該區劃内には郵便局、宅地、社會事業用地等が混入し、尙街路を距て、公園の飛地が二ヶ

所もあつたので、其れでは永遠に残すべき震災記念地の經營に大なる支障を來すので、當局者と再三協議を重ね、又同區劃整理委員會にも之が希望を陳べた結果、該敷地を一ブロックとなすことを適當と認め、前記諸建物は他に移轉換地することゝなり、昭和三年五月二十九日、位置並に面積五千九百二十二坪八合一勺の換地を告示さるゝに至つた。

斯くして六萬の英靈の永久に眠れる此地の假納骨堂には日夜參拜者相次ぐの状況より見て、此地を擧げて災害を記念し、將來に警告すべき意義ある施設を残すことを、最も機宜に適せる策と認められ、従前の公園設計は中止されることゝなつて、大正十二年度公園設備費支出額千百九拾四圓參錢を以て事業打切りとなつた。

植物費	決豫	二〇、五五〇・〇〇
土木費	算算	八三三・一七
營繕費	〃〃	三八、五二四・〇〇
雜費	〃〃	三四・七〇
計	〃〃	三八、四二七・〇〇
		二、四九九・〇〇
		三二六・一六
		一〇〇、〇〇〇・〇〇
		一、一九四・〇〇

之等諸問題と前後して、本協會は大正十四年七月記念堂建造物建築敷地として全區域の使用を市に申請した處、同年九月之が無償使用許可の指令を受けたるも、其後事業意の如く進捗せず、使用期間も経過せし爲め、昭和二年十二月更に本會事業完成迄延期され度き旨を申請し、同月右の許可を得たのである。



第九章

震災記念堂建設

第一節 創設當時の設計案

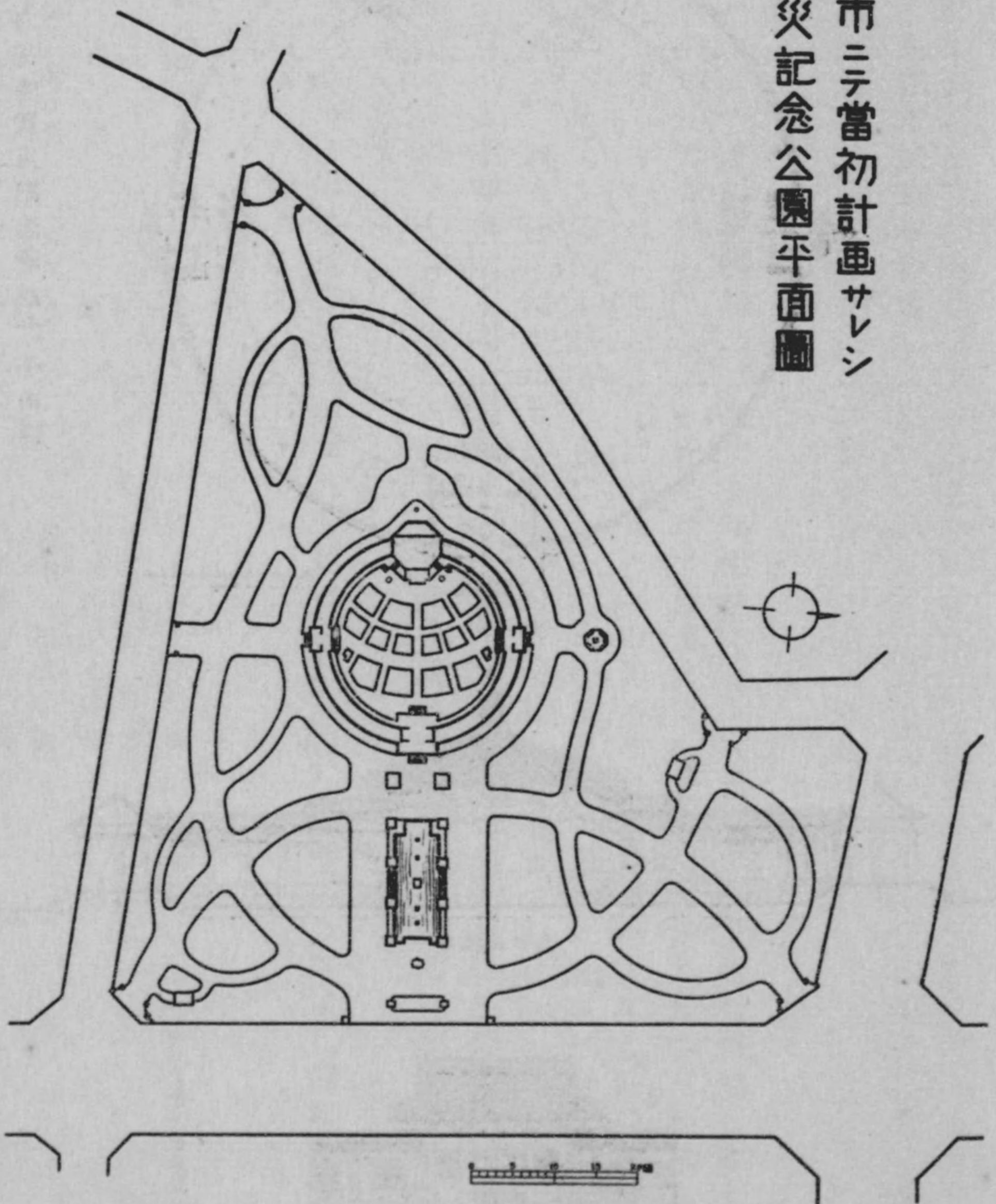
前章にて述べた如く本敷地は事実上の弔祭場となり、既に納骨堂の假建築も在る一方、横網町公園の建設も中止となつた結果、市に於ても此地に一大記念堂の建設を計畫することとなり、大正十二年十二月應急救護事務も一段落を告げたので、公園課に於て技師井下清氏主任となり設計に著手し、翌年五月に至つて四圍の事情より之が發表の好期を見て原案を公にされるに至つた。今其要旨の大體を記せば

名稱 大正震災記念公園
面積 凡五千八百九十坪

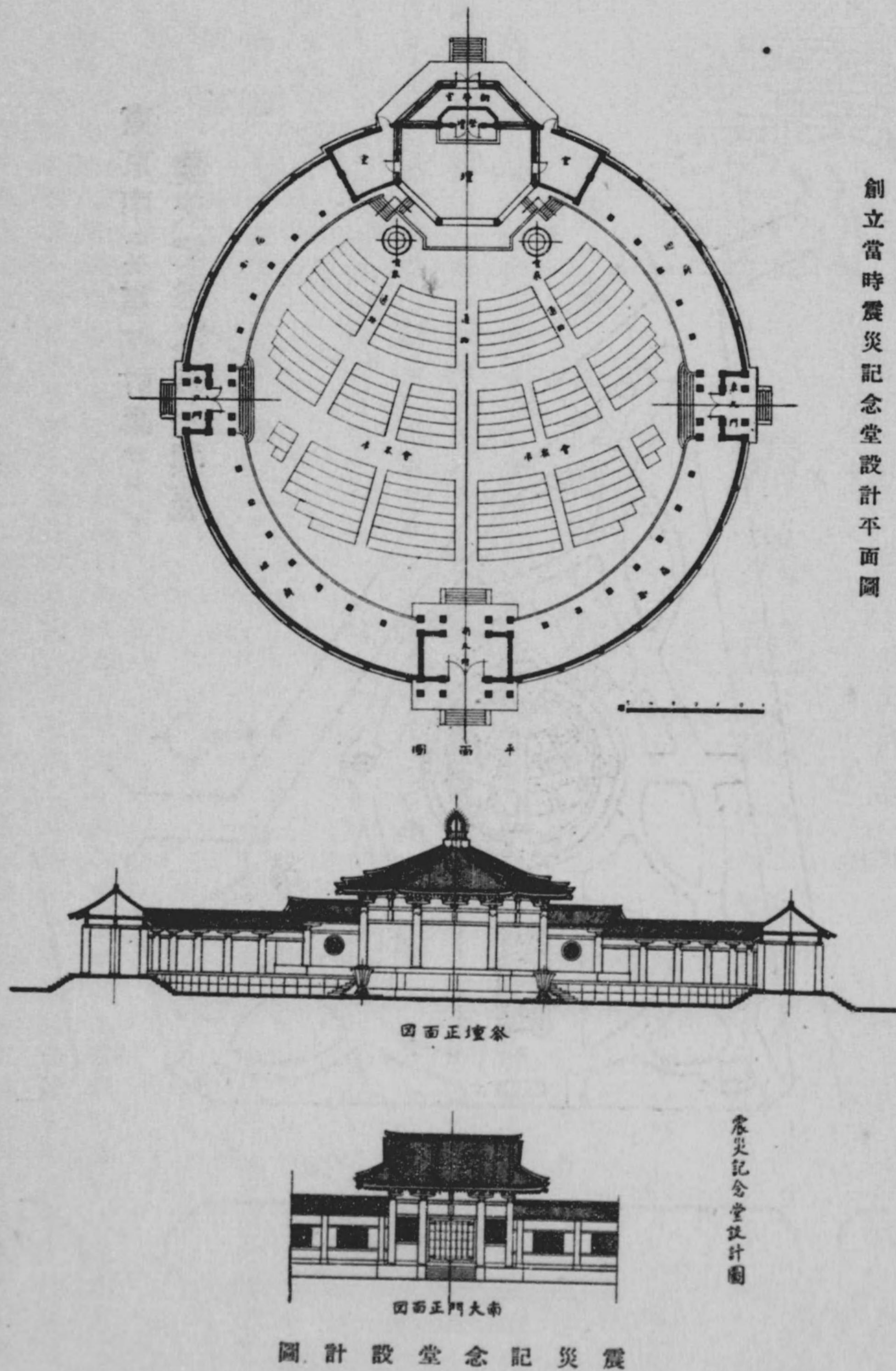
計畫概要

本用地は公園施設準備中の處過般の大禍に遭遇し其際全市中最も慘禍を極め、現在本市遭難者の遺骨を保管する假納骨堂の設備あるを以て、此地をトシ震災遭難者を追弔すべき記念堂を建設し、之れを中心として周圍に森嚴なる公園設備を施し以て犠牲者を永久に追弔

東京市ニテ當初計畫サレシ
震災記念公園平面圖



創立當時震災記念堂設計平面圖



すると共に社會的教化機關となし、後世再び斯の如き慘禍あらしめざらんことを期するものなり。

經費 九拾八萬四千貳百五拾圓

本市竝に本施設完成を目的とする財團法人の共同負擔とす。

施設概要

園の中央に一大記念堂を設け、犠牲者を弔慰すると共に社會教化宣傳の機關となり得るものとし、其の周圍は森嚴なる公園となし、以て大正震災を記念するに足る一大記念公園を建設せんとするものにして、記念堂は約五百坪の野外祭場の建造物となし、其の後部中心は祭壇又は演壇として使用し得る八角堂となし、其の左右より圓形に廻廊を圍らし、正面樓門に於いて合す。廻廊内に圍まれたる座席は約千人を收容し得べきものとす。

建築様式は奈良朝時代とし、其の局部手法に於て大正時代を現はさんとす。構造は鐵骨を主體とし、之を鐵筋混凝土にて被ひ、屋根は嚴肅味を表現するに充分なる綠青銅板瓦葺となす。

其他の施設としては全園を芝生樹林式庭園となし、靜寂なる風趣を現はし、散策に休養に又安全なる避難地に備ふるものとす。

	坪數	經費
記念堂並附帶設備	五〇〇坪	二五〇、〇〇〇圓
池	一〇〇坪	二五、〇〇〇圓
公園設備	五、二九〇坪	二三八、〇五〇圓
用地組替費	五、八九〇坪	四七一、二〇〇圓
計		九八四、二五〇圓

此の案は在來の宗教的弔祭觀念を尊重して多數の人々が集合し祭典法要を營み又説教講演にも便にし、廻廊は繪馬堂の如く震災を後世に傳ふるに足る繪畫圖表記録等を掲げ得ることとし、中央祭壇の後部には靈體を奉安し、其地下室を納骨室とするものであつた。

尙第二案として隣接安田氏邸を包含せる總面積一萬三千七百五十坪の土地に前記施設の外災害防止館、竝に大泉池を有する總額參百參拾四萬六千八百圓の大計畫も提案されたが種々の事情で發表さるゝには至らなかつた。

而して此案は市費で遂行するか、又は團體の力に依るか。未定であつたが、次の様な理由で市營案は實現さるゝに至らなかつた。

一、彼の大震災に遭遇し又は見聞せし可及的多くの人の力に依つて之を建設することが最も有意義であること。

二、市の負擔に係る復興事業は多端にして此際之を建設することは事實上至難なること。其結果東京市、府、民間の協力に依る事業團體を設立して、之が寄附金を募集し遂行を期することとなり、此決定を動機として此處に本協會が生れた譯であるが、其れが實現迄には多大の努力を至されたことを謝さねばならぬ。

次いで翌六月には、大正震災記念事業協會設立の趣意書を各方面に發表され、記念堂建設の急務なることを力説された。

趣 意 書

輓近我國文化漸く進み將に歐米先進國を凌駕せんとするの秋突如として關東の地に大震起

り就中我國帝都として又政治經濟の中心としての我東京は忽ちにして劫火の巷と化し遂に街區の大半を灰燼に歸し數萬の人命を空しくしたるは痛惜するも尙餘り有りと云ふべし。

然れども今や官民不撓の努力に依り街區は昂然として復興しつゝありと雖も慘害の悲痛なる追憶は尙新にして再び歸らざる幾多歿死者の靈魂は何等かの方法を以て弔慰すべきは吾人其の難を免れしものゝ義務なりと信ず。

吾等深く茲に感激する處あり、一般同感の士に相謀り本會を組織し當時者たる東京市と協力し其の際全市中最も慘禍を極めたる本所區横網町遭難地跡に追弔を意味する記念堂を建設し附近は森嚴なる公園と爲し以て犠牲者を永久に追弔すると共に一面社會的教化の機關となし後世再び斯の如き慘禍あらしめざらんことを警告せむとす庶くは同感の士奮つて賛同翼成せられんことを

大正十三年六月

發 起 人

第二節 設計懸賞募集

前節で述べた経過を辿つて、同年八月本協會が設立さるゝと共に、曩に東京市案とし發表された案を基として其の計畫大要を公表する一方、廣く一般より懸賞を以て之等建造物竝に庭園の様式を募集することゝなり、此の計畫に著手した。

一 記念堂設計懸賞募集

過般の大震災を記念し、併せて遭難者の靈を永久に追弔して將來を警告する記念建築物を建設し、以て犠牲者弔祭物となし、又一面社會教化事業としても利用し得るものであつて、大體左の如

き計畫の下に大正十三年十二月懸賞の募集をしたのである。

場所 本所區横網町被服廠跡

面積 凡五千八百九十坪

經費 約六十五萬圓

賞金 一等一人 金參千圓也

二等一人 金貳千圓也

三等三人 金壹千圓也

選外佳作 若干名 若干圓

届先 東京市役所内東京震災記念事業協會

切 大正十四年二月二十八日

發表 大正十四年三月

應募心得

本建物は敷地の要部に之を建設し、周囲は樹林、泉池とし、大震災を永久に記念し以て遭難者の靈を弔慰し、且つ祭典を執行せんとするものなるを以て此點に留意し可成實地踏査をせられたし。記念建造物には遭難者の遺骨を納め、祭典は宗教的儀式に依ることあるを以て、此點に考慮せられたし、建物は耐震火及耐久的構造とし、建築材料は已むを得ざるもの、外は本邦産を用ふこと。

審査員

東京震災記念事業協會

理事

岡田忠彦

伊東忠太

工學博士

塚本靖

同

伊東忠太

東京美術學校長

正木直彦

工學博士

佐藤功一

同

佐野利器

東京市公園課長

井下清

二 應募竝に審査發

右の如き計畫に依り之が懸賞を發表すると共に、特に建築關係の各大學專門學校にも依頼狀を發送した處、締切迄に到達した應募件數は二百二十點に達したので、大正十四年三月七日帝國鐵道協會に於て前記審査員に依り第一回の審査を執行し、續いて同月十四日同所に於て第二回の審査會を開催し左記の決定を見、次いで審査報告があつた。

記念堂建設設計圖案當選者

一 等	神田區仲猿樂町一七 第一銀行技師	前田健二郎
二 等	京橋區南傳馬町第一相互館 三二〇號渡邊仁建築事務所	大澤浩
三 等 一 席	府下大森新井宿長田一五 建築家	加藤函一
三 等 二 席	大阪市東區北濱町四ノ五〇 宗建築事務所	大倉三郎
三 等 三 席	大連市聖德街道一二七號 龍河口二一七	相賀兼介
選 外	府下巢鴨町上駒込四一三 横濱市青木町一〇五	二本松孝藏
同	同	雪野元吉
同	同	吉川清作
同	下谷區龍泉寺町七五	吉川清作

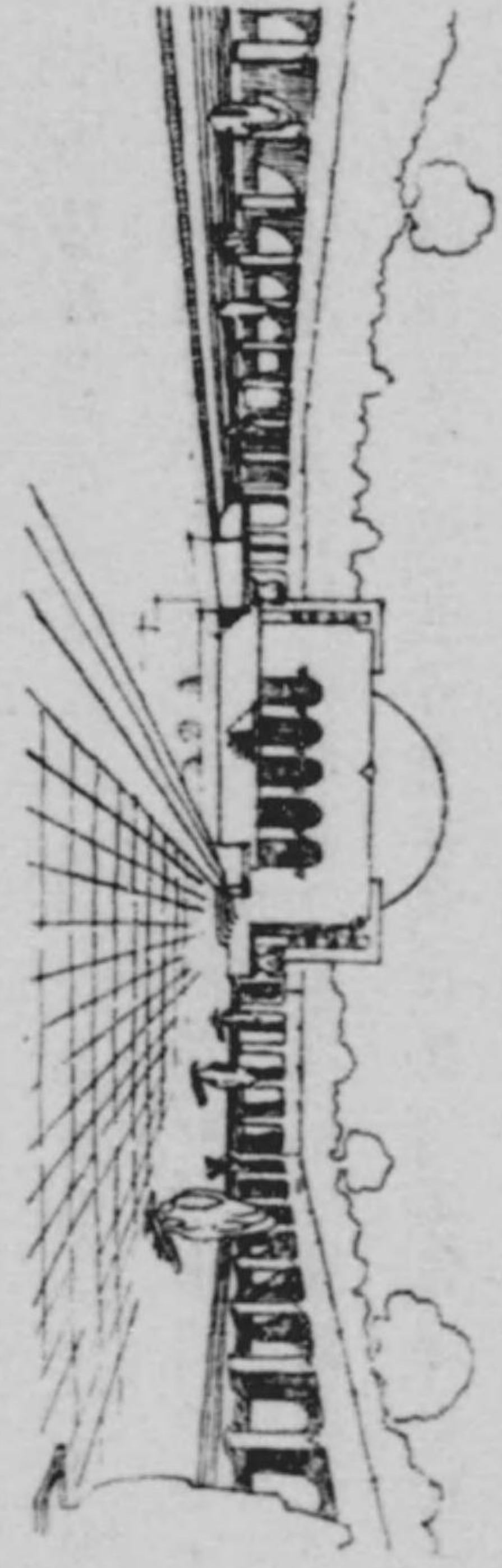


圖 影 參 二

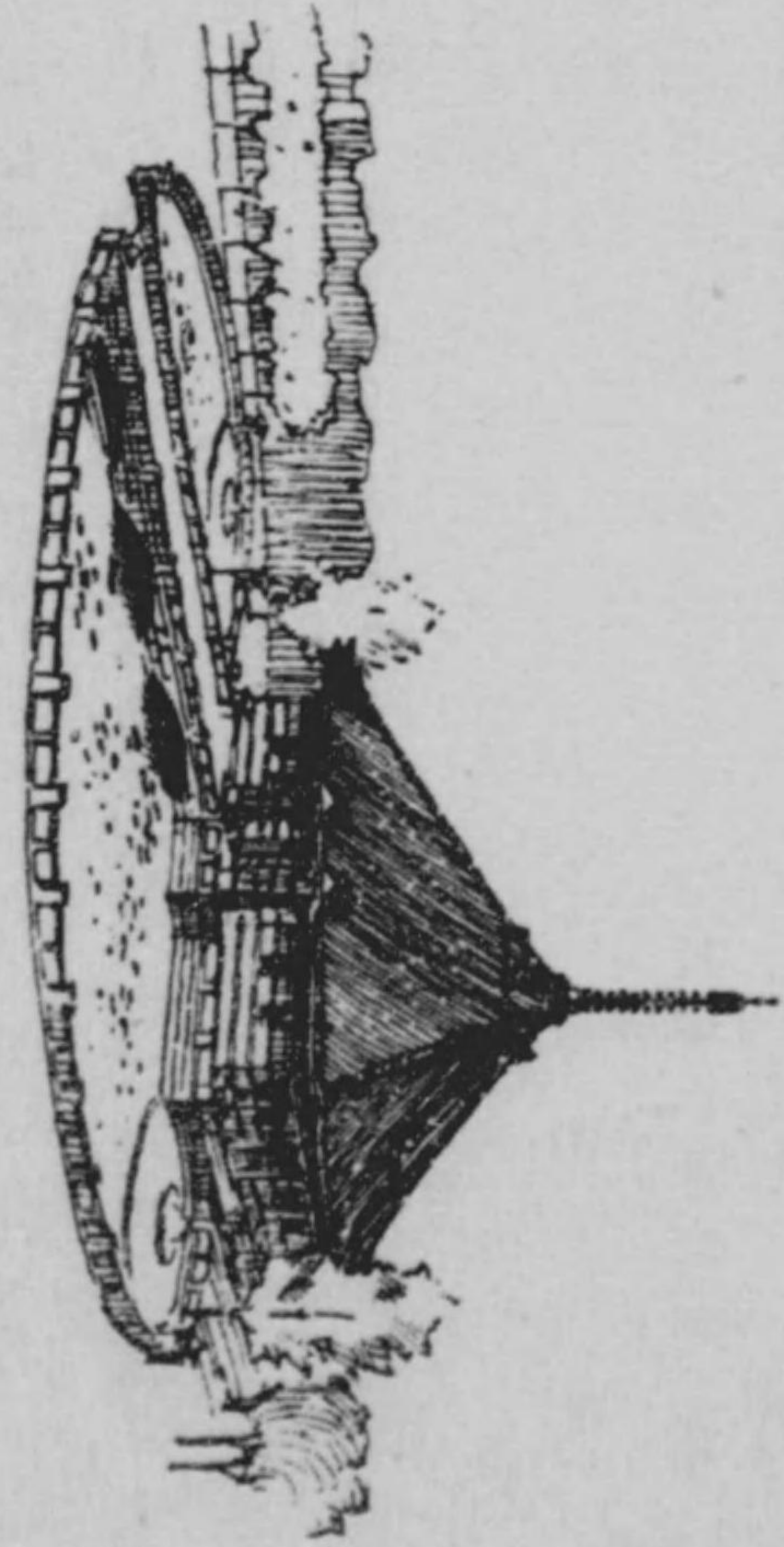
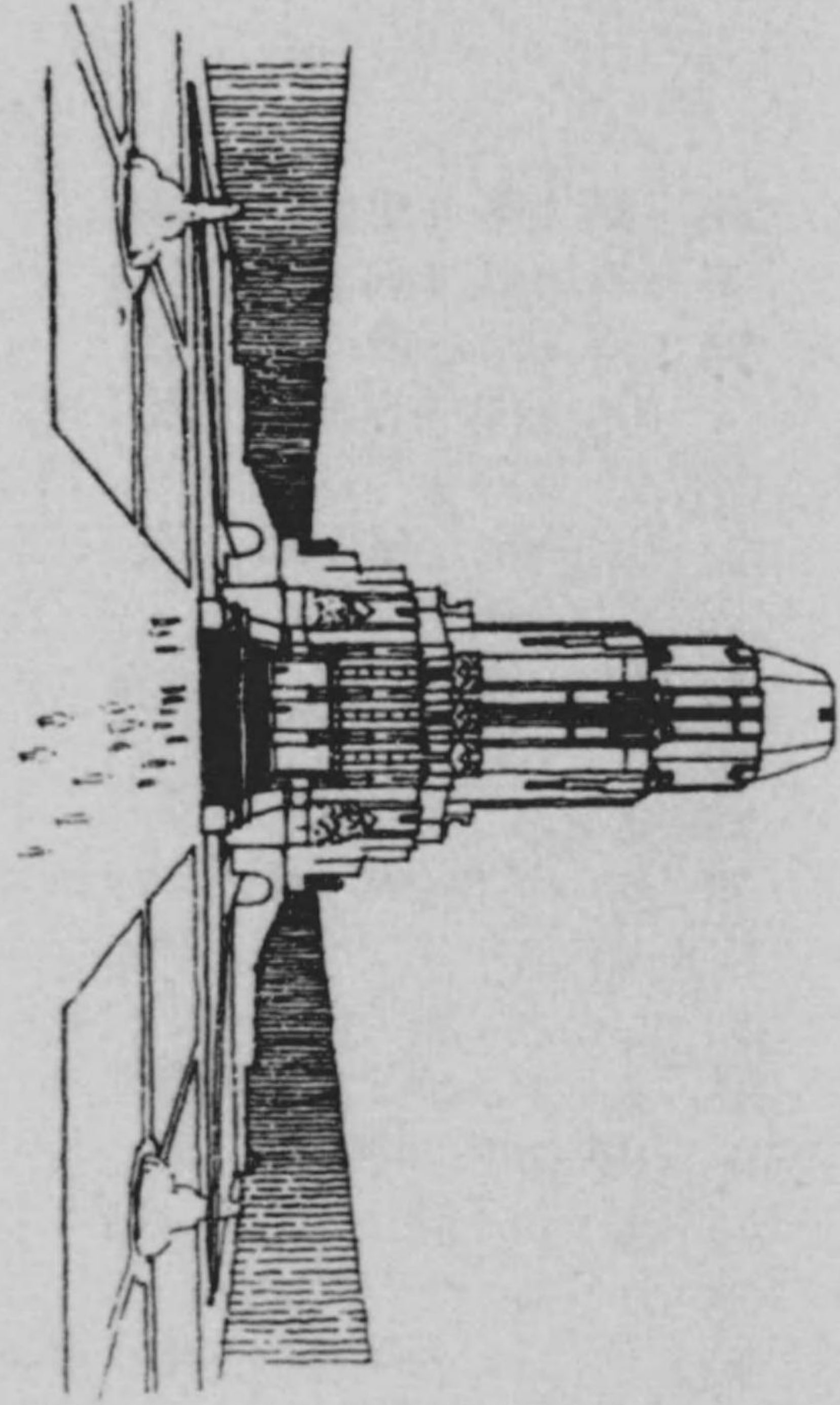


圖 影 參 三

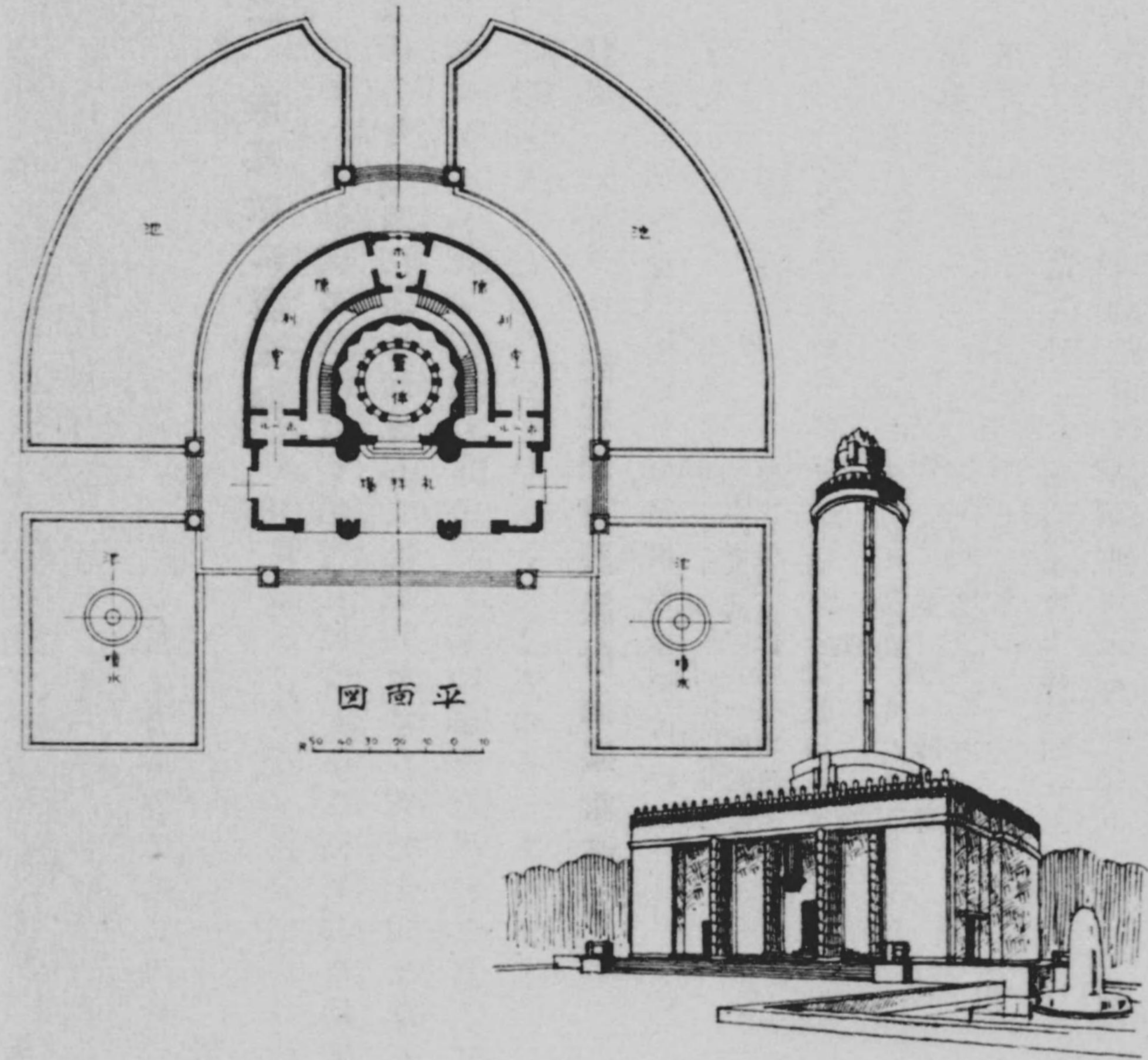
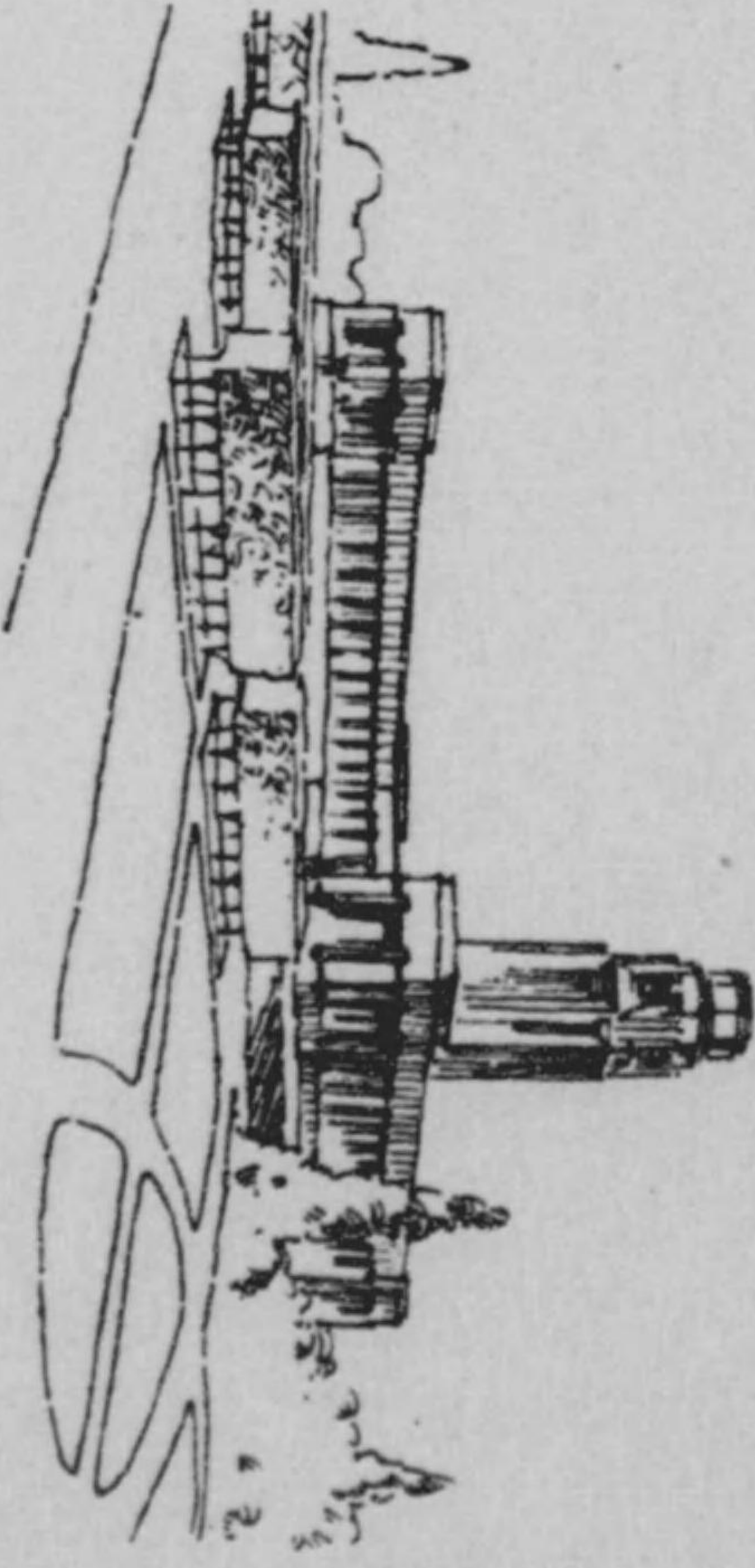


圖 面 平

圖 視 透

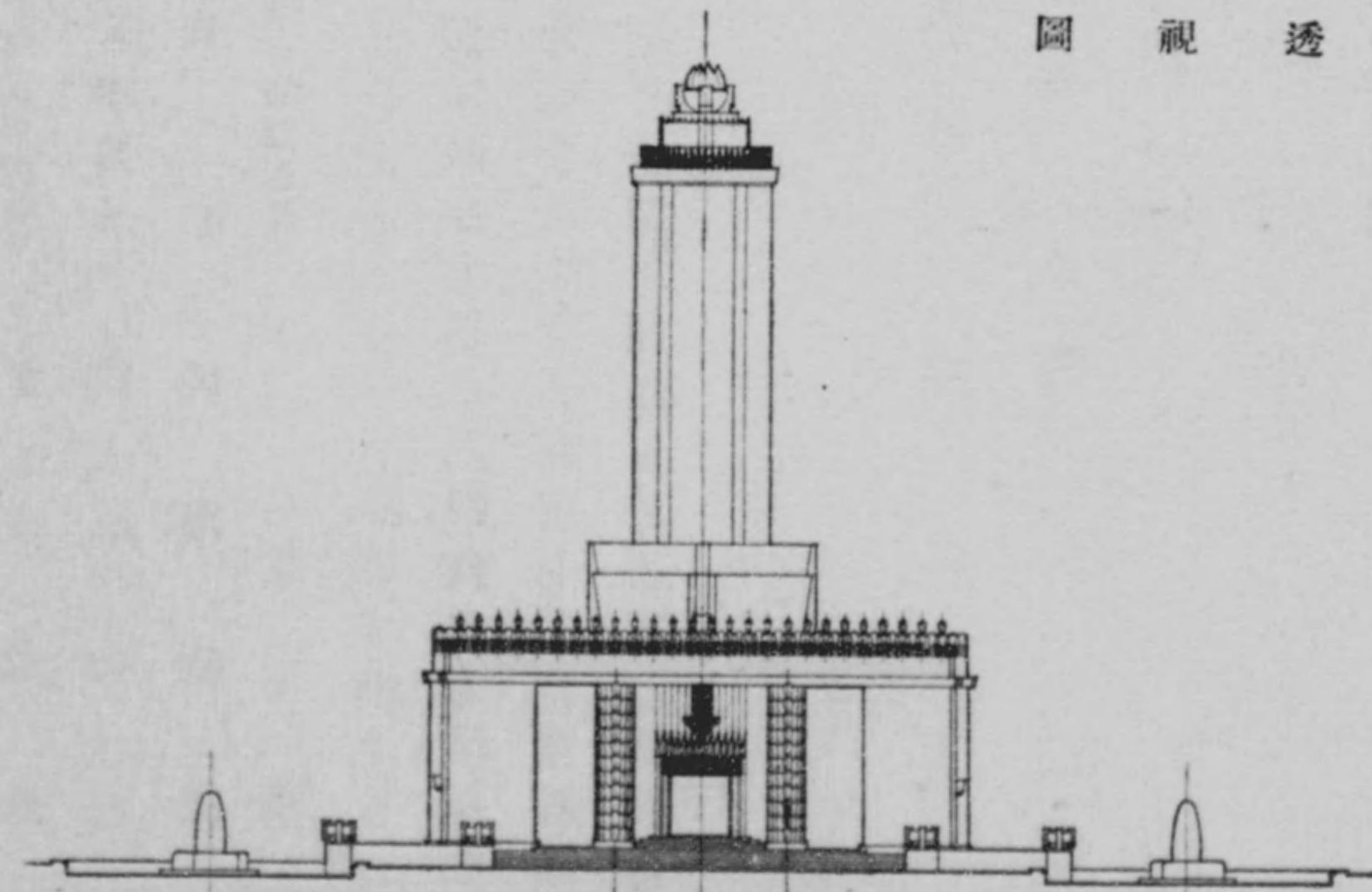


圖 計 設 選 當 等 一 賞 懸

一等當選設計圖案の概要は左の通りである。

- (1) 位置 東京市本所區横綱町一丁目
- (2) 主建造物

主建造物たる記念堂は鐵筋混凝土造にして高五尺の基壇上に立ち前面軒高五十二尺間口幅百一尺とす、塔屋は直徑二十九尺の圓筒にして頂上焔の上まで地上百七十六尺あり。
此の建坪三百三十坪七合五勺、總延坪七百二十九坪一合五勺、各階に配すべき室及其の坪數左表の如し。

地階	下足室	八・九〇坪	廣間及廊下	二〇・二〇坪
	倉庫	四四・一〇坪		
第一階	靈場及前室	七八・六〇坪	裏玄關	七・五〇坪
	階段室	三四・〇〇坪	廊下	三七・六〇坪
	陳列室	九〇・五五坪	禮拜場	八二・五〇坪
第二階	階段室	三四・〇〇坪	廊下	三七・六〇坪
	陳列室	九八・〇五坪		
第三階	倉庫	一二・〇〇坪	廣間及階段室	一九・五〇坪
第四階		六・二〇坪		
第五階		二三・七〇坪		
第六階		一七・五〇坪		
第七階		一七・五〇坪		
第八階		一七・五〇坪		
第九階		一七・五〇坪		
第十階		六・六五坪		

本建築の主要部は第一階の中央に位する靈室にして罹災者の遺骨を階下に安置し其の納骨室の直上第一階靈室の中央に白大理石にて靈體を造り禮拜の目標とす、塔の中心は此の靈體の中心と一致し、塔上に登るも靈體の上を通過せざる様廻階段となせり。
靈體の周圍には十一本の黒大理石の巨柱を繞らし天井は圓蓋としてスタンド硝子を通じて上部より光線を受け禮拜場より靈體を拜すれば頂上を淡く輝り出されて神秘的感起せしむ、尙夜間其の他の場合によりては晝間にも天井に装置せる電燈による色光線にて森嚴の氣持を出さんとす。

靈室に次いで主要なる室は前室、禮拜場及陳列室なり、前室は祭典の際には供物及司祭者の參列室となり周壁は天然石を貼り付け二本の弧立柱も石造とす、靈室及前室の床は共に石貼とし靈體の周圍には大理石を蓮瓣模様敷くものとす。
禮拜場は常時一般參拜者の禮拜に當て、祭典の際には司祭者の參列場とす。
陳列室は一階及二階の大部分を占め、震災の記念遺物及當時を追憶する繪畫等の陳列に當て又祭禮の時其他臨時に集會所として使用する。

(3) 附屬建造物

- (イ) 公園内に建築するものは塔の外に左の附屬家あり。
- (ロ) 公園事務所及小使室休憩所建坪二十五坪鐵筋混凝土造平屋とす。
- (ハ) 鐘樓 構造は鐵筋混凝土造りとし中華民國より寄贈の梵鐘を釣るものとす。
- (ニ) 公共便所 公園内數ヶ所に設く。

以上八氏の當選を發表すると共に、所定の賞金を同年三月十七日に發送する一方、選外佳作者に對しては各金貳百圓宛を贈呈することゝなつた。

右の如く懸賞設計圖案の當選發表に併せて、本協會に於ては之等應募圖案を一般に公開して展覽に供することゝし、同年三月二十一日より二十三日迄の三日間、上野恩賜公園内東京市自治館にて、之等作品の展覽會を開催し、以て應募者各位の勞を犒ふことゝした。

第三節 設計の變更と其結果

一 決定案反對の趣旨

曩に決定發表された一等當選設計圖案に對して、同年三月二十七日某新聞紙上に模倣云々の投稿があつた爲め、之を調査せるも、該設計圖は大體の見た氣分に於ける極めて僅少の類似點を捕へたもので、何等主要視すべきものではなかつたので、調査の打切をなし、實施設計に對しては種々調査研究を重ね、その實現に努力しつゝあると共に、同年九月一日三周忌をトし、地鎮祭の舉行を見るに至つたが、翌十五年四月三十日に至り、佛教聯合會より左記の如き建議書の提出があつた、其の要旨は

建議書

東京市芝區新堀町三六

佛教聯合會本部

本會は貴協會が本所區横網町被服廠跡に建設を公表せる震災記念納骨堂の建築様式に對し右

設計變更の希望を以て左記事由相具し此段建議候也

大正十五年四月三十日

佛教聯合會幹事

東京震災記念事業協會長中村是公殿

建議事由

建築物は歿死者の弔靈と社會教化の機關たる本質を併有すべきは貴協會の聲明と吾人も全然同感なり、然るに發表圖案を見るに外觀様式に於て其趣旨の表現を認むる能はざるのみならず、祭場狹隘にして市民的弔祭の儀禮執行不能且つ教化機關としての施設を閑却せり

建築物は歿死者大多數の意思、信仰を中心として市民の宗教的意識に順應するを要するに係はず、該設計に於いては故らに之が表現を忌避したるものゝ如く、市民多數の期待に副はざるものと信ず。

現在の設計は全然西洋建築の模倣にして毫も國民固有の思想信仰を顧慮せざるものにして、該建築物には現代を表徴すると共に民族固有の精神的文化を折衷採納するゝを適度と信ずとの要旨にて之が設計の變更に付き進言あり、續いて同年九月十三日地元本所區會協議會よりも亦略同様な陳情書の提出があつた、其の要旨は

陳情書

大正十二年九月一日の大震災に於て最も慘狀を極めたる本所區被服廠跡をトし、震災記念堂を建設するゝことは區民の渴望する處なり。

抑同所に於ける遭難者は我本所區民殆んど大部分を占む、隨て其の遺族親戚故舊は此の記念堂

を以て遭難者の墳墓となし此の堂に参拜し法要祭典を營むことは慰靈慰弔の唯一の方法と考へ居るのみならず其の心理は獨り區民のみならず寧ろ人類自然の發露と思考す故に此處に建設さるゝ記念堂の設計に當りては特に左記諸點に留意せられんことを希望す。

堂宇竝境内地を擴大せられたきこと。

過去各周忌祭の當日の狀況に鑑み充分此點考慮せられたし。

記念堂の設計は國民多數の希望に適合せしめられたし。

震災記念堂建設は國民總意に適合するものにして現在豫定されある記念堂は極めて簡單にして且つ洋式高塔の唯當時を追憶する標識たるに過ぎず故に崇敬なる参拜者としては缺如なき能はず。

記念堂は社會的教訓的たらしめられたし。

記念堂は神社佛閣を超越せる慰靈の殿堂にして又民衆教化の壇場たるを以て信仰尊崇の念を作興せしむるに足る建造物を建てらるゝを得ば一層有意義にして之れに依り國民の享受する有形無形の利益亦大なることを信ず。

大正十五年九月十三日

東京市本所區會協議會議長 杉野善作

東京市公園課長 井下清殿

二 變更の經過

前述の如き要旨で、各方面よりの建議竝に陳情書を提出して之が計畫の變更を促せる計りでなく、本會に於ても既に述べた如く該設計圖案に就ては種々實施上の研究を進めつゝあつたが、之れ

を本會設立當初に於て聲明せる趣旨に照し、不徹底の箇所も見出されたので、該案を尊重して一部の改造を畫したが、本會は輿論の赴く處と相等の距りのある點を認め、之を一般有志の淨財に待つ事業の性質より見て、敢て懸賞設計推行を斷行することは、本會終局の目的達成の上にも大なる影響を及ぼすことを認め、多數輿論の赴く處を尊重して、大正十五年十二月初旬愈々既定計畫を改むることゝなつた。

則ち昭和貳年四月に至り、記念堂建築物設計變更の件に付き曩に依頼せし懸賞圖案審査員と協議を爲し、同年五月記念堂建造物設計に對しては工學博士伊東忠太氏を主任とし、同佐野利器氏同塚本靖氏、佐藤功一氏を併せ設計顧問に囑託し、新設計を急ぐことゝなつた。

斯くして伊東博士自ら執筆せられた略設計が提出され、同年七月には新設計に對する大體計畫案を得たので、東京市に於ては同月六日市參事會に諮問され、又本會に於ても同月八日當協會評議員會を開催し、會長は別項の如き挨拶を述べると共に新計畫の概要を發表され、設計變更案を可決した。

挨拶

大正十二年の大震災火災を後世に記念し、併せて遭難者を永久に追弔する爲め、本所區横網町被服廠跡に東京震災記念堂建設の事業に就ては豫てより御配慮を頂き居りました處

畏くも資金御下賜の恩命に接し、又政府當局よりも多大の補助金を下附せられ、御蔭を以て善く事業の進捗を見るに至りましたことは、偏に各位の御援助に依るものと感謝致します。

本會事業の眼目である東京震災記念堂の建築設計に就ては、大正十三年十二月懸賞を以て其の設計圖案を募集し、同十四年三月審査を終り、夫れに依り實施設計を編成の處、地元其他より同設

計に對し意見あり、一般有志の義捐に依る事業の性質上其儘實施は困難と認め、昨年十二月輿論に鑑み前設計を改案することとし、専門家を顧問として引續き研究調査の結果今般漸やく設計終了の運となり之れに依つて實施致し度いと存じます。

設計大要

記念堂	建坪	三九一坪五	
塔部	延	一〇七坪五	高一三〇尺
堂部	延	二八四坪	軒高 四〇尺
其他管理室、便所等ノ附帯別館ヲ設ク			

工事費

記念堂建築費	五〇八、二三五圓
同 設備費	九一、七六五圓
別館其他工事	一〇〇、〇〇〇圓
設計並監督費	五五、二五〇圓

三 新設計着手

かくして評議員會に於て附議決定を見た本案は、本會建築部に於て之が實施設計を編成し、昭和二年十一月七日理事會を開催し該設計案を諮問し、引續き同月二十七日起工式を擧ぐることを得るに至つた。

東京震災記念堂設計説明

東京震災記念堂は大正十二年の大震災火災を後世に記念すると共に遭難犠牲者を永久に追弔す

べき趣旨に依り設計す。

様式は純日本風建築なるも、徒に古來の型式を踏襲せず自ら新味を加へたるものにして、構造は鐵骨にて主要なる軸部を構成し之を覆ふに鐵筋コンクリートを以てし耐震耐火構造としたり。外觀は華美虚飾を避け、質實素朴を旨とし、落付ある力強き表現を以てし、専ら莊嚴ならしむべく努めたるものにして細部概要次の如し。

塔部

地階中央部を納骨堂とし其の内部を棚式に装置し遭難者遺骨納骨函(四立方尺のもの約二〇〇函)を安置す。

塔地階及一階は大震災火災の事蹟を記念する繪畫類の陳列に備ふるも上二層は利用せざる見込なり。

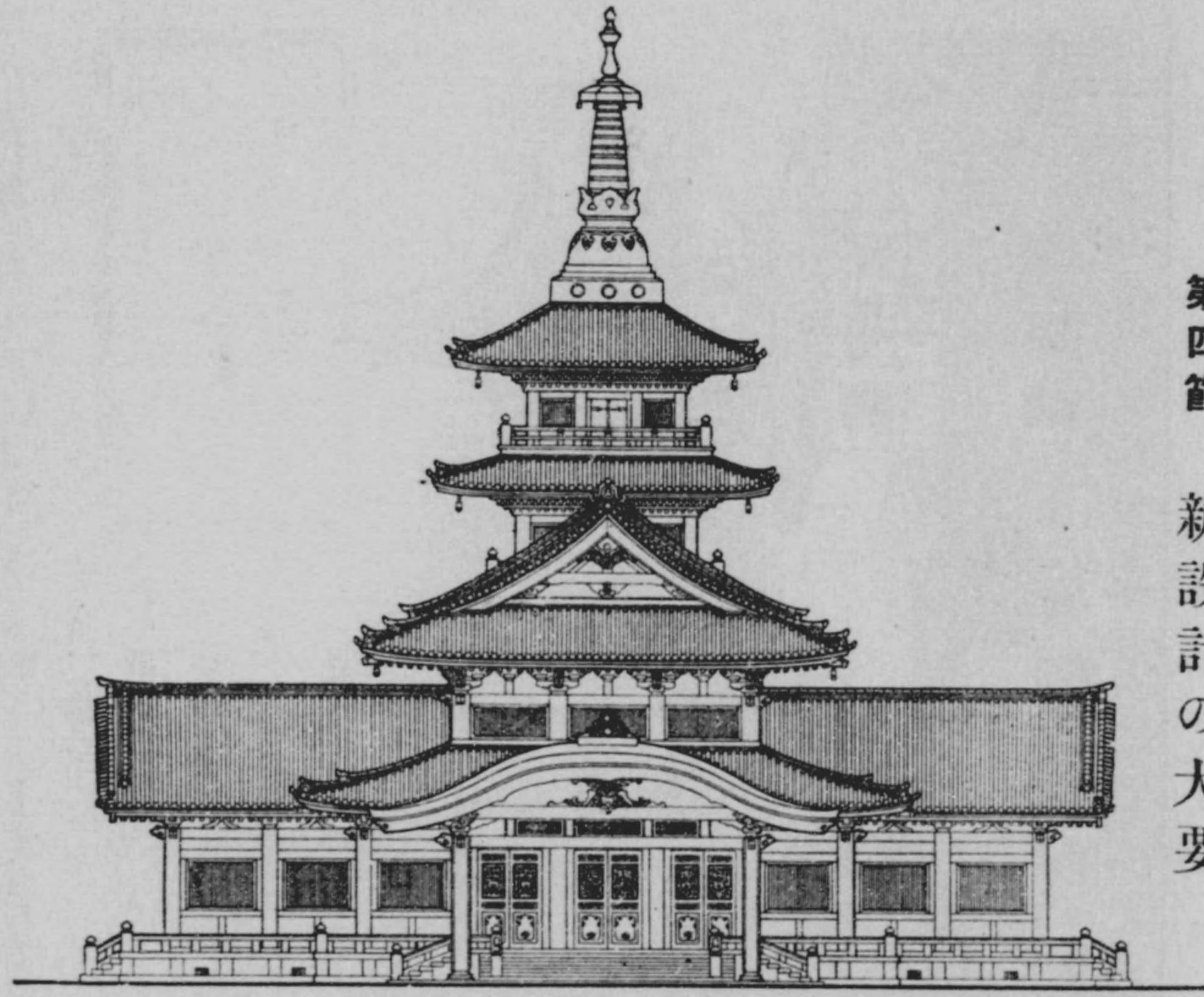
堂部

廣間正面即ち納骨室表面靈壇前部に祭壇を置き、平常一般の禮拜に備へ、時に演壇等に利用し得る禮拜廣間は式典等の際裕に參會者八百名程度の入場可能のものとし、前部向拜兩側の階段は式典の場合一般公衆の參拜に備へたり。

堂兩翼の陳列室は大震災火災の慘害を記念すべき記念物品類の陳列場としたり。附屬別館

管理室、控室、便所等の附帯設備は記念堂以外に別館とし設備す。

以上の如き計畫の下に實施設計に著手したが實施上細部に於て多少の變更をなせる他別館として東京市の補助金を得て復興記念館の建設をも爲し得たことは本會としても誠に喜ばしい事



震災記念堂正面圖

第四節 新設計の概要

前述の如き経緯を経て決定した新設計は次の如きものである。

所在地 本所區横網町六番地

敷地 五千九百二十二坪八合一勺

設計者 顧問として工學博士伊東忠太、同佐野利器、同塚本靖、同佐藤功一の諸氏を囑託し、主として伊東忠太氏其の設計並

監督に當る。

規模 建坪 三七七坪六三

延坪 四二八坪四四

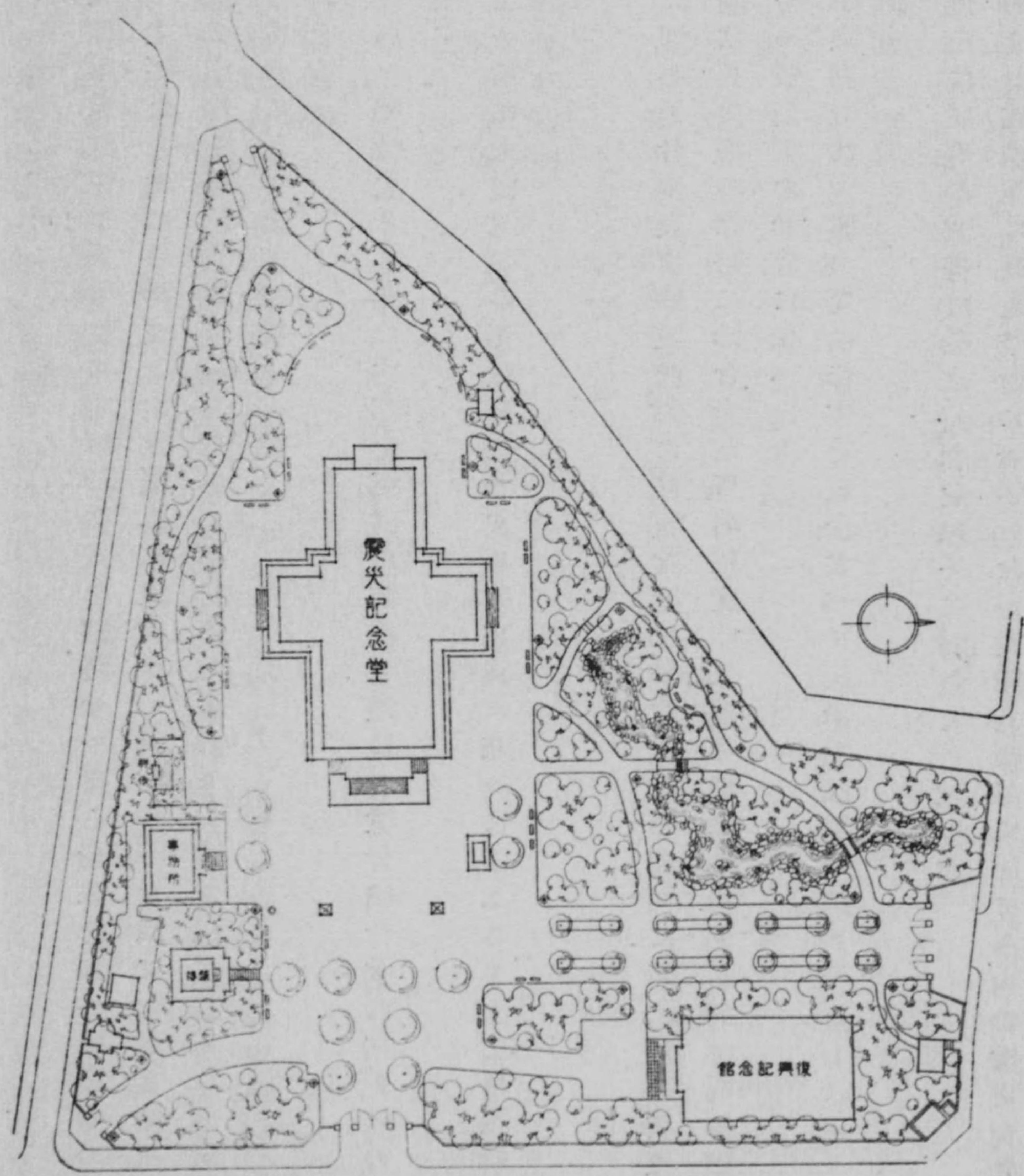
堂部

正面向拜 二九坪七〇

祭場廣間 一九三坪六〇

左右控室 五八坪〇八

内陣内陣控室共 七坪五〇



震災記念堂功平圖面

一 設計概要

堂の様式は純日本風であるが、古來の型式を墨守せず構造及細部に於て時代の建築として相應しい新味を加へて居る、主要軸部を鐵骨で構成し、鐵筋混凝土を以て覆ふた耐震耐火建築である。

平面は圖面に見る通り、向拜、本堂、左右翼堂及塔より成つて居り、向拜は廣さ二九坪七合、その上に架けられた大唐破風は横經約六三尺で今日に於ける日本最大の唐破風である。向拜の次に間口五楹、奥行八楹、一九三坪六合の本堂がある、即ち公衆の禮拜所で腰屋根の二重造りであつて、屋根は入母屋造りで棟高六十九尺ある。

堂内は裸柱を並立して内外陣を分ち、内陣の高窓から光線を採つて外陣兩側の窓の採光の不足を補つて居る。本堂の左右翼堂は各二九坪四勺で、單層切妻造である。本堂はその正面に祭壇を設け、其奥の凹部は厨子になつてゐる。壇及厨子は臺灣檜の素木で作つた唐破風造りで、その體裁は全く神殿の如くで建築の外貌が寧ろ佛式であるから、厨子は佛式に徹底せしめなかつたのである。厨子の中には

歿死者の位牌を安置し、その下に歿死者の過去帳を鄭重なる方法に由つて藏めてある。その後には歿死者の遺骨を納むる爲の一室があり、又その後には接して塔が立つのである。納骨室には二六〇箇の陶製の納骨函に約六萬人の遺骨が分納されてゐるのでこれを奉安する爲四圍の壁に四層の混泥土製棚を設け、納骨室前二五坪は祭典控室とし、更に外へ三坪餘の背面向拜を付し、堂部とは厨子の兩側より廊下を以て連絡して居る。

塔は高い亂石積の臺の上に三重の塔を立てた姿で、臺上初層の大きさは三楹三十尺四方で、相輪の尖端まで地上百三十五尺である、これは京都の東大寺、奈良の興福寺、大阪の四天王寺の塔に次で日本第四位の高塔である。元來塔の高さは本堂の高さの約二倍を以て標準とするものであるが本塔は本堂の高さ六十九尺の二倍より稍低くなつて居る。塔の様式も可なり從來の例と異つて居る、柱上に枋が無く、正式の垂木も無い、之は構造を簡易にする爲め計りでなく、主として堅實の觀を現さんが爲であつて更に其相輪の様式は全く伊東博士の獨創であると

う。

全體の形の變化は一方に於ては向拜の大唐破風本堂の入母屋、翼堂の切妻、塔の寶形に於て、他方に於ては塔の三層、本堂の重層、翼堂及向拜の單に於て試み、なほ細部に於て更に變化ある様に務めたものである。

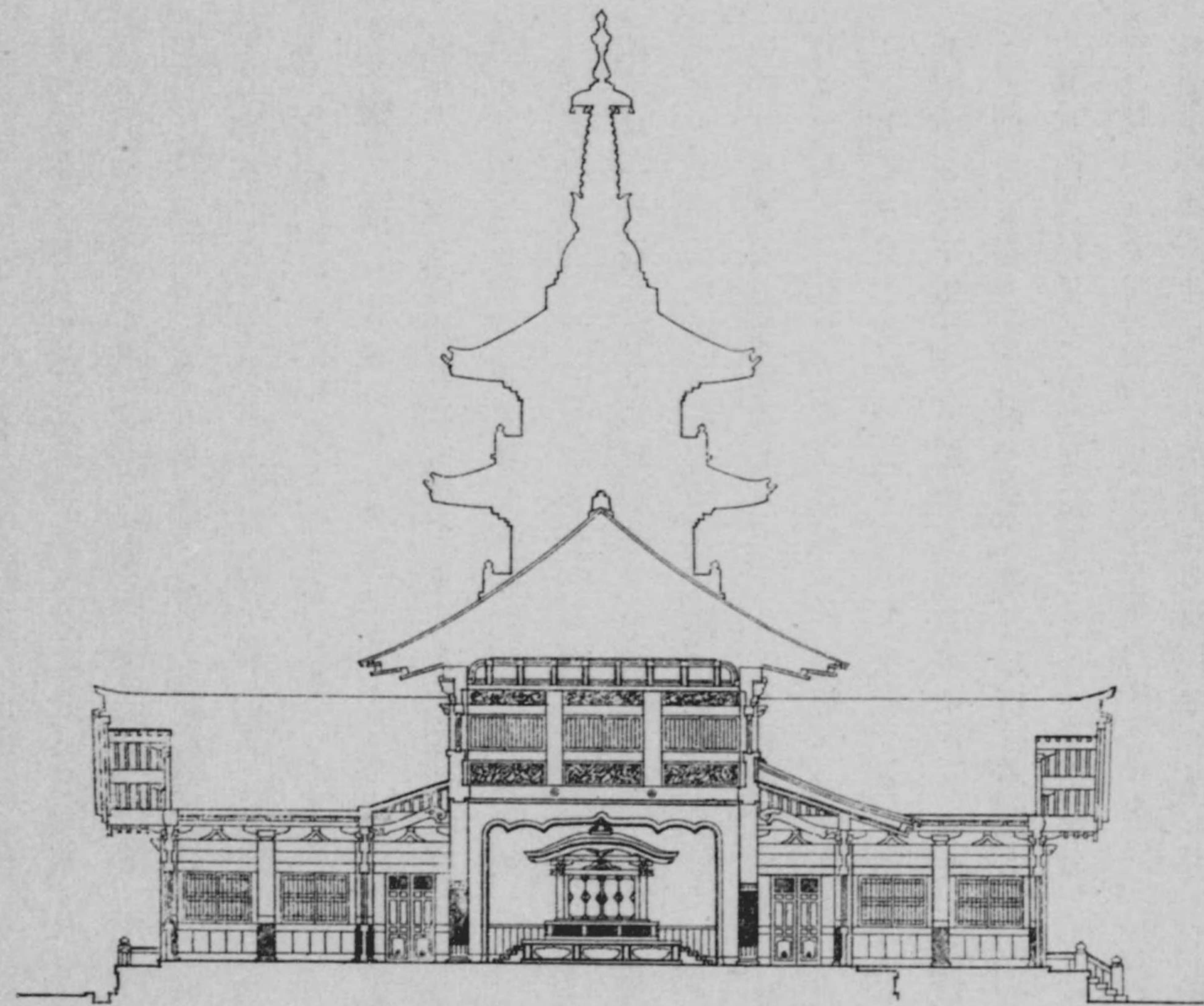
二 構造

(イ) 基礎 本堂(祭壇廣間、左右控室、正面向拜、基壇、内陣、同控室、廊下一部)基礎は米松杭末口十吋長五十呎もの約四尺四寸間に、塔(祭典控室、納骨室、背面向拜、廊下、塔一層、塔二層、塔三層)基礎は米松杭末口十二吋長六十呎もの約三尺七寸五分間に機械打とし、杭間は割栗石を填充、均し、コンクリートを全面に打立て、更に本堂下及塔下各別々に鐵筋コンクリート基礎床盤を全面に打ち均して兩者を全く絶縁し、不同沈下等による影響を他方に及ぼさぬやうな方針を採り、次に鐵骨組立梁を縦横に架渡し、て其周圍に鐵筋を巻き、更に「コンクリート」で被覆するものである。

(ロ) 柱、梁、床、壁體、小屋、柱及び主要なる梁は鐵骨造とし

柱と基礎梁とは四方より筋違に堅固に脚固めをし、「コンクリート」で被覆する、小屋は鐵骨「トラス」とし、各「トラス」は筋違を以て充分に連結し、軒先は鐵骨「トラス」にて「カンテイレバー」の構造とし、床及一階小梁は鐵筋「コンクリート」造り、壁は要所に鐵骨筋違を挿入し、鐵筋「コンクリート」打ちとし、本堂屋根「スラブ」は鐵筋「コンクリート」を鐵骨母屋上に打立て、軒先及塔屋根は鈴木式二十七番「ラス」張立ての上「コンクリート」打ちとする。

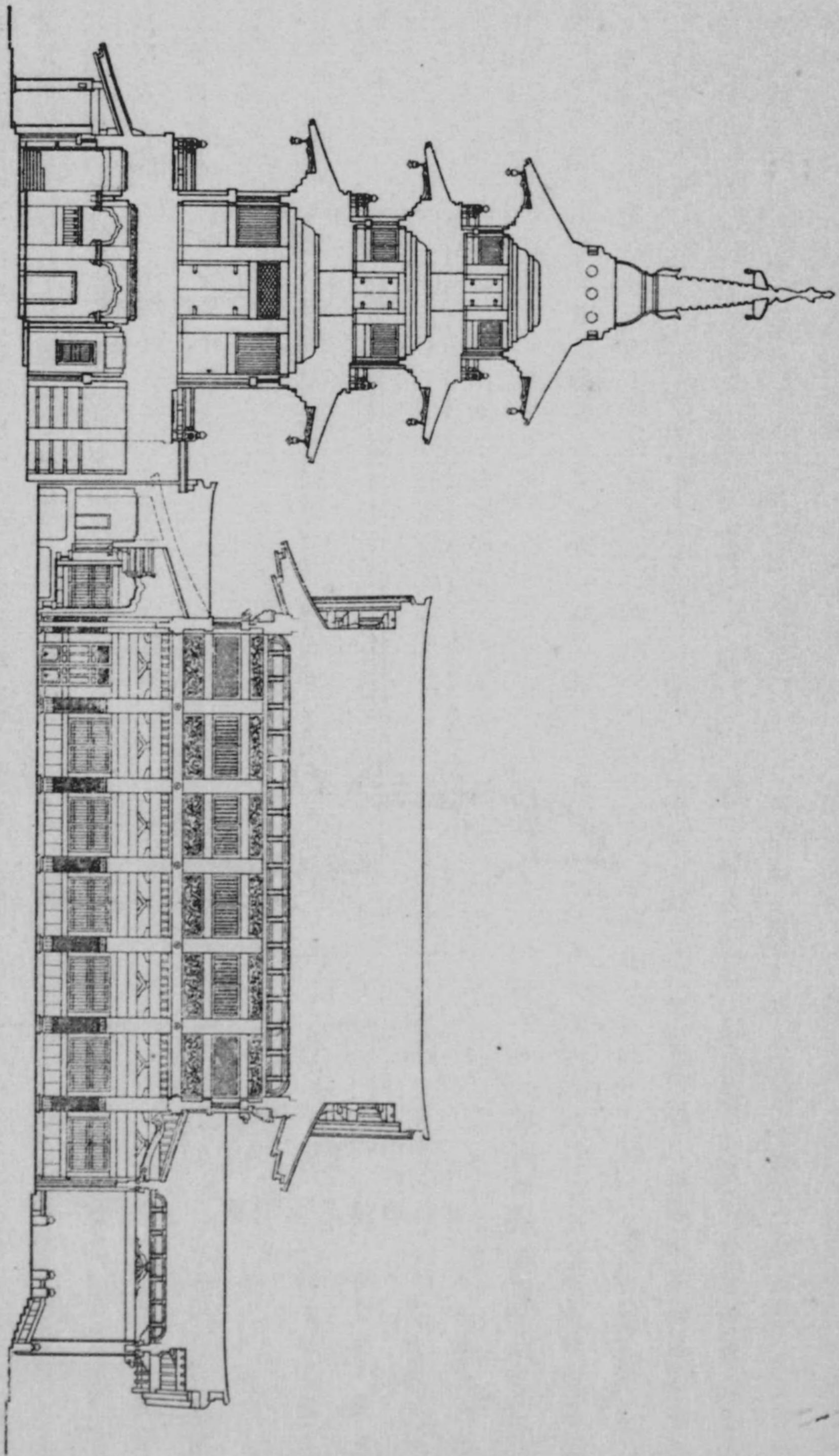
(ハ) 外部仕上げ 基壇、敷石、側石、勾欄等總て信州産古間石を以て装ひ、塔一階野石積は同石を鐵筋「コンクリート」壁體打ちと同時に積上たるもので、又各階石は稻田産花崗石を使用する本堂及塔柱桁壁、枋拱等は「コンクリート」打放しの上小叩き仕上とし、懸魚、蛙股、大瓶束、拳鼻等の繪様は「コンクリート」にて造出し、表面は壁體と同様の仕上とす、但し塔軒廻りは總てG、F「セルフセンタリング」張立ての上色「モルタル」塗り、樺型等を造出し、塔各層勾欄は鐵筋「コンクリート」造り、表面は古間石擬石とし、濡縁は「セメントタイル」敷きとす、本堂軒樺は杉材金



記念堂横断面圖

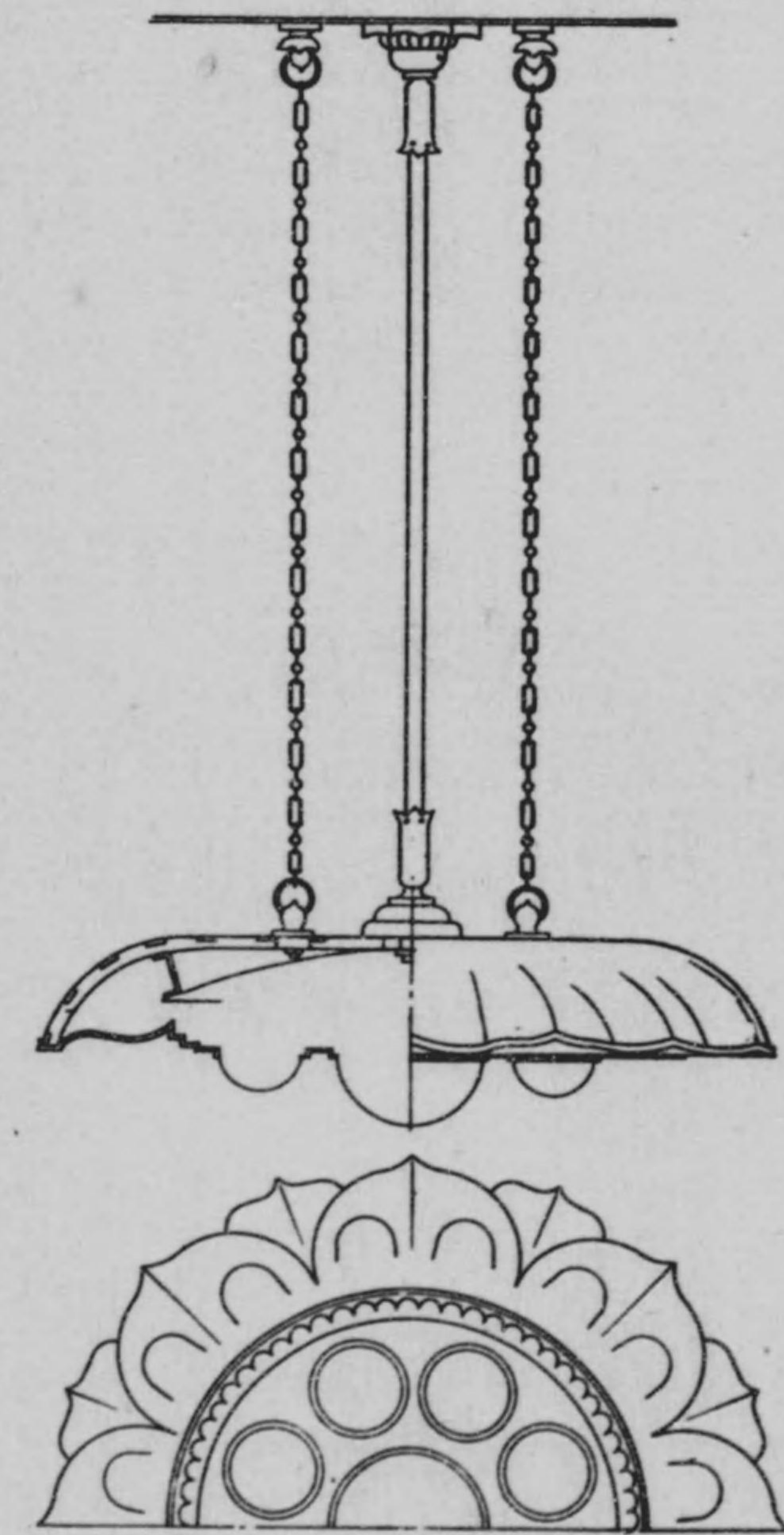
(一)
 物で釣固め、表面「ペンキ」塗り、木口は飾金物を取付け、隅木は鐵骨を「ラス」で巻き、モルタル「塗り」造出しとする。塔各層及本堂二重屋根には四隅に青銅製風鐸を釣り下げ、塔四隅、隅木の個所の「グロテスク」は「モルタル」塗りの造出しとする。

(二)
 内部仕上げ 祭場廣間及左右控室腰羽目及祭場廣間大柱腰は田中式「セメントストーン」小叩き仕上げ、根卷金物及胴締金物は鑄鐵製「ブロンズメタリコン」仕上げ、礎盤香石は擬石研出して、厨子は總て臺灣檜造とし、飾金物は銅板打抜き彫刻の上金鍍金を施し、前部祭壇は「チーク」材を用ひて漆拭き仕上げ、祭壇廻り腰羽目は「チーク」材造り、祭場廣間、同廊下、左右控室、塔一階廊下、階段室、祭典控室、納骨室、前室の天井及壁、柱桁等は漆喰塗水性塗料仕上げ、塔一層、二層、三層壁面は白漆喰塗り引上げとし、祭場廣間、長押上小壁の繪様裝飾は木枠に「セロティックス」を張り付



記念堂縦断面圖

け型板を當て「ペンキ」模様を彩色して取付けるものとす。納骨室内部仕上は全部別途工事とする。
 (ホ) 祭場廣間、左右控室、内陣控室、祭典控室、廊下、塔各層床は人造石研出し、内陣は檜板張り、但し室内階段石、地覆石等は稻田産花崗石を用ふる。
 (ヘ) 屋根及九輪



圖ノ具器燈電井天間廣

天井 祭場廣間天井打上げ格天井格縁「アビトン」材箱組とし臘拭き仕上とす、格間は杉枠に「セロテイツクス」建築板を張り付け繪様は「ペンキ」にて彩色す本天井上部には「ラス」張り「モタル」塗りの防火天井を一面に取設く、正面向拜、左右控室の格天井は下地「ラス」モ

ルタル塗りの上漆喰塗り表面水性塗料仕上とす、塔一階及各層の天井は木摺下地漆喰塗りとし、祭典控室及廊下は水性塗料仕上げとす。
 (チ) 窓及出入口 窓外部は連子窓とし、各菱子框共鑄鐵製銅鍍金、内部障子は引違、祭場廣間上部及塔各

の他屋根は「コンクリート」野地の上に米杉材瓦棒を締付け、前記銅板にて本瓦葺型に葺上げ、大棟降棟、巔斗、鬼板、鳥衾、留蓋、軒先巴等は木眞を入れ銅板にて張包む。塔項九輪は中眞に銅板製圓錐形の骨を取設け、夫れに覆鉢、請花、九輪等各別に鑄造したる青銅又は

層は「アビトン」材、其他は「チーク」材を用ひ、硝子は本堂は白「モロッコ」硝子、塔は黄色「モロッコ」硝子を嵌込む、出入口扉、祭場廣間と左右控室境、祭場廣間と廊下境、内陣控室と廊下境は「チーク」材製唐戸、厨子扉、内陣と同控室境は臺灣檜製板唐戸、其他各所出入口は何れも青銅張扉にして、正面寶相華模様、其他青銅鑄物とし、納骨室扉模様は青銅板切抜き彫刻の上飾銀にて取付くるものとす。

(リ) 階段 外部階段は總て稻田産花崗石造、間内階段にて、祭壇附屬のものは「チーク」製、段端飾金具附け、塔一階より一層への階段は鐵筋「コンクリート」造り表面擬石研出し、角磁器製之止め取付け巾木、日華石張り、塔一層より塔頂に達する廻り塔段は鐵製とし手摺眞鍮管を取設く。

(ヌ) 排水 向拜屋根は軒樋、豎樋共銅板角型下部鑄鐵管に挿入し、其他屋根何れも樋を設けず建物周圍に雨落溝を取設け、雨水は四ヶ所に集め下水へ放流するものとす。

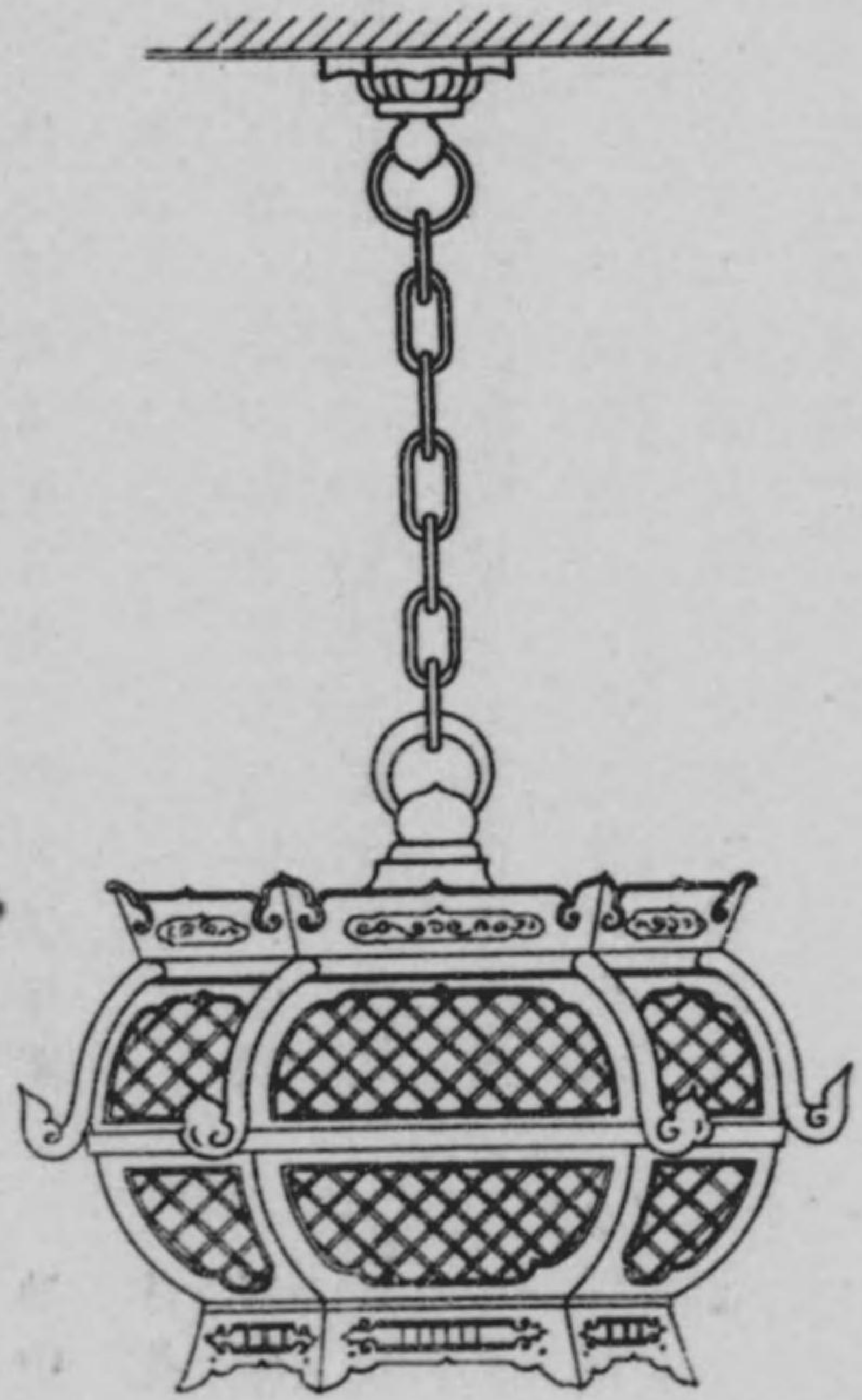
(ル) 避雷針 塔頂部一基本堂上部二基、避雷針を設備し、之を導線に依り聯接し、側庭地板に接続するも

のにして、突針は實質銅杆及眞鍮にて造られ、本針及枝針を有し、塔頂部の本針は純金を以て「キャップ」を作り銅杆との接続は蠟付とし、枝針及本堂上部の突針は總て純金燒付とす、純金量は塔頂部本針十二匁、枝針各一匁、本堂上部本針各三匁、枝針各一匁とす、導線はB S 十二番十九本燃銅線にして、地中板は三尺平方五厘厚銅板及B S 十二番十九本燃銅線にて作りたる圓錐形線輪とし、周圍を木炭にて包圍し、塔頂部の地板と本堂部の地板とはB S 十二番十九本燃銅線にて接続し、共同地線とす。

(ヲ) 電灯設備 照明器具取付箇所七十六個所、コンセントプラグ取付箇所數六個、設備容量約一八、キロワット、の配線設備をなし、左記の各照明器具を各所に取付くるものとす。
 (A) 六個 中央本堂天井木製格縁交叉箇所取付くるものにして構造は「パイプペンダント」にて圖面の如き體裁を有し、蓮瓣及花心等下部より見得る所は全部青銅鑄造にて作製、鎖上下鎖受座上下「パイプ」受座等は全部丹銅鑄造又は丹銅丸棒を使用

し前記青銅と共に表面磨き仕上とす「パイプ」は丹銅又は真鍮製にして引抜管とす、運搬裏は丹銅板金を打出し下部鑄造青銅と捻止とす、運搬内部は山型鋼、丁鋼其他適當の軟鋼材にて全型を保ち得る様工作す、中央内部には真鍮板を光線反射能率を良好に打出したる反射板を取付け電球は「二〇〇ワット」瓦斯入内面艶消「ランプ」三個使用花心「グローブ」は「オパール」硝子外面艶消のものとする。

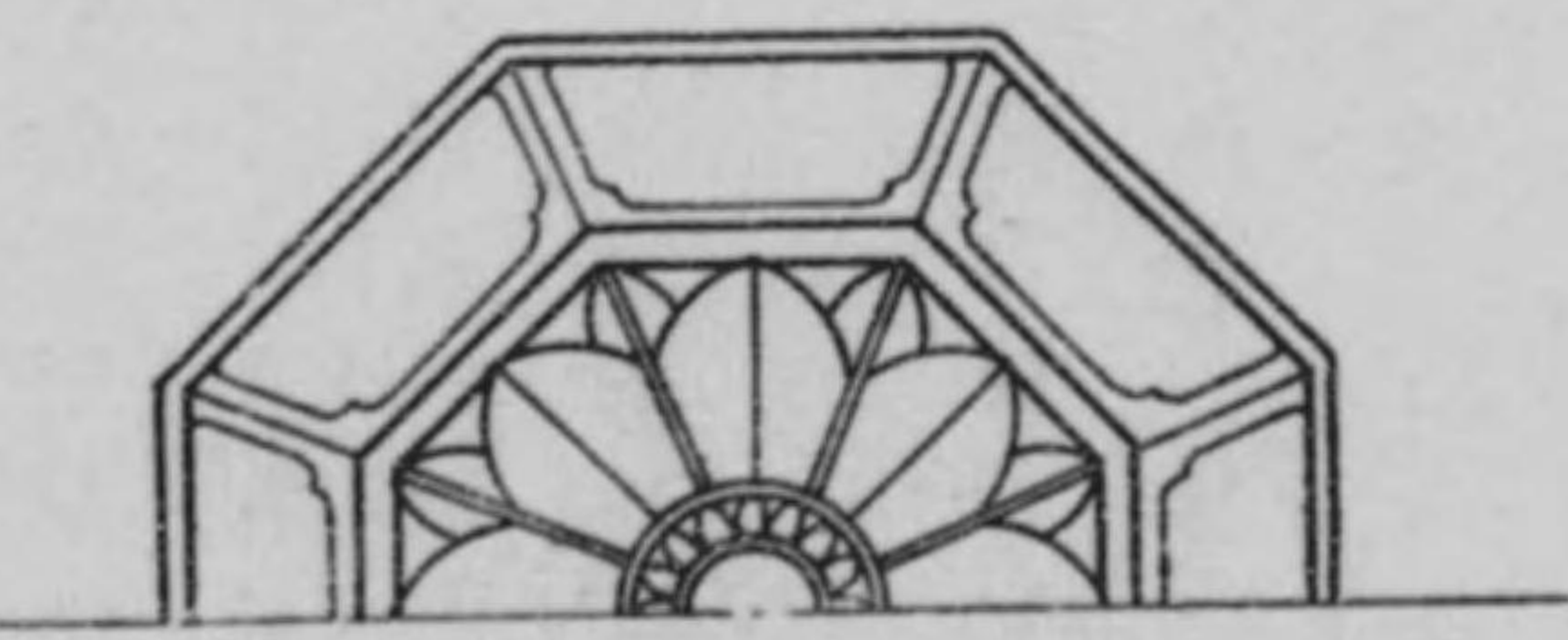
(B)八個中央本堂裸柱長押廻り鐵筋コンクリート下地漆喰塗仕上の處へ取付くるものにて構造は青銅鑄物にて作製し硝子はA器具に準ず、電球は「二〇〇ワット」一個とす。



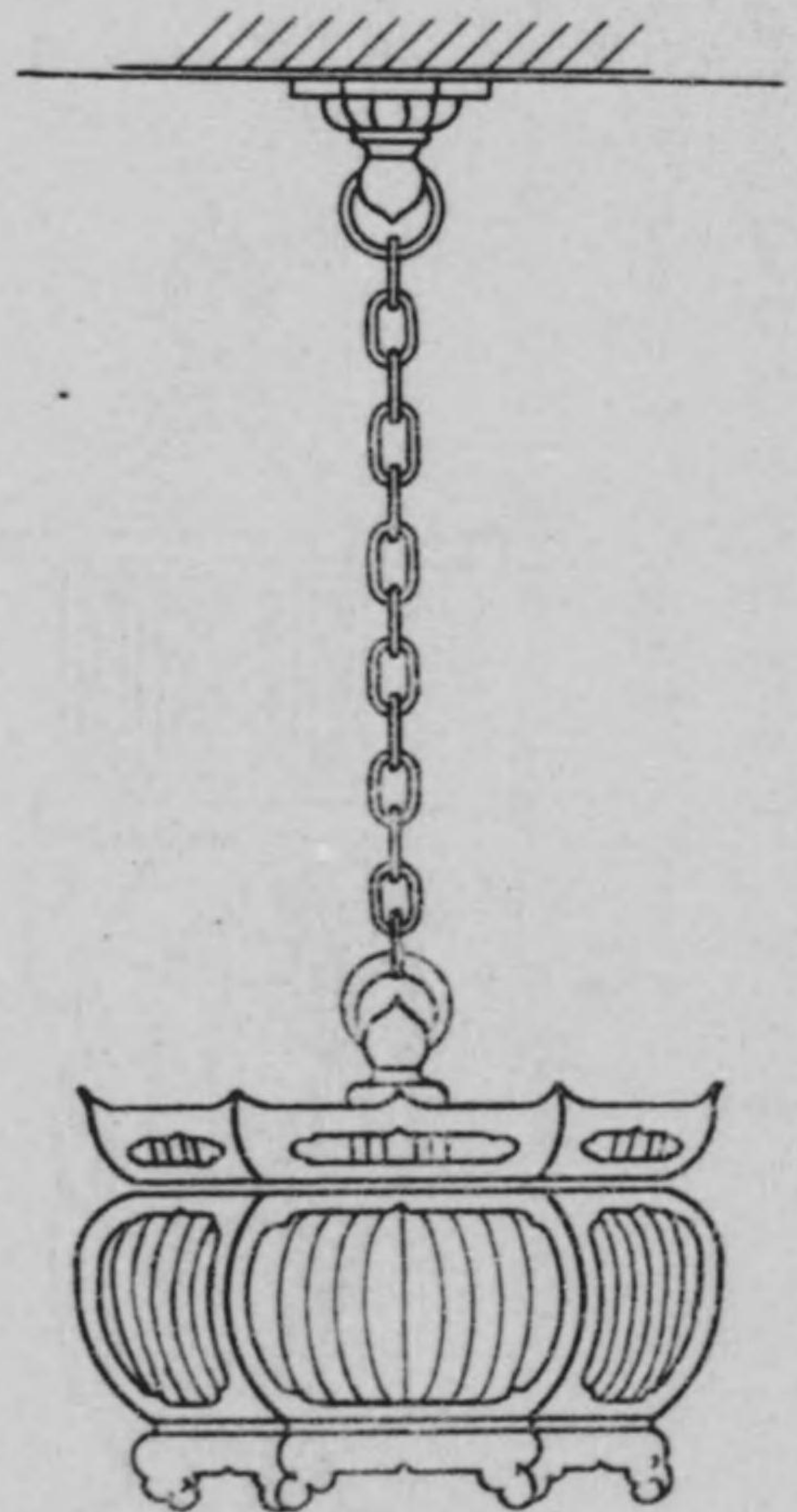
圖ノ具器燈電拜向

(C)二個向拜天井格間鐵骨「ラス」張「モルタル」下地漆喰塗仕上の處へ取付くるものであつて、構造は鎖及上下座金等丹銅にて作製し、其他は全部青銅鑄造に仕上げ、斜矢格子の一部は開閉自在とし裏面には同格子と密著する様特別に板硝子を製作、底面も同様、生漉紙を特種糊にて貼立て嵌むものとす、電球は「五〇〇ワット」一個とす。

(D)一個納骨室前祭典控室天井格縁交叉箇所木造木摺下地漆喰塗仕上の箇所に取付くるものにして構造は鎖並環天井座金を除き青銅鑄造にて表面は磨出し硝子は特



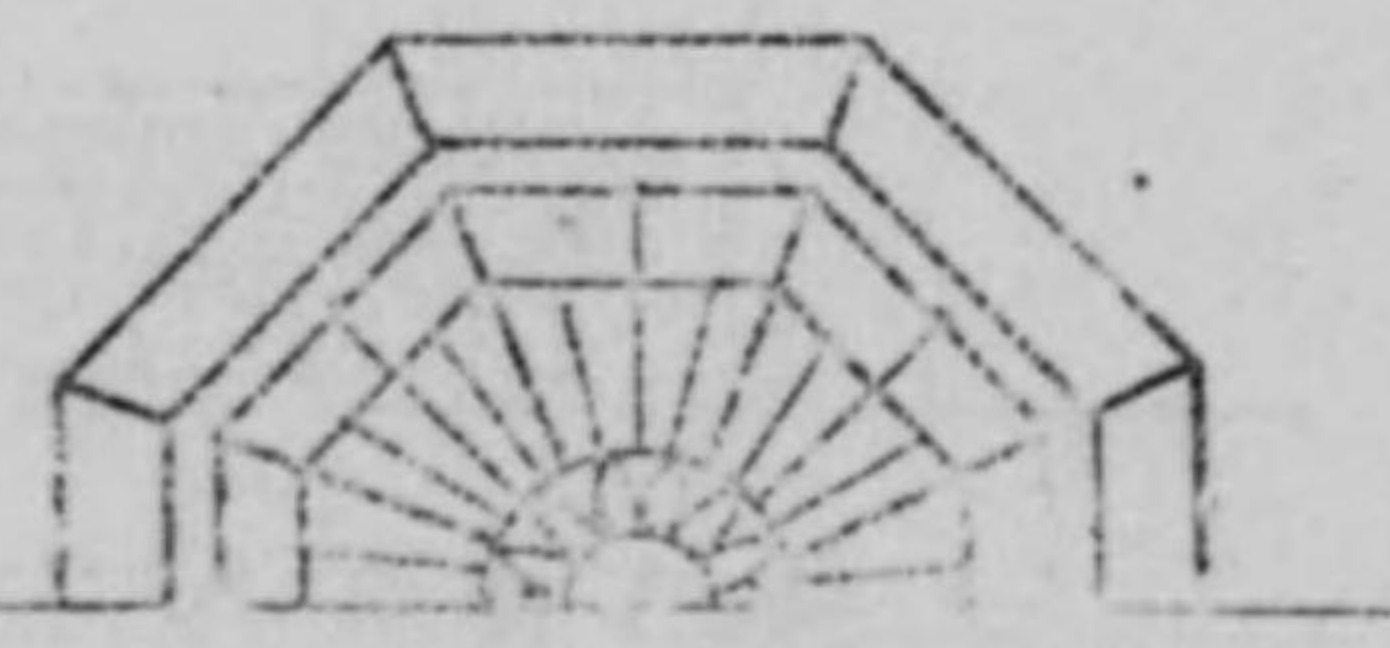
製板硝子へ生漉紙を特種糊にて貼りて嵌込むものとす、鎖環、天井座金は丹銅にて(A)器具に準じ製作す、電球は「六〇ワット」一個とす。



圖ノ具器燈電拜向面背

(F)四個左右控室天井、鐵骨「ラス」張り「モルタル」下地漆喰塗仕上格縁交叉箇所へ取付くるものにして花邊、花座、花心は青銅鑄造となし「パイプ」鎖天井座金等は丹銅を使用し(A)器具に準じ製作す、グローブは(A)器具同断とす、電球は「三〇ワット」五個、六〇ワット「二個」を點ず。

(G)(H)二個H三個(G)は納骨室前祭典控室柱掛鐵筋コンクリート漆喰仕上の處へ取付け(H)は本堂正面出入口斗束混泥土下地漆喰塗仕上の箇所へ取付くるものにして器具構造は共に怪物物を青銅鑄造とし「オパール」グラスにて圓形「グローブ」を



製作内外面共弗化水素にて艶消しとし怪物物口中に取付くるものとす、電球は「G」六〇ワット「H」二〇〇ワット「二個宛」とす。

(G)(H)及(I)器具は特種藝術品なるを以て特に其製作は東京高等工藝學校教授寺畑助之丞氏に依頼す。

(I)二個納骨室前人造石床へ左右二個設置するものにして圖面の如き形状にして燈籠及運座臺座等は左右何れも同型、鬼像は左向、右向とし全部青銅鑄造とす、臺座裏面の一部は開閉自在に又燈籠火袋蓋は全部取外し自由に作製し内面生漉紙を貼り燈籠底部の中央には青銅板を以て適當の臺座を造り之に陶器「ソケット」を取付け、電球は五燭光一個宛とす。

(J)一個背面向拜屋根軒裏榑型下、下地木造榑地の箇所へ取付くるものにして構造は丹銅製にて内

部は鐵骨材を使用し組固め「パイプ」眞鍮管上下堅固に固め、斜矢形格子裏には(E)器具同斷紙張硝子を嵌込むものとす、

電球は一〇〇ワ

ット一個を點す。

(K)二四個(本堂厨

子前腰屋根天井

種小間に挿入す

るものにして下

地は混泥土漆喰

仕上、器具構造は

蓋のみ青銅鑄造

とし紙張硝子を

嵌込み内部は眞

大體以上の如き設計を以て工を起したのであるが、尙工事中外壁表面仕上を水分浸透を防ぐ爲、田中式セメントストーン仕上に變更し、床下溜水面の高上により埋土を増加し、納骨室内設備を追加し、その他鐵骨の増加、石材の變更金屬材料の變更、其他多少構造の變更を行ひて竣工を見た。

第五節 起工より竣功まで

大正十四年九月一日、假納骨堂に於て三回忌法要を營みたる後、午前十一時より、東京府神職會長



圖ノ籠燈前堂骨納

(L)九個(正面向拜天井及軒裏及「コンセント」ブラグの場所に隨時使用し得る様取外し自在となすものにして、圖面の如き形狀にして眞鍮板打出にて作製内面は「ニッケル」鍍金本磨き外面は黒色結晶塗仕上とす。

宮西惟助氏司祭の下に地鎮祭を執行した。参列者は内務大臣以下、内務省、東京府、東京市各關係者、及本會名譽及特別會員等總數五百餘名で、記念建造物設計圖案一冊宛を贈呈した。式次第は次の通りである。

地鎮祭式次第

午前十一時 擊 柝

主催者、参列員、祭員、樂員、祭場所定ノ座ニ著ク

次 祝 主、祝 司 ヲ 白 ス

次 祭員一員大麻ヲ執リ一員鹽湯ヲ執リテ祝フ

(被ヲ受クル時一同起立敬折)

次 齊 主 降 神 ヲ 奉 仕 ス (神樂歌ヲ奏ス此間一同起立敬折)

次 副齊主以下神饌を供ス(此 間 奏 樂)

次 齊 主 祝 詞 ヲ 奏 ス

次 齊 主 敷 地 ヲ 祝 フ

次 副齊主鎮物ヲ埋納ス

次 齊 主 玉 串 ヲ 奉 リテ 拜禮(副齊主以下祭員一同起立敬折)

次 會長 玉 串 ヲ 奉 リテ 拜禮(主 催 側 一 同 起 立 敬 折)

次 参列員總代玉串ヲ奉リテ拜禮(参列員一同起立敬折)

次 副齊主以下神饌ヲ撤ス(此 間 奏 樂)

次 齊主昇神ヲ奉仕ス(神樂歌ヲ奏ス此間一同起立敬折)
次 諸員退下

以上

大正十四年十二月中旬に敷地の地質調査を行ふた、これには西尾式柱状地質標本採取器を使用し一三一尺迄掘鑿して地層良質なる事を確めた。

大正十五年一月末曩にボーリング試験をなした結果、地盤甚だしく軟弱で強壓ある重力の建設物の基礎地盤としては慎重に調査を爲すの必要を認め、基礎試験杭打工事を行ふこととなつた。

越えて昭和二年十一月廿五日、新設計も略々決定したので、内務大臣以下内務省、東京府、東京市關係者並本會名譽及特別會員等五百餘名を招待し、東京府神職會司祭の下に神式を以て起工式を舉行し、參列者には東京震災記念堂圖集一冊宛を贈呈した。式は次の如き順序により取行はれた。

起工式次第

午前十時

主催者、來賓、祭員、樂員順次祭場所定ノ席ニ着ク

- 次 修 被(被ヲ受ケルトキ起立敬折)
- 次 降 神 奉 仕(警蹕此間一同起立敬折)
- 次 献 主 祭 文 奏 僕(此間奏樂)
- 次 齊 主 玉 串 奉 奠 拜 上(此間一同起立敬折)
- 次 齊 主 玉 串 奉 奠 拜 禮(副齊主以下祭員一同起立敬折)

- 次 主 催 者 玉 串 奉 奠 拜 禮(主催者側一同起立敬折)
 - 次 技 師 玉 串 奉 奠 拜 禮(技術員一同起立敬折)
 - 次 來 賓 總 代 玉 串 奉 奠 拜 禮(來賓一同起立敬折)
 - 次 撤 儀(此間奏樂)
 - 次 昇 神 奉 仕(警蹕此間一同起立敬折)
 - 次 諸 員 退 下
- 以上

祭文

大正十二年九月一日關東地方ニ於ケル大震火災ハ、眞ニ曠古ノ大凶變ニシテ、其ノ慘慘言辭ノ能ク盡シ得ル所ニアラス

爾來四星霜ヲ經タルノ今日、一念此ニ到ルトキ、尙慄然トシテ肌ニ粟ヲ生スルヲ覺ユ、東京市内外ノ有志諸氏此ノ大災ヲ後世ニ傳ヘ、且ツハ十萬殃死者ノ靈魂ヲ慰メン爲、眞ニ東京震災記念堂ノ建設ヲ企テ拮据經營準備茲ニ成ルヲ告ケ、本日ヲトシテ起工ノ式ヲ舉ケラル、洵ニ好舉ト謂フヘシ

抑々追遠祭祀ハ我國固有ノ美風ニシテ、風教ノ因ツテ基ク所今此ノ盛式ニ蒞ミ、當時ヲ回想シテ、哀弔ノ情轉々新タナルモノアリ、本工事ノ著々進捗シテ追念慰靈ノ設備其ノ完成ヲ告クル、一日モ速ナラムコトヲ切望シテ己マス、起工ノ盛式ニ列シ聊カ蕪辭ヲ述ベテ諸靈ヲ弔フ

昭和二年十一月二十五日

内務大臣 鈴木喜三郎

祝 辭

幾萬ノ生靈ヲ奪ヒ巨億ノ財貨ヲ喪ハシメ帝都ノ光景一朝ニシテ廢墟ノ觀アリシ大正十二年大震災ノ跡ハ今幾許時ノ復興ノ事業既ニ其ノ緒ニ就キ前途ノ光明ハ市民ノ眼前ニ映シ轉禍爲福ノ實績其ノ庶幾スベキヲ致セリ一タヒ想ヲ回ラシテ此ニ至ルモノ誰カ當年ノ犠牲者ニ對シテ萬斛ノ暗涙ト滿腔ノ悲痛トヲ伴ヒ來ラサル者アラン而モ戰慄スベキ天災地變ノ襲來ニ會シテ如何ニ人事ノ盡ササルヘカラサルカハ其ノ教訓ト試鍊トヲ體得實驗シタル市民ノ深ク印象シテ永ク銘記セントスル所タルヘシ

東京震災記念事業協會ハ著々其ノ事ニ當リ當年其ノ慘害ノ一大中心タリシ此ノ地ニ就キ遭難者ノ靈ヲ弔スベキ記念堂ノ建造竝ニ附帶公園ノ施設ニ著手スヘク本日ヲ以テ起工ノ式ヲ舉行セラル、ニ至レリ堂宇ノ半空ニ聳エ園林ノ地上ニ彩ラレテ犠牲者ニ寄スルニ滿幅弔慰ノ情ヲ以テスルト同時ニ默想追思以テ不慮ノ變災ニ對應シテ此ノ慘狀ヲ再ヒセサランコトヲ期スヘク人事ヲ盡シテ己マサルノ覺悟ヲ喚起スルヲ得シメナハ協會設立ノ本旨空シカラスシテ而シテ帝都復興ノ業始メテ其ノ全キヲ得ルニ庶カラン一言以テ祝辭トス

昭和二年十一月二十五日

東京府知事 平塚 廣義

祝 辭

東京震災記念堂茲ニ本日ヲ以テ起工式舉行セラル

惟フニ大正十二年九月ノ大震災災ハ前古未曾有ノ災殃ニシテ半世紀餘ノ努力ニ成レル壯麗ナル帝都モ一朝ニシテ灰燼ニ歸シ數萬ノ生靈亦之カ犠牲トナル殊ニ慘害ノ甚シカリシハ此ノ本所被服廠跡ニシテ死屍累タトシテ眼ヲ蔽ハシムルモノアリキ今ヤ復興事業ハ遠大ナル計畫ノ下ニ著々進捗シツ、アリ災前ニ倍スル壯觀ヲ現出スルノ日モ遠キニアラサラントス然レトモ此ノ幾多生靈ノ犠牲ハ吾人ノ永久ニ傷心斷腸ニ勝ヘサル所ナリトス茲ニ東京震災記念事業協會記念堂ヲ建設シ遭難者ヲ追弔スルト共ニ後人回想ノ記念タラシメ一ハ以テ不測ノ災禍ニ處スルノ途ヲ講セラル、ハ最モ吾人ノ意ヲ得タル所ニシテ克ク英靈ヲ慰ムル良法ナリトス庶幾クハ關係各位ノ努力ニ依リ本堂ノ速ニ竣成セラレンコトヲ

昭和二年十一月二十五日

東京市長 西久保 弘道

起工式後は支障物、不要物の移轉除去等現場整理を行ひつゝ、一方設計を急ぎ、昭和三年二月二十一日に至つて設計を完了し、二十五日提案した。

同四月七日に指名競争入札を行つた處皆入札豫定價格を超過したので、十日更に入札を行つたが尙超過した、依て原案を撤回して設計を更め五月十一日再度指名入札といふことにしたが依然として豫定額を超過せる爲數次に涉つて入札者と交渉を重ねしも未だ相當の距離あるを以て已むなく九千圓の増額を行ひ、五十七萬七千參百圓の最低入札者戸田組と六月一日に請負契約を結び、愈六月八日に記念堂建築工事に著手するに至つたのである。

同年秋十一月に基礎工事を終つて、鐵骨の工事に移りこれを終了したのが翌昭和四年四月であ

る、此間三月一日第一回設計變更により、原設計は外壁をコンクリート打放しとなつてゐたのを、壁體コンクリート打放しは現今防水劑の恒久性に富む完全のもので、其壁面に有する空隙を密閉し得られない爲に、其空隙から空氣濕氣又は雨水等自然的に吸收され、種々の化學作用を起して遂には鐵筋を腐蝕せしむるといふ學說が最近に至つて論究さるゝやうになつたので、田中式「セメントストーン」仕上に變更した爲に又更に工費七千六百參拾七圓六拾錢の増額を行ひ、工期を十五日追加することになつた。

鐵骨工事終了後六月七日、内務大臣以下内務省、東京府、東京市關係者及本會會員等總數約一千名を招待し、東京府神職會司祭のもとに本工事現場に於て盛大なる上棟式を舉行した。式の次第は次の通りである。

上棟式次第

午前十時

主催者、來賓、祭員、順次ニ祭場所定ノ席ニ著ク

- 次 修 被(被ヲ受クルトキ起立敬折)
- 次 降 神 奉 仕(警蹕此間一同起立敬折)
- 次 献 饌(此間 奏 樂)
- 次 祭 文 奏 上(此間一同起立敬折)
- 次 奉 曳 ノ 儀
- 次 千 歳 棟 ノ 儀

- 次 萬 歳 棟 ノ 儀
- 次 永 々 棟 ノ 儀
- 次 來 賓 祝 辭
- 次 齊 主 玉 串 奉 奠 拜 禮(副齊主以下祭員一同起立敬折)
- 次 主 催 者 玉 串 奉 奠 拜 禮(主催者側一同起立敬折)
- 次 技 術 者 玉 串 奉 奠 拜 禮(技術者一同起立敬折)
- 次 來 賓 總 代 玉 串 奉 奠 拜 禮(來賓一同起立敬折)
- 次 撤 饌(此間 奏 樂)
- 次 昇 神 奉 仕(警蹕此間一同起立敬折)
- 次 諸 員 退 下

以上

祝辭

大正十二年九月一日ノ大震火災ヲ記念スル爲曩ニ有志者相謀リテ東京震災記念事業協會ヲ設立シ廣ク資ヲ集メテ記念堂ヲ當時最モ慘禍ヲ極メタル此ノ地ニ建設スルニ決シ、昨年六月起工本年五月鐵骨工事落成ヲ告ケ茲ニ本日ヲ以テ上棟式ヲ舉行セラル、願フニ此ノ舉ヤ之ニ依テ遭難者ノ靈ヲ永遠ニ弔慰スルト共ニ往事ヲ懷ヒ來者ヲ警メントスルニ在ルヘク、其ノ意義寔ニ深シト謂フヘシ

今此ノ嚴肅ナル式典ニ際シ追憶ヲ新ニシ感慨轉々切ナルヲ覺ニ、冀クハ協心戮力能ク其ノ工

ヲ進メ相率キテ本事業ノ完成ヲ期セラレンコトヲ一言以テ祝辭トス

昭和四年六月七日

内務大臣 望 月 圭 介

祝 辭

茲ニ本日ヲトシ東京震災記念堂上棟ノ式典ヲ舉行セラル
惟フニ天災地變ノ事多シト雖未タ嘗テ關東大震災ノ如キ慘禍ノ劇甚ナリシモノヲ聽カス、彼
ノ震火ノ及フ所忽チ紅焰揚リ、萬物形ヲ失シテ廢墟ノ都ヲ現出シ十數萬ノ生靈ヲ奪ヒ、巨億ノ財
貨ヲ烏有ニ歸セシメタリ、其ノ慘狀今尙想フタニ慄然タルモノアリ

財團法人東京震災記念事業協會ハ此ノ未曾有ノ慘禍ヲ記念シ幾多犠牲者ノ英靈ヲ永久ニ弔
慰シ、又後世子孫ヲシテ斯ル天變地異ノ急ニ處シ、據ルヘキ途ヲ教ヘ、一面世道人心ヲ善導シ、以テ
教化ノ實ヲ揚クヘキ施設トシテ當時慘禍ノ焦點タリシ此ノ被服廠跡ノ地ヲ相シ、震災記念堂建
設ノ計ヲ樹テラル

爾來春秋茲ニ七星霜、市民ハ一意復興ノコトニ膺リ營々トシテ業績日ニ舉リ、今ヤ文化的都市ノ
實現ヲ見ントスルノ時、爰ニ震災記念堂ノ上棟式ヲ舉行セラル、ニ至リタルハ洵ニ聖代ノ美舉
タルト共ニ、亦不言ノ警告ヲ將來ニ完ウセシムルモノト謂フヘシ、一言所懷ヲ陳ヘテ祝辭トナス

昭和四年六月七日

東京府會議長 赤 塚 五 郎

祝 辭

本日ヲ以テ東京震災記念堂上棟式ヲ舉行セラル、回顧スレハ去ル大正十二年ノ大震災災ハ、眞
ニ未曾有ノ大凶變ニシテ帝都ノ大半ヲ灰燼ニ歸シ、數萬ノ生靈爲メニ犠牲トナル、其ノ慘禍ノ狀
今尙戰慄ヲ禁シ能ハサルモノアリ

越ヘテ翌大正十三年ノ初頭時ノ東京市長ハ之カ事跡ヲ永久ニ記念シ、併セテ遭難死者ヲ追弔
センカ爲メニ、財團法人東京震災記念事業協會ノ設立ヲ企畫シ、當時最モ慘狀ヲ極メタル本被服
廠跡ニ記念堂ヲ建立スルコトニ定メ、同年六月之ヲ東京市會ニ諮問シ來リシ時、市會ハ直チニ全
員協議會ノ議ヲ付シ、滿場一致ヲ以テ此ノ企圖ニ協賛ヲ與ヘタリ、爾來官民諸君ノ協心戮力ト、當
事者諸賢ノ銳意努力トニ依リ今ヤ帝都復興事業將ニ竣成セントスルノ時、此ノ記念堂亦今日爰
ニ上棟式ヲ舉ケラル、惟フニ本記念堂ハ震災記念物トシテ必スヤ不言ノ警告ヲ後世ニ遺スヲ得
ヘク、帝都復興事業ノ竣成ト共ニ世道人心ニ益スル所多カルベキヲ信シテ疑ハサルナク、冀クハ
關係當事者諸賢更ニ一層協力奮勵速ニ本事業ヲ完成セシメラレムコトヲ

昭和四年六月七日

東京市會議長 伯爵 柳 澤 保 惠

祝 辭

茲ニ本日ヲトシ東京震災記念堂上棟式ヲ舉行セラル、ニ方リ、一言祝辭ヲ呈スルハ余ノ最モ
欣幸トスル所ナリ願ルニ大正十二年九月一日ノ震災ハ、巨億ノ富ヲ灰燼ニ付シ、生靈幾萬ヲ奪ヒ、

其ノ慘害ノ甚大ナル未ダ嘗テ見サル所ナリ
東京震災記念事業協會カ罹災區域中最モ慘禍ヲ極メタル陸軍被服廠跡ニ記念堂ヲ建設シ、其ノ周圍ニ庭園設備ヲ繞ラシ、以テ犠牲者ヲ永久ニ追弔スルト共ニ、一面社會教化ノ機關ニ充テ、斯ノ慘禍ニ對スル不言ノ警告ヲ、百世ニ垂レントスルハ最モ適切ニシテ意義アル施設ナリト信ス
今ヤ建設事業進捗シ、茲ニ上棟ノ舉式ヲ見ルニ至レルハ大ニ慶賀ニ勝ヘサル所ナリ
冀クハ關係者各位ノ努力ニヨリ、事業ノ圓滑ナル進行ヲ遂ケ、以テ所期ノ計畫ヲ完成セシメラ
レンコトヲ、聊カ蕪辭ヲ陳ヘテ祝辭トス

昭和四年六月七日

東京商工會議所會頭 藤田謙一

昭和四年十一月二十六日第二回設計變更を以て、建造物を尙更に完全にせんが爲、鐵材の増加を行ひ、工費七百六圓貳拾錢の増額をなした。

最初の豫定では、昭和四年十二月十四日に竣成の筈の處、基礎根伐工事中、舊建築物基礎に出會シ之が取除きに多大の日數を要し、又基礎工事中の昭和三年六、七、八三ヶ月は降雨日殆んど半數に及び露天作業が不可能であつたのと、一つには敷地周圍は復興事業に屬する道路工事の施工中で、本敷地は其路筋より低下するに至り、自然排水の下水溝に俟つべき途を斷絶せられた爲、雨量大なる時は根伐を中心として池沼状態を現出した尙本根伐内地下水の豊富なるため、雨晴直後は動力を使用して排水を行ふ等、意外の時日を消費し、前記舊基礎取除き及杭打工事に大支障を生じ、又構内にあつた郵便局假廳舎立退きの遅延等により請負人より工期延長の出願あり、尙又、第三回の設計

變更によつて床下埋土を増加し、其他石材を變更すること等のため工期を更に七十日間延長した。尙此の設計變更によつて工費は壹千拾八圓九拾錢を増額し、總額五拾八萬六千六百六拾貳圓七拾錢となつた。

昭和五年二月本記念建造物名稱を「震災記念堂」と稱する事に決定した。

同四月九日には第四回の設計變更により様式材料に於て多少の變更を行ひ、工費貳千貳百七拾參圓九拾七錢を増額し、工期を昭和五年四月十日迄とした。

其後第五回設計變更により原設計に削除し置きたる納骨室内骨柵設備其他工事の追加、石材の變更、鐵材の増加、金屬材の變更、其他構造及意匠に多少の變更を行つて、工費を又七千四百八拾貳圓九拾七錢増額し、工期を四月三十日としたのである。

斯くして本記念堂の主要部分の建築工事は工費五拾九萬六千四百拾九圓六拾四錢を費し、昭和五年四月三十日に漸く竣工したのである。

尙別口工事として避雷針設備工事を壹千百八拾五圓の工費を以て戸田組が請負ひ、四年一月十四日に著手し、五年四月卅日に竣工した。

又電燈配線設備及照明器具設備工事は特殊器具製作を除き壹萬八千拾八圓五拾錢の經費を以て株式会社弘電社が請負ひ、昭和四年四月四日著手し、翌年五月十日竣工した。

尙右照明器具中、祭場廣間天井の蓮花形器具二箇は東京菓子同業組合大震災救濟會より寄附を受けたもので、又納骨室前祭典控室天井の照明器具と、背面向拜の照明器具は東京莫大小同業組合より寄附されたものであり、尙又祭場廣間長押用電燈器具中一箇は本事業功勞者、前公園課管理掛長故塚田眞氏遺族塚田すて氏の寄附にかゝるものである。

前記工事中に含まれてゐない特殊照明器具正面出入口斗束へ取付の三個及祭典控室柱掛二個は怪物意匠のもの、納骨室前左右床上へ置いてある鬼像燈籠は特殊藝術品なるを以て特に其製作を東京高等工藝學校教授寺畑助之丞氏に依頼した。

以上各工事竣工後室内天井及壁柱桁等の水性塗料仕上工事及向拜辻金物型のブロンズフィニッシュ工事を豊千七百貳拾四圓八拾錢の工費を以て商立社が施工し、五年八月四日工事に著手し、八月廿一日に竣工した。

斯くて三星霜に渉る大工事も昭和五年八月を以て全部の工事を竣工し、九月一日震災七周年を期し、國務大臣以下外國使臣、内務省、東京府、東京市各關係者、約七百名、本會關係者、並名譽及特別會員約七百名の參列を得、午前九時より東京府神職會司祭のもとに神式を以て盛大なる落成式を舉行し、引續き佛教聯合會司祭のもとに佛式落成慶讚會を執行した。

落成式次第

- 午前九時 擊 柝 神式落成式
- 主催者、來賓、祭員、樂員順次ニ祭場所定ノ席ニ著ク
- 次 修 被(被ヲ受クル時)起立敬折
- 次 降 神 奉 仕(警蹕此間一同起立敬折)
- 次 獻 饌(此間 奏 樂)
- 次 祝 詞 奏 上(此間一同起立敬折)
- 次 市長 記念堂受授(此間一同起立)

- 次 市長 挨拶
- 次 總理 大臣 祝 辭
- 次 内務 大臣 祝 辭
- 次 齊主 玉串 奉奠 拜禮(副齊主以下祭員一同起立敬折)
- 次 主催者 玉串 奉奠 拜禮(主催者側一同起立敬折)
- 次 遺族 總代 玉串 奉奠 拜禮(遺族一同起立敬折)
- 次 國務 大臣 玉串 奉奠 拜禮(來賓一同起立敬折)
- 次 來賓 總代 玉串 奉奠 拜禮(同)
- 次 撤 饌(此間 奏 樂)
- 次 昇 神 奉 仕(警蹕此間一同起立敬折)

佛式落成慶讚法要

- 一、諸員 入場
- 一、導師 昇 殿(奏 樂)
- 一、道場 洒 水(聯合會幹事)
- 一、落成慶讚之疏(同)
- 一、般若 心 經
- 一、啓 白 文(聯合會主事)
- 一、開 經 偈 文(合 唱)
- 一、阿 彌 陀 經(經 中 散 華)
- 一、普 門 品(導師 燒 香)

- 一、司 讀 合 鉢(式 衆)
- 一、總 回 向 文(維 那)
- 一、主 催 者 燒 香(奏 樂)
- 一、遺 族 總 代 燒 香(同)
- 一、國 務 大 臣 燒 香(同)
- 一、來 賓 總 代 燒 香(同)
- 一、導 師 下 殿
- 一、諸 員 退 場

以 上

落成式を終へて本記念堂を東京市へ假引繼を行つた。
本記念堂建築工事に要した經費は大體第七節に掲げた通りである。

祝 辭

大正十二年九月一日ノ關東大震災火災ヲ記念センガ爲、曩ニ有志相謀リ東京震災記念事業協會ヲ設立シ、廣ク資ヲ集メ、當時最モ慘禍ヲ極メタル此ノ地ニ震災記念堂ヲ建設スルコトト成リ、昭和二年其ノ工ヲ起シ、茲ニ全ク功ヲ竣ヘ、本日大震災七周年記念日ニ際シ、其ノ落成式ヲ舉行セラ

ル
惟フニ之レニ依リテ、幾萬遭難者ノ英靈ヲ弔慰スルニ足ルト共ニ、永久ニ當時ノ困苦ヲ忘レシメザルガ爲、不言ノ警告ヲ後世ニ遺シ得ベキハ予ノ信ジテ疑ハザル所ナリ

今ヤ此ノ嚴肅ナル式典ニ列シ追憶新ニシテ感慨轉々切ナルモノアリ、冀クハ市民諸君ガ協心

戮力能ク本記念堂利用ノ道ヲ講ジ建設ノ趣旨ヲ全ウセラレンコトヲ

一言蕪辭ヲ陳ベ以テ祝辭ト爲ス

昭和五年九月一日

内閣總理大臣 濱 口 雄 幸

祝 辭

茲ニ本日ヲトシ震災記念堂落成ノ式典ヲ舉ケラル、願レハ大正十二年ノ大震災火災ハ眞ニ未曾有ノ大凶變ニシテ、帝都ノ大半ヲ灰燼ニ歸シ、數萬ノ生靈ヲ奪ヒ巨億ノ富ヲ烏有ニ歸セシム其慘狀今尙戰慄ヲ禁ジ能ハサルモノアリ

財團法人東京震災記念事業協會ハ曩ニ當時最モ慘禍ヲ極メタル被服廠跡ニ記念堂ノ建設ヲ企圖シ、昭和二年十一月工ヲ起スヤ著々其ノ業ヲ進メ、今ヤ帝都ノ復興ヲ追ヒ全ク其竣工ヲ見ル惟フニ此舉ヤ遭難者ノ靈ヲ弔慰スルト共ニ往事ヲ懷ヒ來者ヲ警ムルヲ得ヘク、其ノ意義定ニ深シト謂フヘシ、冀クハ關係當事者諸賢更ニ一層協力奮勵以テ本記念堂利用ノ道ヲ講シ、所期ノ目的ヲ達成セラレンコトヲ、一言以テ祝辭トス

昭和五年九月一日

内務大臣 安 達 謙 藏

式 辭

本日ヲ以テ財團法人東京震災記念事業協會ハ、震災記念堂落成ノ式ヲ舉行シ、東京市ハ之カ引

繼ヲ受ケタリ

回顧スレバ、去ル大正十二年ノ大震災火災ハ前古未曾有ノ大凶變ニシテ、都下ノ大半ヲ燒毀シ、巨億ノ富ヲ灰燼ニ歸シ、剩ヘ生靈數萬ヲ奪ヘリ、慘禍ノ狀今尙肌ニ慄ヲ生ス、予當時東京市長ノ職ニアリ、之カ事跡ヲ永久ニ記念シ併セテ遭難死者ノ靈ヲ追弔セムカ爲、大正十三年初頭財團法人東京震災記念事業協會ノ設立ヲ企畫シ災害最モ慘鼻ヲ極メタル本所被服廠跡ニ記念堂ヲ建設セシコトヲ定メ、東京市會全員協議會ノ協賛ヲ經、同年九月震災一周年當日ヲトシテ、該協會ヲ設立シタリ

爾來歴代理事者ハ銳意所期目的ノ達成ニ精進シ、同十四年十月ニハ畏クモ、皇室ヨリ資金ノ御下賜ヲ給ハリ、昭和二年十一月エヲ起シ、四年六月上棟ノ式ヲ舉ケ、一意工事ノ進捗ヲ計リ、本年三月復興帝都御巡幸ニ際シ、工事完カラサリシモ御立寄ノ光榮ヲ賜リ、重ネテ祭祀料竝ニ銀製花瓶ノ御下賜ヲ忝ウセリ、今ヤ本記念堂全クエヲ竣ヘ落成ノ式典ヲ舉ルニ際シ、余再ビ東京市長トシテ之ニ携ルコトヲ得、感慨轉々深キヲ覺ユ

惟フニ本事業今日ノ盛典アルモ、一重ニ官民各位ノ熱誠ナル後援ノ賜ニシテ、茲ニ深ク感謝ノ意ヲ表スルト共ニ、將來之ガ管理ニ當リテハ克ク其ノ道ヲ講ジ、以テ建設ノ主旨ヲ全ウセンコトヲ期ス、一言以テ式辭トス

昭和五年九月一日

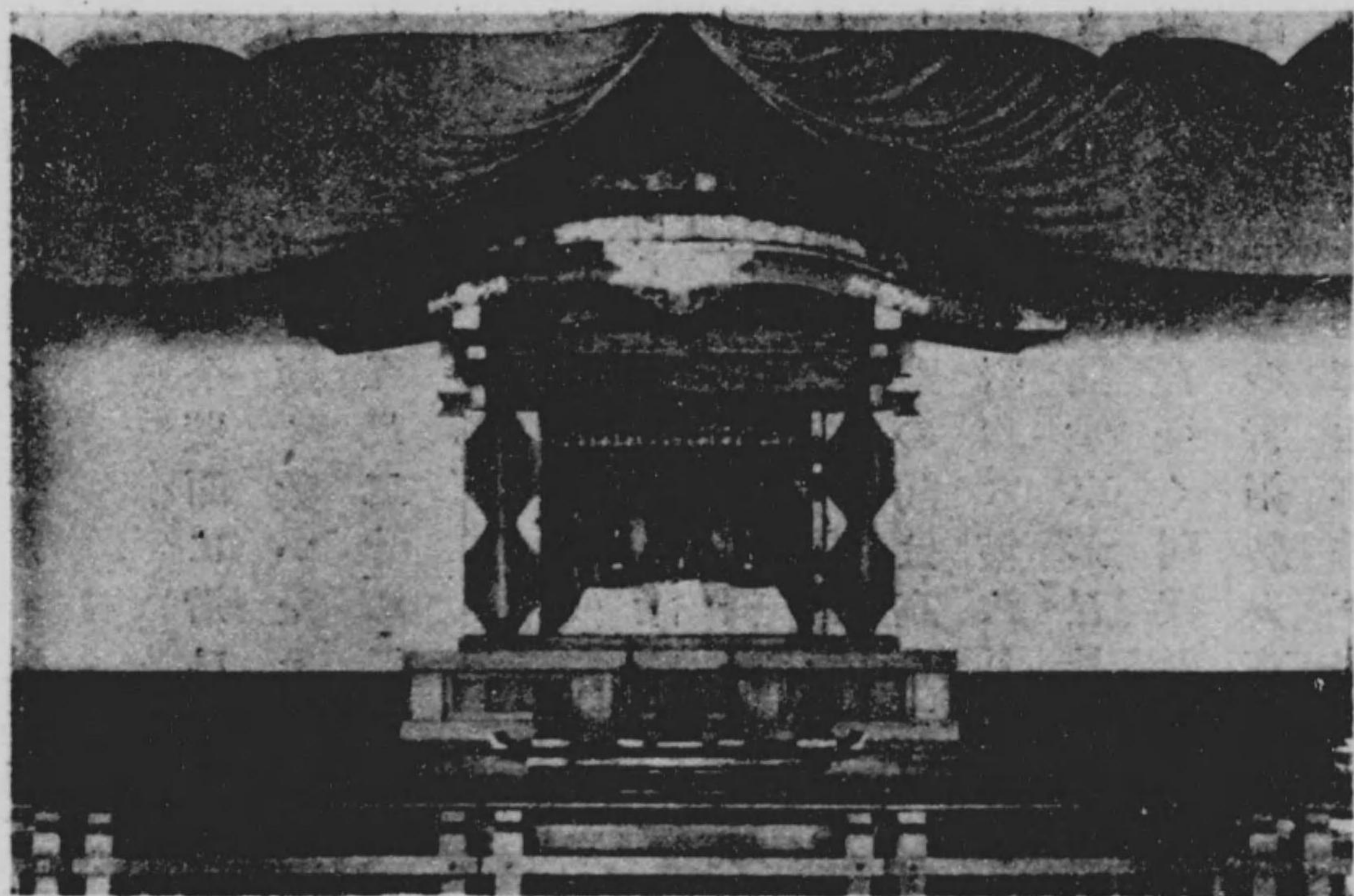
東京市長 永田秀次郎

第六節 附帶施設

此處に記念堂附帶施設として掲るものは、記念堂内部及向拜車寄の前庭の整備に關するものである。

一 靈殿内の裝飾

記念堂の核心たる靈殿の内部裝飾は、始め壁代、翠簾、幌のみ起工したのであるが、中途にて靈臺及び同覆を追加竣工せしめたもので、素木の厨子の中左右後の三方に、絹白固地に雲模様を織り出し、裏地は白麻の拾仕立の壁代を繞らし、前面には生地房州産女竹の細割、絹太糸編にて、赤地本金錦小葵模様を付た翠簾を、長一尺餘りの三段染分となせる麻房付の赤地絹唐打紐にて巻揚げ、其の内側に赤茶本金錦地に雲立枠模様を織り出し、壁代と同じく裏地は白麻の拾仕立とした幌を垂れて靈體を安置した。靈體作製は特種なる技巧を要するにより、神佛具專業者に命じて別途作製せる木曾産檜材白木の總長六尺にて鏡板は巾一尺七寸、厚四寸、下臺は長二尺八寸、巾一尺五寸のものである。靈體を載せる靈臺は、臺灣檜の白木造で高一尺八寸六分、巾二尺四寸、長さ四尺八寸にて居



震災記念堂祭壇正面

面に兩開扉一箇所を取付、此の中に漆塗金物裝飾をした小箱が納められ、靈名簿が保存されて居る。此の臺は表白地金欄小葵模様、裏は白麻の拾仕立の覆がかけられてある。

以上の外昭和五年三月 聖上陛下復興帝都御巡幸に際して、特に御下賜のあつた高さ一尺六寸、唐草帯模様の這入つた銀製大花瓶一對を、靈體の前左右に飾られて居る。又花瓶の中間に飾られた香爐は、昭和六年七月 皇后陛下帝都御巡啓に際し東京市に御下賜になつたものである。

二 納骨室

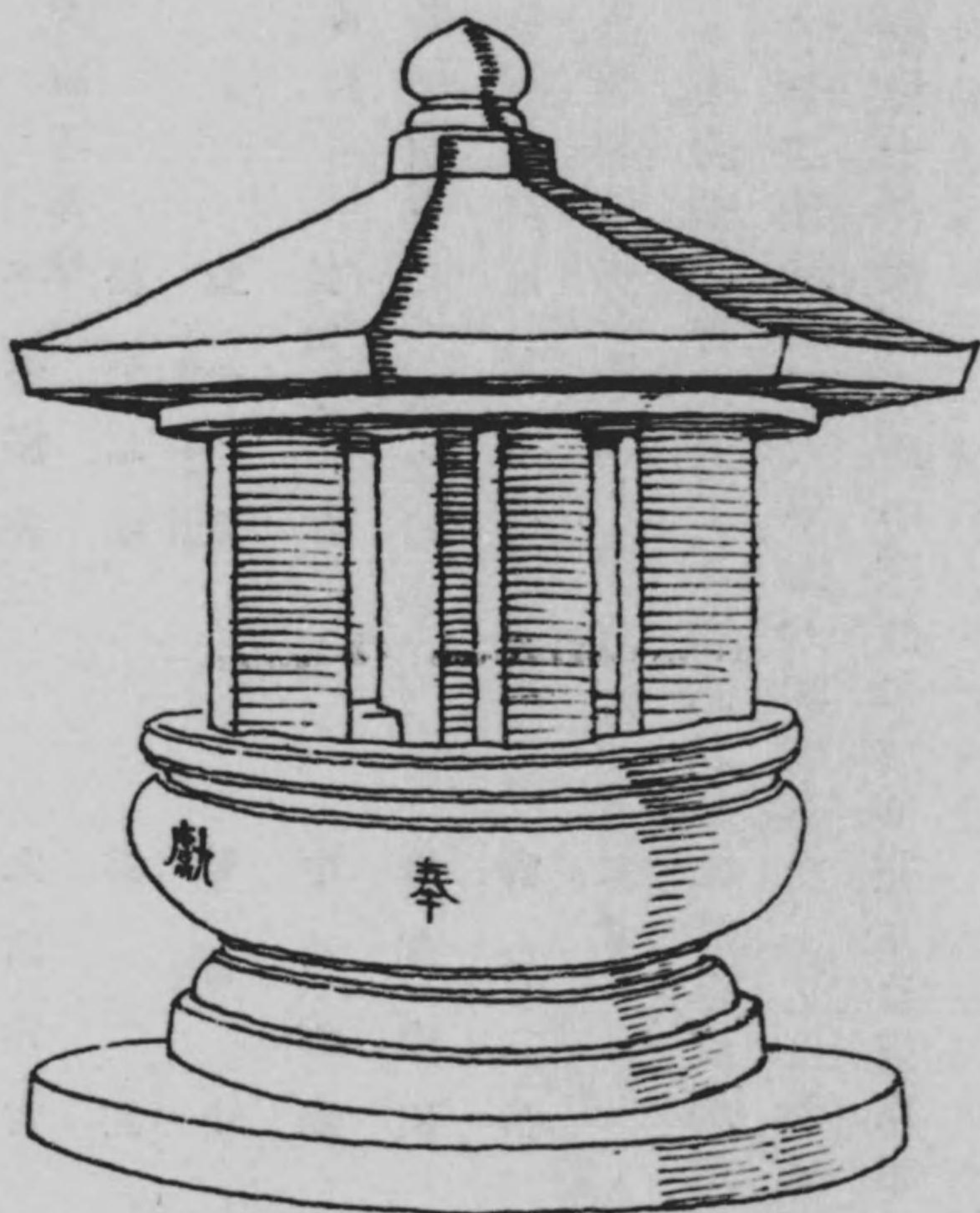
納骨室には全壁面に沿ひ床より一尺九寸の處に第一段、其より各二尺四寸毎に全四段の棚が設けられ、川砂を薄く敷いた上に滋製の納骨函が安置されて居る。納骨室の前には後堂卓として五具足を並べる長五尺二寸、巾二尺、高三尺のチーク材にオイルステインをなしラツク塗艶出磨仕上の卓が置かれてある。

三 祭壇廣間

祭壇の下三方には人除柵としてチーク材ワツクス仕上、青銅鑄物色付金具付の木柵高さ三尺五寸のものを延長六十四尺繞らして白木造り金飾金物付の神社風靈殿の崇容を保持して居る。靈殿の前は高さ三尺の壇となり其前には本所區横網町會より昭和六年八月寄附された長八尺、巾二尺六寸、高さ三尺五寸の前堂卓が五具足と共におかれてある、なほ此の仕拵は後堂卓と全く同様のものである。靈殿前壇の兩端には徑三尺五寸の青銅製大花瓶が本會創立以來終始其間に當つた本會庶務部主事井下清、同建築部主事小野二郎兩氏より完成感謝の爲め奉獻されてある。此の大花瓶には肅仰光靈



祭壇左右の大花瓶



震災記念事業協役員奉獻の大香爐

の銘を彫されて居る。廣間には柱列の内側に當る所には講堂用一脚五人掛連絡椅子六十脚を備へ、一般的な説教、精神講話の道場として活用し得られる許りでなく、参拜者の休憩に備へてある。又此の廣間の周圍長押の上部には、故後藤新平伯の推薦に依る徳永柳洲氏筆になる、震災直後の状況を活寫した油繪廿五點の内、日本橋附近災害の夜景、隅田川の叫喚、鎌倉の海嘯、軍隊の傷病者救護等の十四點を掲げて、以て震災當時そのままの惨害の有様を彷彿たらしめ、永く後世に於ける善き警としてある。又此の廣間の東南隅に

白木の額に、震災記念堂由来を記して、大震災の慘禍より引いては横死者の慰靈と後世への警告とを兼ねた、記念堂建設の経過と施設とを何人にもよく知らしめる爲に便ならしめた。一般の参拜者入口である左側控室には参拜者芳名簿を備へ、又上草履を用意してある。

四 向拜場及前庭

向拜場にある大賽銭箱高三尺八寸、巾三尺五寸、長九尺のものは東京三岩陸會より昭和六年三月市が寄附を受たものである。尙向拜場より直接祭場廣間に入ることなく左側入口に参拜者を導くため、平時は簡単な人止柵を設けてある。

向拜場前庭にある高さ四尺餘りの鑄鐵製圓錐形の花立一對は東京市に引繼後下谷區上野永藤鐵太郎氏より寄附されたものであつて、其の間に据られてある高さ九尺五寸、徑五尺五寸の石造大香爐は歴代理事、監事、參事に依つて奉獻されたものであつて、昭和六年十月十三日に着手し、信州産内山石、表面四邊小叩仕上の物で、表に奉獻の二字を大書し、背面には次の芳名が列記されてある。

- | | | | | |
|----------|----------|---------|-------|-------|
| 故子爵 澁澤榮一 | 故伯爵 後藤新平 | 男爵 阪谷芳郎 | 永田秀次郎 | 故中村是公 |
| 伊澤多喜男 | 故西久保弘道 | 市木乙彦 | 堀切善次郎 | 宇佐美勝夫 |
| 太田政弘 | 藤山雷太 | 伯爵 柳澤保惠 | 馬渡俊雄 | 岡田忠彦 |
| 平塚廣義 | 丸山鶴吉 | 故小島七郎 | 藤田謙一 | 山口安憲 |
| 松本忠雄 | 勝正憲 | 大西一郎 | 宮田光雄 | 小野義一 |
| 荒木孟 | 船田中 | 白上佑吉 | 田中廣太郎 | 廣瀬久忠 |
| 長岡隆一郎 | 中川健藏 | 牛塚虎太郎 | 菊池慎三 | 十時尊 |
| 男爵 郷誠之助 | 齋藤守園 | 故近藤達兒 | 入山祐次郎 | 牧彦七 |
| 近新三郎 | 溝口信 | 安井誠一郎 | 田村瑞穂 | 石橋政治 |
| 以上 | 四十五名 | | | |

又前庭左右に立てる燈籠二基は、淺草區馬道二丁目相澤半太郎氏の寄贈にかゝるもので昭和五年十二月起工同六年四月竣成した。之は伊豆堅石を以て作られ、高さ地上二十尺、香爐と燈籠は工學博士伊東忠太氏の設計に成り、花立は東京市技師井下清氏の何れも獨創的形式を持つたもので、記念堂の添景としてその壯嚴味を一層引立たせてゐる。臺石裏込竝に地下四尺八寸の割栗及混

凝土の基礎工事は本協會の費用を以て施行したものである。

記念堂前向つて右側にある手水鉢は、赤坂區青山一丁目中村勝五郎氏の調製寄贈に依り昭和五年八月据付られたもので、越中北樹石高さ二尺六寸、長さ八尺五寸、奥行三尺八寸である。

第七節 工費

建築工事費

- 基礎工事用材料其他 四五、五〇四、〇九
- 記念堂建築工事費 五九六、四一九、六四
- 避雷針設備工事費 一、一八五、〇〇
- 電燈配線設備工事費 五、六四八、五〇
- 照明器具取付工事費 八、六〇〇、〇〇
- 特殊電燈器具製作費 四、七九〇、〇〇
- 電燈器具製作費 三、七七〇、〇〇
- 電燈地中線引込費 三八〇、六八



燈籠

第九章 震災記念堂建設

水道引込費

三五〇・〇〇

一四二

水性塗料工事費

一、七二四・八〇
六六八、三七二・七一

準備工事費

標示杭新設費

八七・二^四

敷地假囲工事費

一、八六四・三〇

假設物移轉工事費

七六〇・〇〇

欄竝標示杭新設費

三七四・〇〇

ボーリング工事費

一、四九六・〇〇

コンクリート試験及杭打試験工事費

二、二一二・二八

試作物及雜工事費

一、六一〇・五八

計

八、四〇四・三八

附帯施設費

内陣裝飾費其他

一、三二九・二^四六

人止欄新設費

一、一〇〇・〇〇

連絡椅子

二、九八八・〇〇

後堂卓及五具足

二七四・〇〇

各種小設備費

七一・二〇一

花瓶臺及覆

三六二・五〇

燈籠基礎工事費

五一五・〇〇

第九章 震災記念堂建設

燈籠一對

(現品寄附)

前堂卓及五具足

(現品寄附)

手水鉢

(現品寄附)

石造大香爐

(現品寄附)

青銅製大花瓶一對

(東京市引繼後現品寄附)

花立一對

(東京市引繼後現品寄附)

賽錢箱

(東京市引繼後現品寄附)

計

七、二八〇・七七

總計

六八四、〇五七・八六



第十章 奉祀せる群靈

第一節 納骨

一 遭難屍體の處置

屍體收容 一夜にして焼野と化し、此の世に生きながらの地獄を現出せし帝都には、何萬の人體が正に遭難の瞬間その儘の状態で、或は焼死體となり又は溺死體となり又は溺死體となつて各所に散在してゐた。この悲しむ可き遭難者の屍體の處置は、生存者の救援と共に最も緊急を要するを以て、東京市は警視廳と協力區を督勵し、全力を揚げてその處分に没頭したのであつた。此の事務は東京市役所で爲されたことであるが、記念堂に納められた遺骨の沿革として茲に記すものである。

先づ屍體の運搬收容に當つては、當時自動車、船舶等需要に應ずるものが極めて少數であつたので、従來市衛生課使用の塵芥尿尿運搬自動車及塵芥搬送船を之に充て、敏捷にその收容に努めた結果、九月末には大體之を終了することが出来たのである。右に要した經費は十萬八千餘圓であつて、九月二日より卅日に至る市衛生課調に依る屍體運搬數を陸上河川別に示せば次の通りである。

もとより本表は混亂せる當時、然も判別に困難な腐敗せる屍體數に就ての調査であり、且又屍體全部を收容し得られたるものとは推定し難いので、嚴密に的確なる屍體數とは言ひ難いが、當時の屍體處理狀況を語る爲には有力なる参考表として役立つものであらう。

屍體運搬收容數調査表 (大正十二年九月末日調)

區名	性		不明	計
	男	女		
麴町	一六三	八三〇	〇	一九七
神田	一六三	二八	〇	一九一
日本橋	二九七	四八七	五	二七九
日橋	一八三	一四	〇	一九七
京橋	一〇四	一四	〇	一二八
芝布	一〇	一三	〇	二四
麻布	一	一	〇	二
赤坂	四	五	〇	九
四谷	〇	〇	〇	〇
牛込	二	二	〇	四
小石川	三	一	〇	四
計	一〇四	一〇三	〇	二〇七

本郷	下谷	浅草	本所	深川	永代	計
五〇四	一六八	三一九	七六七	三八九	二九八	二、九八〇
三〇〇	七〇三	六四二	九七〇	四七三	三三〇	二、八七〇
〇九	〇〇	一、三七五	四、一五七	一、五八五	四二、三〇一	四八、七七〇
九〇三	二四〇	二、三六六	四、八九四	二、二一七	六〇〇	一四、八二五

(東京市震災衛生救療誌三二頁抄)

備考

- 一、陸上に於ける屍體收容四八、一三一體に要したる自動車數二三七臺、人夫八、三〇〇人餘。
- 二、河川に於ける屍體收容一〇、五二五體に要したる船舶數一四六艘、人夫一、五〇〇人餘。
- 三、右に要したる經費一〇八、七三四圓

屍體火葬 前記の屍體は一々之を既設火葬場に送致して、火葬に附すことは到底困難であるから、夫々適當なる場所を選定し、若くは多數屍體の累積せる場所を臨時收容所として、後同所に於て收容したる屍體に付、火葬したるものであつて、前表を更に收容場所別に擧ぐれば次の如くである。

屍體火葬場所及火葬數調査表 (大正十二年九月末日調)

一、京橋區西本願寺跡

二、一

二、芝區芝浦埋立地	三五
三、芝區青松寺跡	七〇
四、浅草區田中町小學校跡	一、四七六
五、浅草區待乳山公園	一三三
六、浅草區吉原公園	五三九
七、浅草區區役所跡	三一
八、浅草區區橋	四二
九、浅草區藏前	一四
十、本所區被服廠跡	四九、八二一
十一、深川區平久町	一、三五四
十二、深川區淨心寺跡	二、三七五
十三、日暮里火葬場(既設)	二、五五五
計 十三箇所	五八、六五六

(復興局帝都復興事業大觀二六頁抄)

二 假納骨堂建設

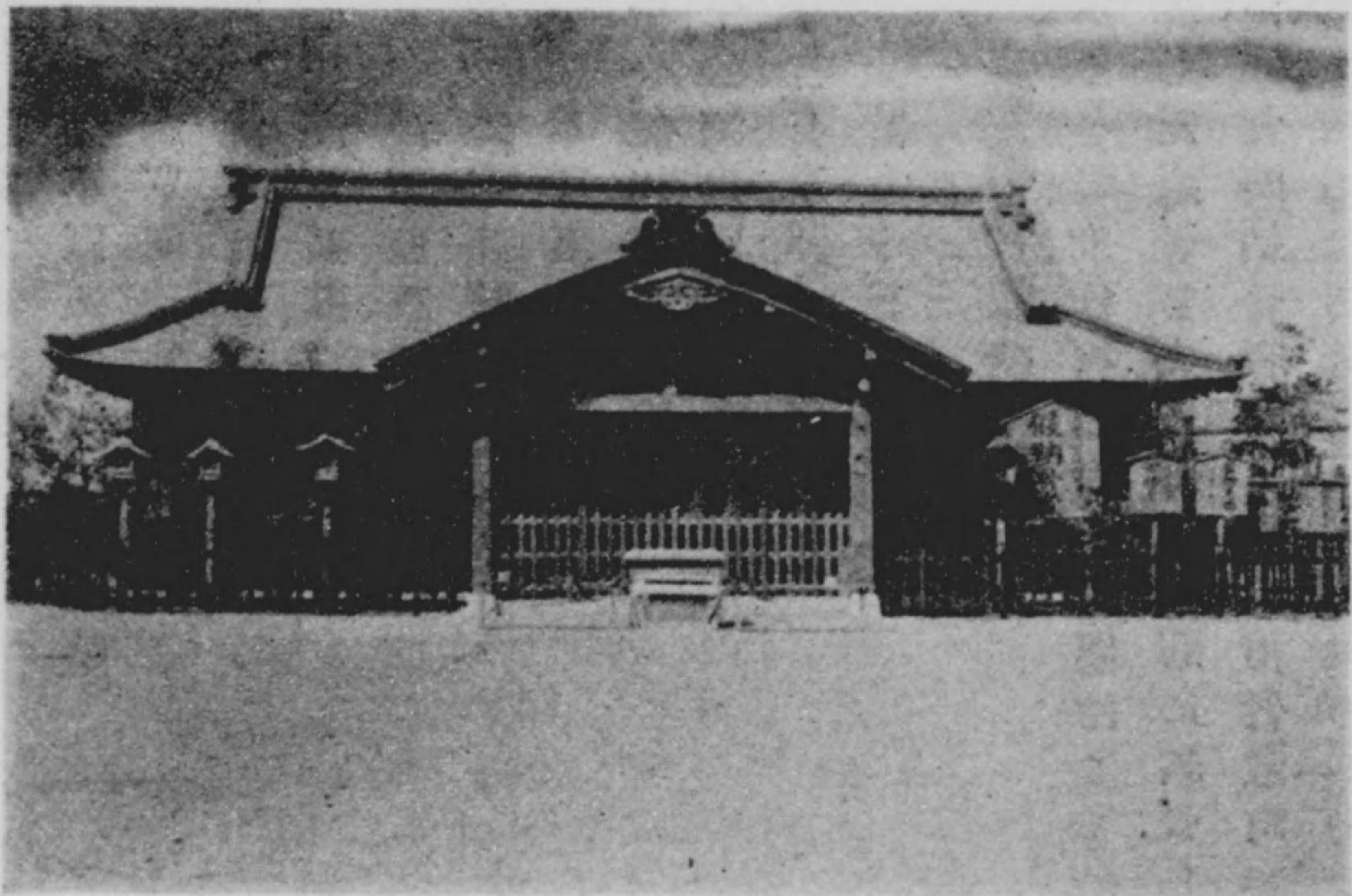
かくして未曾有の屍體處置はこゝに一段落を告げるに至つた譯である。次に、遭難現場に於て火葬した遺骨を夫々遭難地別に納骨して、最も慘禍を極めたる本所被服廠跡に安置することゝなつた。當時納骨容器は水戸市竹隈町岡崎徳次郎氏寄贈にかゝる大甕を除いては他は間に合せの木箱に詰めたる等何れも各地方の遭難地より送付し來れる儘のものにして、名狀すべからざる當時の混亂をその儘の雜然たるものであつた。然しながらさしもの大災害地は、今は香煙縷々として立ち、供花は山と積まれて、神佛教團體、帝國軍人會、本所分會員等の日夜絶間なき奉仕、又は遺族、弔

問者等の連日織るが如き涙ぐましき弔慰の中に、只々暗然と瞑目してゐるかの如くであつた。十月十九日、即ち四十九日祭執行に際し市は假納骨堂を急造建設し、在郷軍人、青年團等の助力を得遺

骨を堂内に移したのであつた。

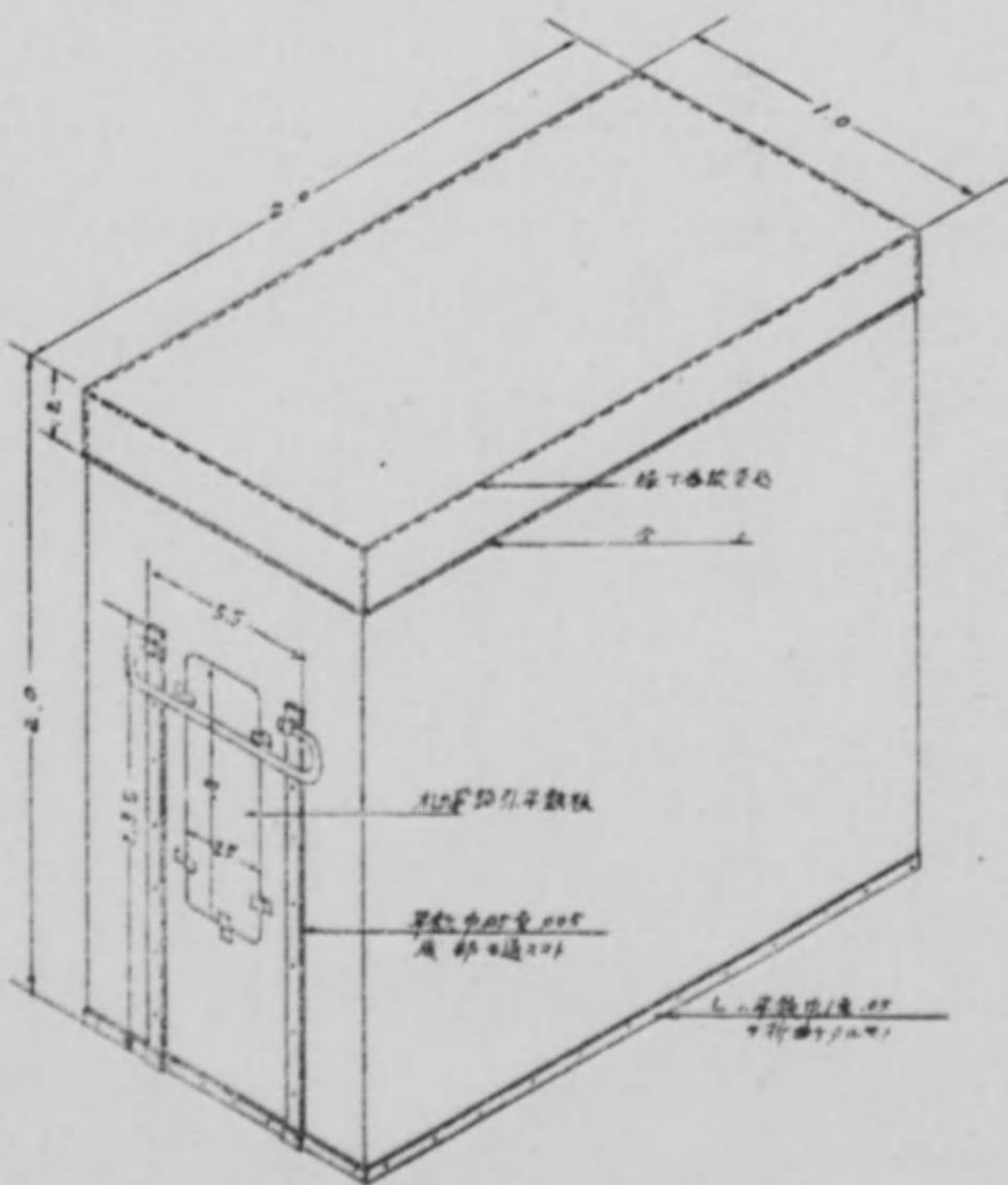
この假納骨堂の位置は現在の記念堂の中心附近であつて、その後大正十四年七月記念堂建設準備の爲、更に現鐘樓植込地附近の地に舊形のまゝ移轉改修し、それと共に遺骨容器を全部亜鉛鍍鐵板製函(縦二尺横一尺高二尺)に統一して、遺骨の詰替を行つたのである。

(堂 骨 納 假)



(坪十五數坪込敷トーリクンコ床。張ンタト家平クツラバ造木造構)

假納骨堂内保管遺骨の容器を四十九日祭當時の甕箱數及び大正十四年七月以後の亜鉛鍍鐵板製函數に分けて表示すれば次の通りである。



圖ノ箱骨納假

假納骨堂内保管遺骨容器調書

遭難地	函標名	箱數	甕數	計	備考
本所區	被服廠跡	三〇	三六	六六	二一九個ノ中六一個燒骨殘灰
同	東横川	三	四	七	
同	西横川	三	〇	三	
同	錦糸堀	〇	七	七	
同	源森川	一	〇	一	
同	十間川	〇	二	二	
同	自枕橋	〇	二	二	
同	至横網河岸	〇	二	二	
同	南堅川	一	一	二	
同	北堅川	一	一	二	
同	同	一	一	二	
深川區	小名木川筋	一	〇	一	
同	龜久町河岸	一	〇	一	
同	糶秣廠附近	二	〇	二	
同	永代橋	一	〇	一	
同	猿江町	一	〇	一	
同	一本村	一	〇	一	
同	松色町	一	〇	一	
同	油堀河岸	一	〇	一	
同	木場川	一	〇	一	
同	松賀町	一	〇	一	
同	材木町	一	〇	一	
計		三〇	三六	六六	
計		二一九	一四	二一九	

三 遺骨

遺骨數 假納骨堂に保管した遺骨の實數に就ては種々の方面に涉つて之を調査したるも、各其の數を異にして、その的確なる實數を定むることは甚だ至難の事であつた。震災當時の全く混亂せる際に、正確なる屍體實數を記録し得ざりしことは止むなきこと、はいへ、更に調査を重ねたる結果、一應實際屍體運搬及火葬に當れる市衛生課の、大正十二年九月末調査「陸上、河川別屍體數」及び「屍體火葬場所及火葬數」(二四七頁参照)に現れたる五八、六五六個を、比較的正確なるものとして之に據ることにした。其後更に進んで細別せる實數を求めんとして、大正十四年一月市公園課に於て、各區長其他に付死亡者遺骨實數に付調査をなしたる結果、同年三月末日五六、五九九個の數を得ることが出來たのであつた。依て爾後は該調査數字を以て一應遺骨實數として、保管處理してきたものであるが之を各區別に示せば次の通りである。

假納骨堂各區納骨數調書(大正十五年三月末日現在)

麴町	一七七個	神田	三三〇個
日本橋	五三八	京橋	四〇〇
芝郷	一一〇	小石川	一三
本郷	五六	下谷	二一七
淺草	二、二八〇	本所	四八、八二一
深川	三、一〇七	其他	五五〇
計	五六、五九九		

附記 麻布、赤坂、四谷、牛込各區の分は當初より納骨なし。

分骨 大正十二年九月二十一日より十月十八日迄は本所區に於て、同十九日より市公園課

に於て歿死者關係者よりの求めに應じ、それ〴〵遺骨の分與をなした。此の遺骨分與は極めて慎重を要するものがあつて、其遺族なること明瞭なるもの〴〵みに分與し來たのであるが、何日迄も其れに應ずることは適當でないことから、大正十四年三月七日市公報竝に都下十五新聞に分骨の期限に就て廣告をし、同月末に於て一先づ第一次分骨を了つた。當初よりの分骨數は一七、三〇七個にして、爾後も引き続き分骨を求むるものがあつて、その數昭和四年八月廿九日迄に七七個、總計一七、三八四個の分骨をなしたのである。

震災遭難死亡者遺骨引取方公告

本所區横綱町(陸軍被服廠跡)假納骨堂ニ保管中ニ係ル大正十二年震災死亡者遺骨ニシテ、遺族等ニ於テ引取ヲ要セラル、向ハ、今般同納骨堂改修ノ都合有之候間御遺族又ハ關係者ニ於テ來ル三月末日迄ニ同所本市公園課出張所ニ申出御引取相成候様致度爲念公告候也

大正十四年三月七日

東京市長 中村是公

四 遺骨再火葬

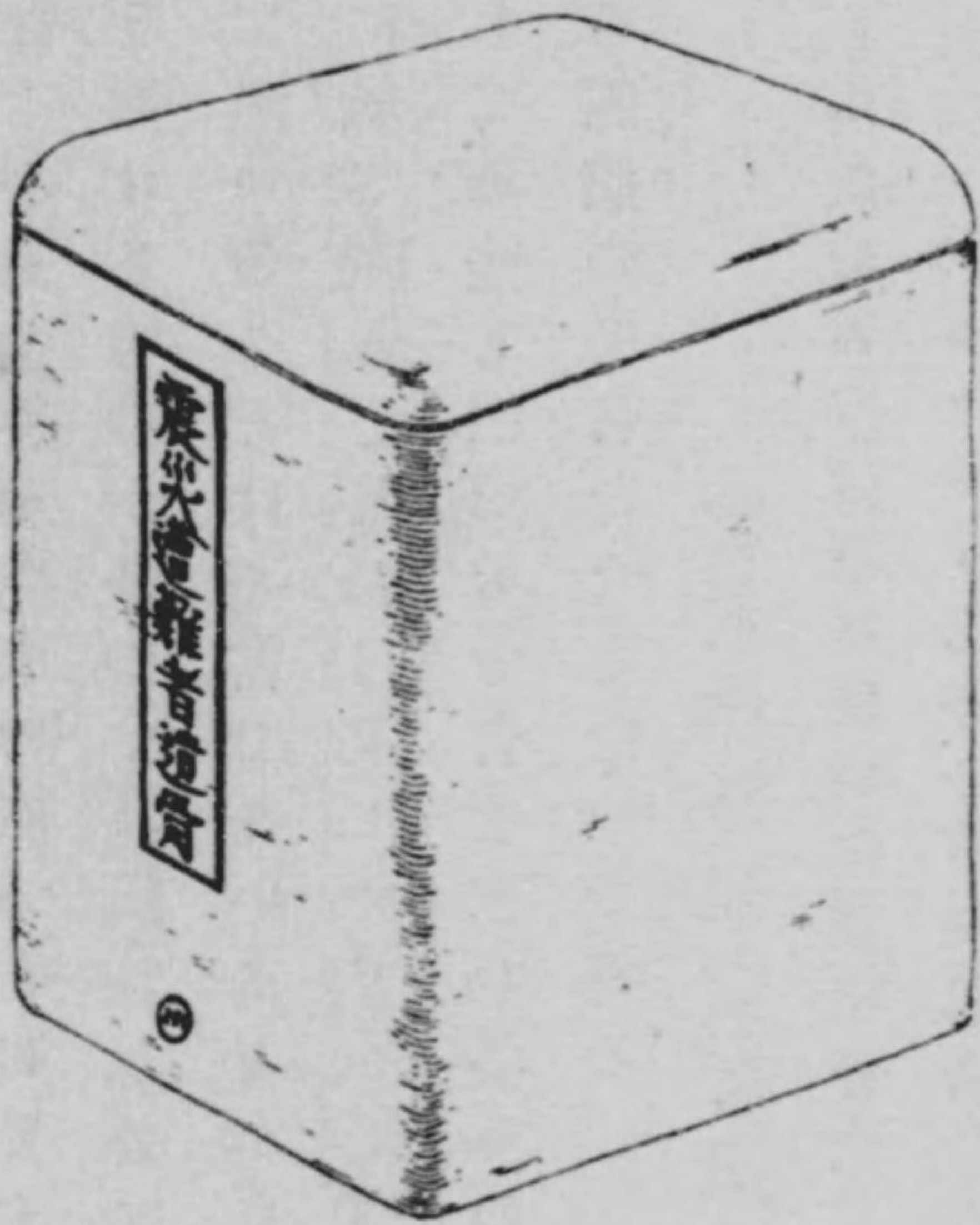
再火葬 假納骨堂に保管してある遺骨は、災害直後各その遭難現場に於て火葬されたその儘のもので、その遺骨から臭氣の發するなど完全なものではなかつた。記念堂の落成を近くに控へ、永久に記念堂内納骨室内に納骨するには、更に完全なる火葬する必要を認め、たので之が再火葬を決定し、昭和五年二月十五日午後二時より假納骨堂に於て、市區其他關係者參集莊嚴裡に供養を執行して遺骨の移納を行つた。即ち鐵板製函に納骨してあつた遺骨は市吏員數名立會の下に嚴重な特製假棺に移し、博善株式會社町屋日暮里火葬場に於て、七日間に亘り火葬に附したのである。此

間數名の市吏員は一函毎に嚴重なる立會を行ひ、火葬を了つた。遺骨は再び亜鉛鍍金鐵板製容器に移し、記念堂納骨室に安置したのである。これに要した経費は一、五九九圓であつた。

五 震災記念堂納骨

納骨 再火葬し、納骨室に安置した遺骨は、更に永久性ある函に納めることとし種々研究を爲した結果最も良質の磁製函を適當として昭和五年六月特に名古屋製陶所に下命し、八月十五日完納を見るに至り、同月末遺骨の移納を完了したのであつた。

震災遭難者遺骨容器 遺骨容器の選定に就ては最も苦心を要するところであつて、之が材料は種々金屬其他に付き、比較研究をした結果、永久性を有し且重量大ならずして然も價高からぬものとしては陶器を選定するの外なく、陶器としては普通品は硬度に於ても不十分にして、絶対に吸水性なしと言ひ難いので、最も硬質にして絶対に吸水性のない、ビトリヤスチヤイナ式製品を使用す



數量	二六〇個
形狀寸法	16 $\frac{3}{4}$ " × 19 $\frac{3}{4}$ " × 12"
經費	九、一〇〇圓

るを適當とし、名古屋製陶所に右製作を下命し、嚴重検査の上納入したものである。納骨容器二六〇個には各番號を附し、遭難場所を明記し、尙小判形陶器遺骨標札を函の中に納む。番號場所別左の如し。

番 號	場 所	番 號	場 所	番 號	場 所
一 一 六	本所區 (横川西)	一四 一 一八	本所區 (錦絲堀)	二二 一 二四	本所區 (堅川北)
七 一 一三	同 (横川東)	一九 一 二一	同 (源森川)	二五 一 二六	同 (横川東)
二七 一 三〇	同 (被服廠跡)	二二 三 一 二二 四	深川區 (油堀河岸)	二四 〇 一 二四 一	京橋區 (一 帶)
三一 一 三二	同 (横川東)	二二 五 一 二二 六	同 (伊勢崎町)	二四 二	其他 (一 般)
三三 一 三六	同 (被服廠跡)	二二 七 一 二二 八	同 (村木堀)	二四 三 一 二四 四	淺草區 (吉 原)
三七 一 三八	同 (自 枕 橋 至 横 網 町 河 岸)	二二 九	同 (松木賀町)	二四 五	同 (田 中 町)
三九 一 四二	同 (被服廠跡)	二二 〇	同 (龜久町河岸)	二四 六 一 二四 七	麴町、芝、小石川、本郷、下谷各區 (一 帶)
四三 一 四四	同 (堅川南)	二二 一	同 (木場川)	二四 八	其他 (一 般)
四五 一 二二 二	同 (被服廠跡)	二二 二	同 (東平野)	二四 九	淺草區 (待乳山)
二一 三 一 二二 五	深川區 (楳株廠)	二二 三	同 (鶴歩町)	二五 〇	同 (今戸公園)
二一 六 一 二二 七	同 (黒龜橋)	二二 四	同 (小名木川筋)	二五 一	同 (既 橋)
二一 八	同 (永代橋)	二二 五	同 (伊豫橋)	二五 二	淺草區 (一 帶)
二一九 一 二二 〇	同 (洲 崎)	二二 六	同 (本村町)	二五 三	神田區 (一 帶)
二二 一 一 二二 二	同 (一 色 町)	二二 七 一 二二 九	淺草區 (淺草公園)	二五 四	其他 (一 般)
二二 五 一 二二 八	淺草區 (一 帶)	二二 九	日本橋區 (一 帶)	二六 〇	荏原郡 (大井町驛)

第二節 靈名簿 附靈位

一 靈名調査方針

記念堂建設の趣旨を達成する爲、記念堂内に遺骨と共に不幸災死の厄を蒙つた靈名を、永久に祭祀する目的を以て、昭和二年二月九日遭難歿死者靈名簿作成調査方針を決定し調査を開始したのである。

- 1 調査範囲 大正十二年大震災火災に因り東京府下に於て遭難死亡したる者に付調査すること
- 2 調査事項 死亡者氏名、男女の別、生年月日、本籍地、死亡場所。
- 3 調査方法

- イ、當該區、町、村保管埋葬認可證下付申請書に依り調査すること。
 - ロ、當該區、町、村保管御下賜金下付申請書に依り調査すること。
 - ハ、東京市役所保管死亡者遺骨引渡控簿に依り調査すること。
 - ニ、新聞廣告に依り遺族、知己等より直接申告を求め調査すること。
 - ホ、前四項を照合し認定し難きものは本籍地に照會等の手續を経決定すること。
- 尙本調査は主として東京市内の調査なるを以て關係區役所戸籍掛長と協議の上調査すること
又本調査は複雑なる事項に付調査事項等その必要に應じ變更實行すること。

二 調査經過

- 1 戸籍掛長會議 昭和二年二月十七日日比谷松本樓に於て、各區戸籍掛長會議開催調査方法

に付協議をなす。

2 各關係方面依頼狀發送 昭和二年二月二十三日調査事項及方法を示し調査カードを添付し、各區長に調査依頼狀を發送す。同二十五日東京府知事に府下市町村長に對し調査方に關し通達を依頼す。同二十八日府下市町村長に各區長宛と同様調査依頼狀を發送す。

3 申告受付 昭和二年三月十八日以降彼岸中一週間東京十七新聞に、二十二、二十三兩日市内電車に廣告し一般より遭難死者氏名を申告せしむ。

4 調査成績 斯くして調査したる結果を示せば次の通である。

(一) 市内各區調査成績 (昭和二、五、一〇調査終了)

區別	豫想納骨數 (當初)	調査數	増減	區別	豫想納骨數 (當初)	調査數	増減
麴町	一七七	二九〇	一一三	小石川	一三	一二六	一一三
神田	三三〇	一、一四五	八一五	本郷	五六	二〇二	一四六
日本橋	五三八	七八三	二四五	谷草	二一七	三四八	一三一
京橋	四〇〇	三七四	二六	淺草	二、二八〇	二、三六三	八三
芝布	一一〇	二六一	一五一	本所	四八、八二一	二九、四〇三	一九、四一八
麻坂	九六	九六	九六	深川	三、一〇七	三、八一	七〇四
赤坂	一一二	一一二	九六	其他	五五〇	三、八一	七〇四
四谷	一一二	二五	二五	計	五六、五九九	三九、四一二	△一七、一八七
牛込	七三	七三	七三				

(二) 府下市町村調査成績 (昭和二六、一三調査終了)

市郡別	町村別	調査数	死亡者数		備考
			町内	町外	
荏原郡	大井町	二五	二五	一	
計	品川町	一一二	六八	四四	
	板橋町	一三七	九三	四四	
	十ヶ町	一〇六	二八	七八	
	北葛飾郡	七一九	五〇	二〇九	
	南葛飾郡	一七八	八七	九一	
	西葛飾郡	五八九	四〇〇	一八九	
	南多摩郡	三九	一	三九	
	西多摩郡	五四	二	四二	
	南多摩郡	五二	一	五一	
	北多摩郡	五	三	二	
八王子市	一、八七九	一、一三四	七四五		
東京府下市町村合計	四一、二九一				

三 假靈名簿

各區並府下市町村又一般の助力に依り得たる各カードを照合の結果、死亡者氏名等大體の調査を終了したので、昭和二年八月末假靈名簿を作成し、正誤及補正の爲、同九月一日、二日兩日都下十八新聞に九月二日より三十日迄被服廠跡本協會出張所に於て関係者閱覽の廣告をなした。右期間

中閱覽者數三八七名。調査件數一四六五件。右に基き假名簿の正誤及補正をしたが、尙完全を期する爲更に調査を重ね、昭和四年末に至り確定假靈名簿を作成し、靈名數三八、八二六人を登録したのである。靈名數を本籍地及死亡場所別に分ければ次の如し。

一 本籍地別靈名數調査表

府本籍別	合計	男女別		府本籍別	合計	男女別		府本籍別	合計	男女別	
		男	女			男	女			男	女
京府	二、三八一	一、二一七	一、一六四	群馬縣	六九	三五	三四	廣島縣	八七	四三	四四
麹町區	五九	三二	二八	千葉縣	一七三三	八二	九二	山口縣	三九	一三	二七
神田區	六九二	三六六	三二六	茨城縣	一、四二	六〇	六四	和歌山縣	二七	一五	一一
日本橋區	五九七	二七三	三二四	栃木縣	二九九	四二	五八	徳島縣	三三	一四	一九
京橋區	三九三	一九二	二〇一	奈良縣	二五	九	一六	香川縣	四三	二〇	二三
芝區	二二〇	一一二	一〇八	三重縣	二〇四	一〇四	一〇〇	愛媛縣	四〇	二八	一一
麻布區	九九	五二	四八	愛知縣	二九九	一五七	一四二	高知縣	二〇	一一	九
赤城區	七七	三〇	四七	静岡縣	四二〇	二二六	一九四	福岡縣	五三	二七	二六
四谷區	九五	五三	四二	山梨縣	三三五	一八一	一五四	大分縣	二七	一一	一五
牛込區	一〇一	五二	五〇	滋賀縣	一三六	七五	六一	佐賀縣	三〇	一五	一五
小石川區	二二〇	一三三	九七	岐阜縣	一四六	七六	六八	熊本縣	三四	一七	一七
本郷區	二二三	九八	一二五	長野縣	五六一	三三〇	二四一	宮崎縣	一〇	五	五
下谷區	四七六	二二〇	二五六	福島縣	二五六	一〇二	一五四	鹿兒島縣	二六	一五	一一
浅草區	一、五五八	六九六	八六二	福島縣	三八二	一八五	一九七	沖繩縣	三	二	一
本所區	一、五六六	七〇二	八四二	岩手縣	八四	四三	四二	北海道	一一	四	七
深川區	二、四〇七	一、〇八一	一、三二六	青森縣	九〇	三七	五三	樺太廳	一	一	一

府下	京都府	大阪府	神奈川縣	兵庫縣	長崎縣	新潟縣	埼玉縣
一、四九六	五八	一〇七	四八二	六七	一〇	九七一	一、五二五
七六	三四	五一	二五三	三五	六	四八一	七五七
七六〇	二四	五六	三九	三三	四	四九〇	七五八
山形縣	秋田縣	福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣
二〇〇	一三二	一八六	二二〇	二五四	一七	一五	六八
九八	五二	一三	六七	一一五	九	八	四三
一〇二	八〇	七三	五三	一三九	八	七	二六
臺灣	朝鮮	支那	北米合衆國	不詳	總計		
二	七二	七	一	二、五九五	三、八二六	一、八四四	二〇、三八
	七二	四	一	一、二五九	一、八四四	二〇、三八	

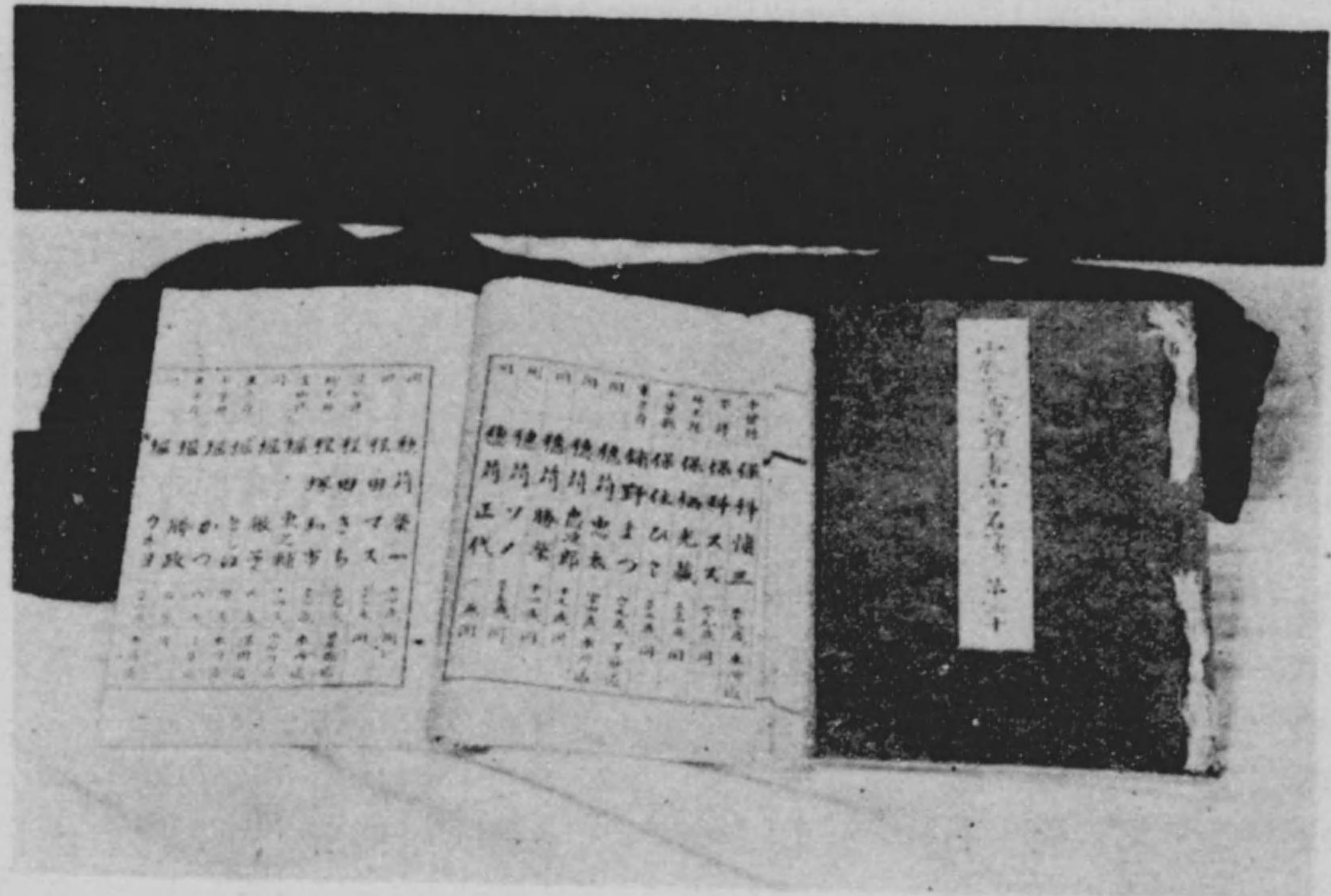
二 死亡場所別靈名調査表

地區別	合計	男女別	
		男	女
麴町區	二〇九	一四一	六八
神田區	七四九	三八八	三六一
日本橋區	七二〇	三三七	三九三
京橋區	二七八	一一五	一五三
芝橋區	二五二	一六八	八四
麻布區	三三五	一五	二〇
地區別	合計	男女別	
赤坂區	九二	三三	五八
四谷區	七	二	二
牛込區	四六	二〇	二六
小石川區	九五	六九	二六
本郷區	二四	七二	五三
下谷區	二七八	一三三	一四五
地區別	合計	男女別	
淺草區	二、三三九	九四	一、三三五
本所區	二、八六七	一、三八二	一、四九五
深川區	三、四七八	一、五二七	一、九六一
府下	一、一九七	四二六	七七二
不詳	三五二	二二〇	一四二
總計	三、八二六	一、八四四	二〇、三八

四 靈名簿

靈名簿は永久保存の必要あるを以て、その作成に付ては巻物折本、綴本等に付様式、紙質、装禎等吟味研究の結果昭和五年二月十日左の通り調製に決定したのである。

名簿作成



靈名簿

用紙は江州産生漉鳥の子西判灰汁打とす。罫印刷は代赫色にして一枚二十行罫を木版手刷とす。

用紙は平均百十枚を以て一冊とす。表装は固地綾紋織を表紙とし純絹糸を以て大和綴とす。

製本は永久保存を要するものなるを以て特に微の發生、蟲喰等の點を考慮し表装綴込等糊付を用ひず表紙裏表紙共袋張打込とし、特製すること。

姓名淨書

淨書姓名は三八、八二六名とし、用紙一枚に付二十名を録せり。

淨書は姓名の外死者出生府縣別竝死亡年齢及死亡場所を附記す。

淨書は春海豐道慶中氏を主とし同門弟十五氏の謹書に成る。

靈名簿容器

靈名簿容器は永久保存の爲堅牢にして莊重を主とし、檜材黒漆塗を以て調製す。

大小 幅一尺九寸 高一尺二寸 深一尺一寸八分
 構造 建戸蓋二本立
 内部 片側各十段
 用材 日本檜材
 塗色 内部黒漆塗立 外部同蠟色塗艶消
 金具 純銀地、金鍍金（角廻金物十個所 古代紫房付手懸金物二箇所）
 靈臺 靈名簿容器は、更に臺灣檜の白木造高一尺八寸六分幅二尺四寸、長さ四尺八寸にて前面に
 兩開扉を取付けたる靈臺の中に納められてある。靈臺は、表白地金欄小葵模様、裏は白麻の拾仕立
 の覆がかけられてある。

「靈位」記念堂内祭壇祭祀の爲め莊重を主として、檜材白木總高六尺、幅一尺七寸、厚四寸、下臺長二
 尺八寸、幅一尺五寸のものを作成し、「震災遭難者靈位」の七字を彫刻し（豊道慶中氏揮毫文字上に薄
 墨塗を施す）。

かくして昭和二年二月九日靈名簿の作成を決定し其調査を始めて以來、漸くにして混亂せる當
 時の資料中より、根據ある遭難歿死者靈名を記載し、遺骨と共に震災記念堂に祭祀し得たるは、調査
 中市民竝遺族の方々の御助力と、又關係市區町村當局の熱誠なる御援助に俟つもの大にして、當時
 を追憶しこゝに感謝の意を表する次第である。

尙遂に正確なる氏名を求め得なかつた無名の歿死者が相當多數あるべきことは豫想し得るの
 で、列記せる靈の終りに「震災遭難者諸靈」と記して其内に其等の殊に不幸なる人を祀ることにし
 た。



第十一章 中華民國寄贈梵鐘

第一節 鐘の由來

一 中華民國の同情

中華民國は未曾有の東京大震災に對して、深甚なる同情を寄せ種々な方法を以て當時我が震災
 地の慰問に全力を盡されたのであつた。凶報の上海に傳はつた九月二日、上海商務總會は上海に
 於ける四十二個の團體を糾合して、中國協濟日災義賑會を組織して、會長朱葆三氏、副會長盛竹書王
 一亭兩氏等が其の衝に當られた。そして旬日に満たぬ内に義金拾八萬五千元を集め得て九月七
 日慰問品を購入し、招商局汽船「新銘號」に積載して直ちに日本に發送された。その物品は、白米五千
 九百五十包、麥粉二萬包を初めとして數種であつた。慰問品は九月十二日神戸に到着し商業會議
 所を経て日本に交付せられた。此の外十月二十三日及二十五日の二回に亘り更に又多大の慰問
 品を寄贈して來られた。かく中華民國の志士仁人は極めて機敏な措置を以て、我が災民に深厚な
 同情を表されたが、一方民國の佛教徒は單なる物質的の慰問品の寄贈だけで満足せず、水火の中

に生命を失つた十萬の生靈の回向も即刻を要するとした。其れには宗教的にある大きな力を以てする必要があるとして、各方面の紳士に依つて組織せられた日災義賑會の外に「佛教普濟日災會」を組織して全中華の佛教界に向つて悲痛な宣言を發し、又四大名山たる峨眉、九華、五臺、普陀の四大靈場で各四十九日に亘る水陸普利道場と稱する大法要を行つた。又各寺院及各個人等は各々其の志願に應じて或は誦經念佛を行つて、其の功德に據つて罹災死者の亡靈を弔祭するの舉に出たのであつた。

二 弔靈鐘の由來

杭州西湖の招賢寺にては、十月二十日から四十九日間の普利道場と一百日間に亘る晝夜不絶の念佛を行つた。又上海麥根路の玉佛寺では十月三日から一週間の普利道場を建設して懇篤な回向を爲すことに決した。それで杭州及上海に駐紮して居る我が領事館を通じて之を我が政府に通告すると共に、我が在留同胞の參拜を促がしたとの事である。其の宣言書には各方面の回向を終つた後は幽冥鐘一隻を鑄造して、之れを日本の災區に送つて長年に亘つて擊撞し、此の鐘聲の功德に依つて永らく幽都の苦



樓々鐘梵贈寄國民華中

を免れしめむとの旨が記されてあつた。

爾後災情の日を経るに従つて甚大であつた事が明かになつたので、佛教普濟日災會よりは「故顯蔭法師、包承志居士の二人を公舉して親しく京濱兩地を慰問せられた。之れと同時に同會は十一月七日附で書を當時の外務大臣故伊集院男爵及び日本佛教聯合會宛て、梵鐘の寄贈を申し出られた。佛教聯合會に寄せた書文は次の通りである。

佛教聯合會諸大開士蓮座前遠瞻蓬島回向蓮邦旭日東昇初啓華嚴之勝會慈雲普蔭大開若之玄門
法雨普遍十方眞

風遶被三島度生慧炬救世慈航仰

貌座之堂皇極蠲忱之戀慕謹啓者

貴國震災舉世驚悼我佛教同人組織佛教普濟日災會本佛法慈悲之旨度劫汲慘死之靈竝請顯蔭法師偕包壽欽居士東來

貴國憑弔災區清

諸公爲有力之指導謀精神之補救宏揚西乾佛化發揮東亞文明黨所深賴敝竝籌鑄鐘一具運來災區終季擊撞以慰十數萬災死之幽魂故請於其處建寺安置懇向

貴國政府清示辨理以速進行而垂久遠不勝禱祝盼切之至專肅敬敬
道祺

佛教普濟日災會理事 程德全 閉和南

然し其の當時は未だ震災記念堂等の計畫が確立して居なかつたので、伊集院外相は「將來内務省で計畫確立の上、其の大善願を傳へ貴意に應ず可き旨を回答した。又日本佛教聯合會も我が當局